

平成29年 3月 7日 (火)

平成29年第1回河南町議会定例会会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

平成29年第1回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月7日(火)
招集の場所 河南町議会議場
開 会 3月7日(火)午前10時00分宣告
出席議員 (12名)

1番	佐々木	希 絵	2番	浅 岡	正 広
3番	中 川	博	4番	加 藤	久 宏
5番	大 門	晶 子	6番	力 武	清
7番	廣 谷	武	8番	田 中	慶 一
9番	小 山	彬 夫	10番	浅 岡	幸 晴
11番	野 村	守	12番	福 田	太 郎

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	武 田 勝 玄
副 町 長	奥 村 格 一
教 育 長	新 田 晃 之
総 合 政 策 部 長	森 田 昌 吾
総 務 部 長	木 矢 年 謙
総務部理事兼契約検査室長	松 田 輝 義
住 民 部 長	奥 野 健 一
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田 中 肇
ま ち 創 造 部 長	奥 野 清 文
総合政策部副理事兼秘書企画課長	上 野 文 裕
総合政策部危機管理室長	福 田 新 吾
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	南 弘 行
総務部施設整備担当課長	辻 宅 英 之
総務部人事財政課長	渡 辺 慶 啓
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	大 門 晃
住民部保険年金課長	田 村 夕 香

住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	堀 野 喜 弘
健康福祉部健康づくり推進課長	大 谷 由 候
健康福祉部総合体育館長	結 城 秋 芳
まち創造部副理事兼地域整備課長	岩 井 一 浩
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	杉 原 茂
まち創造部上下水道課長	安 井 啓 悦
(出 納 室)	
会計管理者(副理事)兼出納室長	赤 井 毅 彦
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	谷 道 広
教・育部副理事兼こども1ばん課長	湊 浩
教・育部副理事兼学校給食センター所長	松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	辻 本 幸 司
課 長 補 佐	木 矢 哲 也

会議録署名議員

8 番 田 中 慶 一
9 番 小 山 彬 夫

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第28まで、及び追加日程第 1 まで

平成29年第1回河南町議会定例会

平成29年3月7日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会期の決定について	7
日程第3	諸般の報告	7
	表彰の伝達式	
	町長の挨拶及び施政運営方針	
日程第4	議案第1号 河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の 制定について	22
日程第5	議案第3号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	29
日程第6	議案第4号 河南町立学校条例の一部を改正する条例の制定につ いて	39
日程第7	議案第5号 河南町立認定こども園条例の制定について	48
日程第8	議案第8号 河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	60
日程第9	議案第6号 河南町立公民館条例の一部を改正する条例の制定に ついて	60
日程第10	議案第7号 河南町立図書館条例の制定について	60
日程第11	議案第2号 河南町重要な公の施設に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	75
日程第12	議案第9号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	77
日程第13	議案第10号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	78
日程第14	議案第11号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に	

		ついて	81
日程第15	議案第12号	平成29年度河南町一般会計予算	83
日程第16	議案第13号	平成29年度河南町国民健康保険特別会計予算	83
日程第17	議案第14号	平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計予算	83
日程第18	議案第15号	平成29年度河南町介護保険特別会計予算	83
日程第19	議案第16号	平成29年度河南町下水道事業特別会計予算	83
日程第20	議案第17号	平成29年度河南町土地取得特別会計予算	83
日程第21	議案第18号	平成29年度河南町簡易水道事業特別会計予算	83
日程第22	議案第19号	平成29年度河南町水道事業会計予算	83
日程第23	議案第20号	平成28年度河南町一般会計補正予算（第6号）	92
日程第24	議案第21号	教育委員会委員の任命について	94
日程第25	報告第1号	平成29年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画について	95
日程第26	請願第1号	「着ぐるみカナちゃん」に関する請願	98
日程第27	請願第2号	「ねこの楽園」創設に関する請願	101
日程第28	請願第3号	河南町立中央保育園における保育の質の確保・向上に関する請願	104
追加日程第1	加藤議員の資格決定の件について	委員会の中間報告	108

議 事 の 経 過

午前10時00分開会

○議長（力武 清）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回河南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、8番 田中議員、9番 小山議員を指名いたします。

○議長（力武 清）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

3月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本定例会の会期については、本日より3月22日までの16日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期については、本日より3月22日までの16日間と決しました。

○議長（力武 清）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

例月出納検査結果報告について、監査委員から昨年11月分から本年1月分をお手元に配付しております。いずれの月分とも正確に処理されていたという報告でございます。

それでは次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

田中議員。

○8番（田中慶一）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、平成29年第1回南河内環境事業組合定例会の結果報告を申し上げます。

去る2月16日に、第1回南河内環境事業組合議会の定例会がありました。

まず、議会運営委員会、その次、全員協議会で協議した結果、議案どおり上程することになりました。

その後、事務局から平成29年度一般会計予算の概要説明と、それから清掃工場のダイオキシンなどの測定結果の報告がありました。

また、大阪狭山市選出議員からは、ごみシールの配付の枚数が世帯数によって不公平というような苦情が出ておるという報告がありました。

それでは、本会議で上程されました7件の案件を簡単に申し上げます。

まず、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、原案どおり承認されました。こういうものは、全て富田林市議会で3カ月前に決定されたものに準じて行われるものです。

第2号ですけれども、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についても、原案どおり承認されました。

3つ目、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、専決処分が承認されました。

次に、平成28年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）は、今年度末に契約期間が満了となる測定業務及び排水処理設備管理業務の委託業務の2件について、平成29年度から3年分の契約の準備を行うため、債務負担行為を計上するというので、原案どおり可決されました。

次いで、平成29年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算総額を21億8,166万2千円とするもので、原案どおり可決されました。それは、前年度比1億349万2千円の減となっております。なお、平成29年度の河南町の分担金は、前年度比567万2千円の減で、1億1,510万3千円であります。

以上、ごみ処理費が前年度比1,849万6千円の増の17億5,137万円でございます。し尿処理では3億701万9千円であります。

監査報告については、例月出納検査の結果報告については、平成28年7月から12月分の検査結果の報告がありまして、問題がなかったということでございます。

以上、簡単でございますが、これをもちまして平成29年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。

派遣議員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

次に、辻本事務局長から報告を求めます。

○議会事務局長（辻本幸司）

命によりご報告申し上げます。

3月3日の大阪府町村議会議長定期総会において、廣谷議員が、10年以上在職した議員として、大阪府町村議長会第65回永年在職議会議員表彰を受賞されました。また、全国町村議会議長会が実施しております第31回町村議会広報コンクールにおいて、河南町議会が発行しています議会だより2016年6月号ナンバー131が、町村議会広報表彰、表紙写真賞の部門において銅賞を受賞しましたので、ご報告させていただきます。

それでは、これより、廣谷議員の表彰の伝達式を行います。力武議長から伝達表彰を行っていただきますので、恐れ入りますが、前へお越しくください。

○議長（力武 清）

表彰状。河南町議会、廣谷武殿。

あなたは10年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与、貢献されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

平成29年3月3日、大阪府町村議会議長会会長、井上昭司。代読です。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（辻本幸司）

それでは、次に町村議会広報表彰、表紙写真賞の表彰の伝達式を行います。

佐々木委員長、よろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

表彰状。表紙写真賞、銅賞、大阪府河南町議会殿。

貴議会広報紙は第31回町村議会広報全国コンクールにおいて顕著の成績をおさめられました。よって、ここの表彰いたします。

平成29年2月8日、全国町村議会議長会会長、飯田徳昭。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（辻本幸司）

おめでとうございます。

以上で、表彰の伝達式を終わります。

~~~~~

○議長（力武 清）

ここで、平成29年第1回河南町議会定例会の開催に当たり、町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

皆さん、おはようございます。

平成29年第1回河南町議会定例会の開会に当たりまして、平成29年度の町政運営と施策に関する基本的な考え方をご説明申し上げ、住民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

先日公表されました住民基本台帳に基づく平成28年の人口移動報告によりますと、東京圏は21年連続の転入超過であるのに対して、東京圏を除く43道府県のうち40道府県が転出超過であり、東京圏への人口流入、一極集中に歯どめがかからない状況です。

そんな中、本町の状況はと言いますと、転入が508人、転出が492人となり、平成19年以来、実に9年ぶりに転入者のほうが上回った結果となりました。

国においては、人口減少と地域経済縮小の克服のため、平成26年に閣議決定をされました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、日本全国で「地方創生」の取り組みが進められています。本町におきましても、平成27年度に策定した「河南町まちづくり戦略」、この総合戦略に基づき、意欲的に地方創生に挑戦しております。

平成28年度におきましては、三世同居・近居を支援する住宅取得・リフォーム費用助成、第2子以降の保育園・幼稚園の保育料無料化、特定不妊治療費の助成など、移住・定住促進や少子化対策に鋭意取り組んだ1年でありました。9年ぶりの転入超過という結果は、こう

した地方創生の取り組みが実を結びつつあることを示すものと確信をいたしております。

今後も「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に向け、より一層意欲ある挑戦を続けてまいります。

このような取り組みを一層推進するために編成いたしました平成29年度予算であります。町税の飛躍的な増収や地方交付税の増加など収入の増が見込めない状況にある一方で、少子高齢化の進行に伴う医療費や福祉関連経費といった扶助費などは増加の傾向にあります。また、公共施設の再編整備に伴う建設事業などを予定しており、町債残高の増加や基金残高の減少が見込まれることから、財政規律を保ちながら持続可能な行財政運営を行うことを基本的な方針として編成をいたしました。

予算編成に当たりましては、社会経済状況や財政状況等を十分勘案し、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源の中で創意工夫を図り、さらなる教育・子育て環境の向上を目指す「こども1ばん予算」としております。

このように編成いたしました平成29年度予算の総額でございますが、一般会計が58億4,912万8千円、水道事業を含めた特別会計が51億7,394万3千円、合計110億2,307万1千円であります。

前年度予算編成と比較しますと、一般会計で3億9,019万円、7.1%の増、水道事業を含めた特別会計は3億3,817万6千円、6.1%の減、合計で5,201万4千円、0.5%の増であります。

平成29年度一般会計予算の歳入でございますが、町税全体では前年度と比較いたしまして約800万円の増と見込んでおります。

主な増減でございますが、町民税は、景気の緩やかな回復傾向を受け、前年度に比べ約400万円の増と見込んでおります。

固定資産税は、土地について、地価下落などの影響による減少が見込まれる一方、家屋については新增築家屋分などによる増が見込まれ、約400万円の増と見込んでおります。

軽自動車税は、対象となる軽自動車の台数増加により、前年度に比べ約60万円の増と見込んでおります。

また、町たばこ税は、禁煙者が年々増加傾向にあることから、前年度に比べ約100万円の減と見込んでおります。

地方交付税につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠が昨年と同水準確保されたことなどから、前年度と同額と見込んでおります。

なお、使用料及び手数料が約1,600万円減となっておりますが、これは石川保育園が公私

連携幼保連携型認定こども園へ移行することに伴って、保育料は石川こども園が直接徴収するためであります。

また、石川保育園が公私連携の認定こども園に移行することに伴って施設型給付に変わり、国庫負担金及び府負担金が増加いたします。国庫支出金は、臨時福祉給付金終了による減もあり、前年度と比較して約300万円の減となりますが、府支出金は約2,700万円の増となっております。

寄附金につきまして、ふるさと納税返礼品制度の定着を見込み、3千万円のふるさと応援寄附金を計上いたしました。

町債であります。総額で6億1,610万円の発行を予定しており、前年度と比較いたしまして、約2億5千万円の増となっております。

主なものとしたしましては、地方財政計画の財源不足を補填するための臨時財政対策債のほか、図書館・公民館移転事業、小学校統合基幹校整備事業や認定こども園整備事業などに伴う起債でございます。

次に、基金繰入金ですが、かなん幼稚園及び河内幼稚園の空調設備設置に教育・子育て基金2,700万円、ふるさと納税を活用いたしまして、三世代同居・近居支援及び第2子以降の保育園・幼稚園保育料の無料化などに取り組むこととし、ふるさと応援基金から2千万円のほか、退職手当基金、自然と歴史のふるさとづくり基金を充当することとしております。

なお、一般会計予算の収支財源不足額につきましては、財政調整基金約3億9千万円の充當により対応しておりますが、今後の行財政運営を見きわめつつ、その執行につきましては慎重に対応してまいります。

続きまして、歳出でございます。

新規施策及び重点的に取り組む施策を中心として、総合計画の施策体系に基づき、その概要を述べさせていただきます。

まず、「一人ひとりが輝くまちづくり」であります。

人権尊重・平和の推進では、基本的人権が尊重された差別のない明るいまちの実現を目指して、河南町人権をまもる会などと連携し、人権を考える町民の集いや啓発冊子の作成などを通じて人権啓発に努めるとともに、人権相談も行ってまいります。また、平和の尊さをより多くの皆さんに訴えるため、平和を考える町民の集いや平和・人権バスツアーなどを実施いたします。

男女共同参画社会の実現では、さまざまな分野で性別にかかわらず、その個性と能力が

十分に発揮できる社会の実現を目指す「かなん男女共同参画プラン第2期」の中間年度として、目標設定値の達成状況や意識の変化を検証するため、住民意識調査を実施いたします。

国際交流の推進では、異文化交流を通じて子供たちがコミュニケーション能力や豊かな国際性を身につけることができるよう、イングリッシュキャンプや中学生の国際交流体験、これは海外学習事業であります。また、引き続き英語指導助手を小学校に2名、中学校に1名配置し、英語教育の一層の充実に努めてまいります。

生涯学習の支援では、中央公民館及び中央公民館図書室の移転について、平成28年度の実施設計に引き続き改修工事を行います。平成30年3月の開館を目指して、図書システムの移転・拡充、図書通帳の導入や蔵書の充実に取り組んでまいりますので、生涯学習の拠点施設の一つとなる新たな図書館にご期待をいただきたいと思います。

歴史的風土の継承では、高貴寺を江戸時代に復興した高僧であります慈雲尊者の生誕300年記念展を、平成30年1月から3月まで近つ飛鳥博物館において実施いたします。

スポーツ・レクリエーション活動の推進では、住民のスポーツによる健康増進を図るため、スポーツに親しむことができる施設の整備に取り組めます。具体的には、総合体育館長寿命化事業として、総合体育館の屋上防水等の改修を行うほか、総合運動場野球場及び多目的運動広場の定期整備を実施いたします。

情報化の推進については、電算システムのクラウド化を進めるため、プロジェクトチームにおいて平成27年度から検討を重ねてまいりました。本町と豊能町及び千早赤阪村の3町村で昨年12月に締結した協定に基づきまして、大阪府内で初めて公募型プロポーザルにより、自治体クラウド方式でシステム共同化を行います。この先進的な取り組みにより、電算システムに関する経費削減やセキュリティーの向上を図ってまいります。

次に、心豊かなコミュニティの形成です。平成28年度、新たに開始した三世代同居・近居支援事業は、親と一緒にまたは近くで引き続き住みたい、河南町に戻って住みたいという方たちに活用していただき、町への定住やUターンを促進することができました。平成29年度も引き続き、河南町に多様な世代が交流を深め、互いに支え合いながら家族のきずなを深めることができるよう、親世帯と同居・近居する場合に住宅取得・リフォーム費用の一部を助成いたします。

次に、「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」です。

「子育て・教育は河南町で」をモットーに、さらなる子育て支援と教育の充実に目指します。

少子化が進む中、子供を産み育てやすい環境づくりを進めるという強い決意のもと、保育園の待機児童ゼロを維持するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費や妊婦健診費用の助成に加え、平成28年度には第2子以降について幼稚園・保育園の保育料を無料化するなど、国や大阪府の制度よりも一歩も二歩も踏み込んだ子育て施策の充実に取り組んでまいりました。

平成29年度も引き続き、第2子以降について、幼稚園・保育園における保育料の無料化を実施いたします。

少子化の進行は、マスコミ報道にもありますように、予想以上のスピードであります。したがって、その対策は待ったなしの状況です。小学校においては、学級構成で10人を下回るクラスや男女比率の問題もあります。より良い教育環境の実現という観点、そして児童数が減る一方で高まる保育ニーズという観点、そして公共施設の既存ストック・跡地の有効活用という観点、こうしたさまざまな観点から、適正規模及び適正配置に向けて真摯に取り組むための「第2期河南町立小学校適正規模・適正配置基本方針（案）」及び「第2期河南町立小学校適正配置基本計画（案）」及び「河南町認定子ども園等整備基本計画（案）」に基づいて、教育環境及び子育て環境の充実に向け、鋭意取り組んでまいります。

小学校の統合でございますが、平成31年4月の（仮称）かなん南小学校の開設を進めるとともに、閉校となる中村小学校の校地・校舎を活用して、平成32年4月に（仮称）かなん子ども園の開設を目指します。小学校の統合に向けて、統合基幹校となる河内小学校の外構工事及び小学校統合委員会を開催してまいります。保護者や地域の関係者との対話や議員各位のご意見もいただきながら、これからの河南町を担っていく子供たちのために着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年度は、（仮称）かなん子ども園の基本設定及び実施設計、かなん幼稚園と河内幼稚園における3歳児保育及び空調設備の設置、近つ飛鳥小学校プール改修にも取り組んでまいります。

教育の充実につきましては、従来のスクールソーシャルワーカーによる支援や進路選択支援・教育相談事業に加え、不登校児童・生徒に対して集団生活への適応指導、適応相談を行う教育支援センターの設置を進めます。

また、いざというとき、自ら考え自ら行動できる人材の育成を目指し、引き続き中学校2年生を対象にジュニア防災検定を実施いたします。

なお、学習指導要領が大幅に改訂され、英語教育の強化やプログラミング教育が明記され

ました。本町では、急速に進むグローバル化に対し、国際的に活躍できる人材を育成するため、英語教育をより一層推進するとともに、教員研修の充実やICT環境の整備を図ってまいります。

今後も教育の充実に向け、教育委員会と連携し、総合教育会議を通じ、教育の目標や施策の根本的な方針を協議してまいります。

地域における子育て支援にも引き続き努めてまいります。子供を安心して産み、育てることのできる環境を整えるため、新たに子育て情報をわかりやすく掲載した子育てガイドブックを発行するとともに、子育て中の親子の交流支援として、子育て教室や遊びの教室など、子育てセンター、これは通称おやこ園と呼んでおりますけれども、その子育てセンターを中心に多種多様な子育て支援施策を実施いたします。あわせて、子育てに関する悩みや困り事を解決するため、子育て情報の提供や支援の紹介等を行う利用者支援相談員を配置し、子育てをサポートしてまいります。

また、引き続き、町内4つの放課後児童クラブの運営、そして子育てに関する地域協議会の運営への支援、発達障がい児への対応では、臨床心理士が専門的見地から助言や支援を行ってまいります。

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対応し、切れ目のない支援を実施するため、総合的な相談支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを設置してまいります。

母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健康診査や育児支援などを通じて、母子の健康の保持・増進、育児不安の解消などに努めてまいります。

特に、新たな取り組みとして、家庭や地域での妊産婦等の悩みや不安の解消を図るため、保健師や助産師等の専門家などによる相談支援を行う産前産後サポート事業、及び出産後、体調や育児に不安がある方を対象に、医療機関において宿泊や日帰りで助産師等による乳房のケアなどや授乳指導、そして育児相談、赤ちゃんの健康状態の確認などサービスを提供する産後ケア事業を開始いたします。

また、次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、引き続き特定不妊治療費の助成を実施いたします。

次に、「安全で安心して暮らせるまちづくり」です。

昨今は、非常に元気な高齢者が多く、まさに政府が目指すところの「一億総活躍社会」にふさわしく、皆様の豊富な知識や経験を地域の財産として惜しみなく発揮していただけるた

めにも、全ての住民が、地域社会の中でつながりを持ち、心を通い合わせながら、健やかで安心して住み続けられる福祉のまちづくりが必要です。

高齢者福祉の充実では、高齢者が安全・安心に暮らせ、社会参加ができるまちを目指します。地域福祉の充実を図るため、「第3期河南町地域福祉計画」を策定するとともに、サービスの適正な提供など介護保険の円滑な運営に努めるため、「第7期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

また、住民の皆様が主体となって自ら取り組んでいただけるよう「いきいき百歳体操」の普及やフォローアップなど、介護予防を初め高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域における医療と介護の連携を図り、認知症支援にも努めてまいります。

介護保険制度につきましては、本年4月1日から介護保険法の改正により、これまで全国一律の介護予防給付で提供されておりました訪問介護——ホームヘルプでありますけれども、その介護と通所介護——これはデイサービスと呼んでおります、その介護、市町村事業の地域支援事業である「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行いたします。

障がい者福祉の充実では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、「第5期河南町障がい福祉計画」を策定いたします。

また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、障がい児通所支援についても、幼稚園・保育園と同様に第2子以降の利用者負担の無料化を行います。さらに、重度障がい者・重度障がい児の在宅医療を推進し、訪問看護の利用を促進するとともに、利用者の経済的負担を軽減するため、訪問看護の自己負担額1割を改め、1日につき500円、月額上限2,500円といたします。

保健・医療の充実につきましては、「健康かなん21」の目標であります「すべての住民が、いきいきと健康で長生きできる町の実現」を目指し、重点課題であります生活習慣病の発症予防や重症化予防のほか、健康寿命の延伸にも取り組みます。

健康診査につきましては、集団健診を5月から6月に実施し、医療機関健診は5月から翌年3月まで実施します。

国民健康保険特別会計につきましては、1人当たり医療費の伸びや保険財政共同安定化事業による拠出金の増加による厳しい運営状況にありますが、適正な受診の啓発や特定健康診査の受診率向上の取り組みにより医療費の抑制を図り、被保険者の負担軽減につながるよう健全な運営に努めます。

また、保険料軽減の所得判定基準額につきましては、低所得者の負担軽減のため、法令等

の基準に準じ、引き上げる予定であります。

なお、平成30年度には、都道府県が市町村と国民健康保険の運営を行い、財政運営の責任主体となる大きな変化を迎えます。本町も新制度移行に向け、システム改修など準備に取り組んでまいります。

次に、災害・危機に強いまちづくりの推進です。

大災害への備えとして、これまで企業等と人的・物的支援に関する応援協定や、東北、中部、九州などの複数市町村との災害時相互応援協定の締結に努めてまいりました。今後とも、さらなる応援体制の構築に努めてまいります。また、業務継続計画、いわゆるBCPを策定し、大災害時において優先すべき業務や行動様式等のマニュアルを整備するほか、洪水や土砂災害に適切に対応していくためのタイムラインについて、府などの関係機関と連携し、検討してまいります。

地域版ハザードマップの作成については、本年度は、中地区などにおいて取り組みます。

防災意識の向上や災害対応能力の向上を図るため、行政、住民などが連携して災害対応が可能となるよう、地域防災会議の構築を進めるとともに、防災士養成研修受講経費の一部補助や自主防災組織の育成支援、町総合防災訓練などを実施いたします。また、避難所の周知を徹底するため、避難所標識等の設置を進めます。

防犯の関係では、引き続き市町村境界を中心として防犯カメラの設置を進めるとともに、地域の防犯活動を支援するため、各地区防犯カメラ設置費用及び電気代の助成を行います。

次に、消防・救急体制の充実でございます。

常備消防業務については、富田林市に委託しておりますが、消防の高度化・専門化、住民サービスの向上に努め、今後も適切な運営が図られるよう富田林市消防本部との連絡を密にしてまいりたいと考えております。

住民の命と安全を守るためには、非常備の消防も大切であり、今後とも消防団員の教育訓練に努めてまいります。

また、小学校4年生から中学生で組織するファイア・ジュニア、さらには年少の子供から募ったファイア・チャイルドの活動により、将来の地域防災を支える人づくりを進めてまいります。特に、平成29年度は、ヨーロッパ各国の青少年との交流を深めるとともに、次代の消防防災を担う人材づくりのために、オーストリア共和国で開催される「ヨーロッパ青少年消防オリンピック」にファイア・ジュニア員を派遣できるよう応募いたします。

さらに、ファイア・レディによるペープサート——これは紙人形劇と申しますが、そのペ

ープサート、そして心肺蘇生法やAED使用法に関する普通救命講習会を通じて、防災・防火意識の向上に努めてまいります。

次に、「快適な生活基盤の充実したまちづくり」です。

まず、道路・交通体系の整備です。

大阪府内で、鉄道駅もなく、高速道路も通っていない交通空白地は本町のほか2町村しかなく、かねてより高速道路の整備促進は町の重要課題です。大阪南部の高速道路空白地域に高速道路を整備し、既存高速道路とのネットワーク強化を図ることで、大災害への備え、そして交流人口の増加、地域活性化を実現するために組織された大阪南部高速道路事業化促進協議会は、設立当初の大阪南部12市町村から、奈良県五條市、和歌山県橋本市及びかつらぎ町を加えて発展しております。今後、さらなるステップアップを目指し、期成同盟会の早期設立に向けて取り組んでまいります。

町域南部の国道309号につきましては、現在、大阪府において平成29年度中の供用開始を目標に工事を進めていただいているところであり、今後とも、大阪府と連携しながら着実に事業の促進に努めてまいります。

府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線における歩行者の安全確保のための歩道設置につきましては、引き続き、大阪府に対し積極的に働きかけを行ってまいります。

また、山城バイパスにつきましては、大阪府都市整備中期計画で休止となっておりますが、近隣自治体等とも連携を図りながら、引き続き事業の再開に向けて取り組んでまいります。

道路インフラの長寿命化につきましては、平成26年度のストック点検に基づき、太子町と連携のもと、平石トンネルの補修工事を行うとともに、5年に一度の橋梁の点検を実施いたします。

地域公共交通の利便性の向上につきましては、昨年2月から、カナちゃんバス及びやまなみタクシーの実証運行がスタートしております。今年の1月末までの1年間で、カナちゃんバスは延べ2万4,913人、やまなみタクシーは延べ1,174人の皆様に利用いただきました。今年の2月からは、カナちゃんバスの南部路線を見直し、毎日運行とするとともに、やまなみタクシーの運賃を200円から100円に引き下げました。今後とも実証運行の検証に努め、カナちゃんバス及びやまなみタクシーのさらなる最適化に取り組むことで、地域の皆様に愛され、持続可能な交通システムの構築に努めてまいります。

安定した水の供給では、老朽管の更新や水安全計画の策定により、上水道の安全・安心な水の供給に努めるとともに、簡易水道事業につきましては、平成30年4月の水道事業への会

計統合に向け法適化の準備を進めます。

下水道の整備では、引き続き、中、馬谷、芹生谷地区において汚水整備事業を進めるとともに、大宝地区において長寿命化計画に基づき下水道管等の更新を行います。また、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、下水道事業の法適化に向け、公営企業会計システムを導入いたします。

交通安全対策の充実では、通行と歩行者の安全を確保するため、町道寛弘寺竹ノ内線の交差点改良及び町道中村金剛山線の拡幅に取り組んでまいります。

次に、「美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり」であります。

緑の保全と創造では、平石城跡周辺に加え、平成28年度から持尾地区におきましても、企業との協働によるアドプト・フォレストの取り組みが始まりました。こうした取り組みを通じて、本町の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、近隣市町村と共催でイベントを開催し、葛城山などの自然資源を活用した町の魅力づくりに取り組みます。

公園につきましては、白木山公園のトイレ改修に取り組むほか、公園遊具の更新を進めてまいります。

環境保全・美化の推進では、美しいまちづくり審議会において景観基本方針の策定を進めていただきます。

また、土砂埋め立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資する観点から、大阪府とも連携を図りながら、美しいまち「かなん」の実現に取り組んでまいります。

水路の閉塞のおそれのある土砂埋立地の災害防止、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある埋立地につきまして、開水路復元について調査を行います。

次に、美しく魅力的なまちの形成です。地方創生の観点から、町の恵まれた自然や歴史文化的な景観を観光資源として活用し、交流人口を増加することが大切です。

昨年、地方創生の核となる優れた取り組みとして、国土交通省が関係機関と連携して重点的に応援する重点「道の駅」に、本町の道の駅「かなん」が認定されました。都市住民と農村の交流ステーションとして連日多くのお客様でにぎわっている道の駅は、まさに地方創生の拠点であります。売り場面積の不足や駐車場不足などの課題に対応するため、平成28年度の実施設計に続いて、直売所の増築工事を行います。また、新鮮な野菜を生かしたレストランやインフォメーションセンターの設置など、道の駅のさらなる発展に向け、再整備を推進してまいります。

観光資源の活用につきましては、平成28年度に岩橋山の登山マップ作成及び案内標示の設置を行いました。平成29年度は登山環境の整備のため、ネザサ刈り取りを行います。これはササの根です、ネザサです。

続いて、良好な住環境の整備です。適切な管理が行われていない空き家等が防災、そして衛生、そして景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本町におきましても、平成28年度に空き家の実態調査を行いました。その結果に基づき、平成29年度には空き家対策計画を策定いたします。

次に、農業の振興です。担い手への農地の集積や遊休農地の解消といった農地利用の最適化を図るため、農業委員会法が改正され、昨年4月から施行されております。これにより、農業委員会の業務は、「農地等の利用の最適化の推進」であると明確化され、農業委員の選出につきましては、選挙制と市町村長の選任制の併用から、議会の同意を得て市町村長が任命する方法に変更されるとともに、新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員と連携を図ることとなりました。

全国的に農家の高齢化や後継者の不足が進み、農地が荒廃するおそれがありますが、本町も例外ではありません。農用地区域の見直しなど農業振興施策に関する「河南町農業振興地域整備計画」の見直しを行います。

土地改良事業では、河南中部地区の農業生産基盤の整備や農村の活性化、良好な農地と環境の保全を図るため、中、白木地区の圃場整備計画を進めているところであり、平成29年度も引き続き、地元の事業推進委員会と連携し、事業計画案の作成に向けて取り組みを進めてまいります。

また、河南西部土地改良区におきましては、農業の担い手確保、遊休農地の解消に向けて、農道を拡幅する農業基盤の整備に対する助成を行います。

その他といたしまして、平成28年度に策定する「河南町公共施設総合管理計画」を踏まえて、既存ストックの有効活用や地域活性化の観点から、白木小学校の跡地利用の検討を行うほか、地方公会計制度の導入など効率的な行財政運営に努めてまいります。

なお、今議会におきましては、教育環境及び子育て環境整備に関連いたしまして、白木小学校、そして河内小学校、中村小学校を廃止し、（仮称）かなん南小学校を設置する「河南町立学校条例の一部を改正する条例」、そしてかなん幼稚園及び河内幼稚園を廃止し、幼稚園型認定こども園として、かなんこども園を設置する「河南町立認定こども園条例」のほか、

中央公民館及び図書室の移転に伴う「河南町立公民館条例の一部を改正する条例」、「河南町立図書館条例」、「河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を初めとする条例、その他の議案を上程させていただいております。

以上、平成29年度の当初予算に関連いたしまして、主な施策の一端をご説明申し上げましたが、今議会に提案させていただきました諸案件につき、ご審議の上、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、国の補正予算に関連して、近つ飛鳥小学校空調機設置事業や放課後子ども教室タブレット購入事業のほか、地方創生を深化させるという国の方針を受け、地方創生拠点整備交付金に伴う事業を平成28年度補正予算で編成し、平成29年度当初予算との継続予算として実施してまいりたいと考えております。このほか、平成28年度各会計の補正予算案等の議案を追加上程させていただきたく存じますので、その節はよろしく願い申し上げます。

結びといたしまして、町制施行60周年の1年間、「出張！なんでも鑑定団 in 河南」、「健康フェスティバル」、「だんじりパレード」、「フロアカーリング大会」を初めとして数々の記念事業を実施し、住民の皆様と一体となってお祝いできましたことは、まことに歓喜にたえません。60年というこの大きな節目を経て、また新たな時が流れ始めます。いま一度スタートラインに立ち、私たちの子供や孫、さらにはその先の未来を見据えて、住民の皆様、関係各所の皆様と力を合わせて、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに町議会の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（力武 清）

町長の挨拶及び平成29年度施政運営方針の発表が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号 河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第14 議案第11号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての11件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上11件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第4 議案第1号 河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）（登壇）

それでは、議案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号

河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

今回上程させていただきました条例は、3条立てとなっております。

第1条は、現条例、河南町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

第2条は、平成27年9月議会におきまして議決いただきました河南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第3条は、平成27年12月議会におきまして議決いただきました河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

今回の改正内容につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によりまして、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、条例で定める独

自利用事務の情報連携が新たに加えられる番号法の改正が行われ、平成29年5月30日に施行されます。このことから、情報連携に関する規定の関係箇所の改正のため、個人情報保護条例等を改正するものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

マイナンバーカードに関しては身分証明書の一つで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真などが記載されています。また、これらの情報は、附属しているICチップに記録されており、最重要な個人情報です。しかし、河南町においては、マイナンバーカード交付者は交付対象者の約10分の1ほどのことです。

私は、マイナンバーカードをいち早く作成した一人ですが、作成理由は顔写真が添付されているので、以後、更新時に成り済まし等の被害を受けることがないと思ったからです。一方、カード化に消極的で金庫に交付カードをしまっている方もいらっしゃいます。変更することにメリットを感じてないという方もいらっしゃるためでしょう。マイナンバーカード化することに関し、さらなる周知活動の必要性を感じますので質問させていただきます。

今回の改正により、マイナンバー化の大枠が完成し、今後これを使ってどのような利用がなされるのか気になるところです。町としてのお考えをお聞きします。

○議長（力武 清）

答弁者。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

今のご質問につきましては、マイナンバーカードの利用でございますか。

○4番（加藤久宏）

マイナンバーの制度。

○総務部長（木矢年謙）

今回の条例に関しての改正の内容でよろしいですか。

○4番（加藤久宏）

はい。

○総務部長（木矢年謙）

今回の条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、番号法の別表1に掲げる事務に沿って、町独自で実施する社会保障、税、防災に関する事務事業について、マイナンバーを利用できるという環境を整備する条例改正でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今回のこの改正によって、マイナンバーを活用できる先を増やす箱をつくる、中身はまだ未制定ですけれども、箱をつくるということなんですけれども、箱をつくるということは、もちろん情報提供先も今後増えるようになってくると思うんですが、それに伴うセキュリティーの度合いももちろんアップするのかなどか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

従前から、個人情報の保護につきましては、河南町のほうでしたら、個人情報保護条例に基づきまして、完璧にそのセキュリティーを守ってきておるわけなんですけれども、今回、番号法におきまして、市町村の自治体の条例で定めれば独自利用ができると、そういう枠が番号法で広げられたと。その広げられた枠について、河南町の個人情報保護条例も枠を広げたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

要は、今は制度を整えて中身をどんどん充実していくということで、ますますマイナンバ

ーに関するプライバシー情報の流出の危険が増えるわけなんですけれども、河南町のセキュリティーは完璧ということで。笑っちゃいけないですね。

力強いお言葉をいただいたんですけれども、実際町民としては、こういうことを気軽に言われるのが、完璧やというセキュリティーはアメリカの防衛省とかでもないのに、その完璧やという言葉が安易に逆に使ってほしくないんですね。不安があるから、次々に穴を埋めていく状態なんや、何重にもしていくんやというふうに言っていたかかないと逆に不安です。

実際に、どれだけ完璧やと言っている、マイナンバーを制定した当時、総務省のほうでも完璧や、完璧やと——完璧やという言葉は使ってないけれども、安心やという言葉は大分使っていたと思います。それでも、マイナンバーに関するいろんな問題が出てきているのが現状なんです。

これを踏まえてでも、まだ河南町は本当に完璧なのか、提供先を増やすので、セキュリティーを上げる必要は本当に全くないと考えているのか、再度お尋ねします。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

平成28年度の事業なんですけれども、今まで河南町のシステムといたしましたら、基幹系と情報系、ネット系があったんですけれども、今回、マイナンバー法とか、その辺の施行によりまして、国のほうからもそのセキュリティーの強靱化を図れというような通知もございまして、うちのほうは基幹系は基幹系、情報系とネット系も分けました、今回。ですんで、そういった強靱化というんか、国・府からの指導があつて、そういったシステムのラインを変えたわけです。ですんで、ネットから侵されるようなことは、今まで以上に強靱になったということでございます。

あと、今後、うちのほうもその媒体として、持ち出し、その辺はあくまでソフトのほうで制御をかけます。今は、パスワードで入力しておったんですけれども、今後は生体認証、生体で認証するということと、もう一つはそのパスワード、認証になりますけれども、当初そのパソコンのところのシステムに入る前に2つの認証で入ることになりますんで、今以上にその辺の中のシステムのほうは安全になるということでございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

中川議員。

○3番（中川 博）

木矢部長にちょっとお聞きします。

今回の改正ですけれども、根拠のほうで、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の変更に基づいて、今回河南町もそれを受けてということで理解しているんですけれども、先ほど木矢部長、声高々に河南町独自でいろんな部分を広げられるということで、今、社会保険とかいろんなことを言われましたけれども、これは河南町独自ですか、それとも近隣の市町村もやっていることなんですか。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

各自治体で、先ほど申しあげました社会保障、税、防災等に関連する業務に対して、市町村独自の条例をもってその業務をする場合は、条例をもってその事業を定めると、そういった内容につきましては、マイナンバーでその所得証明とか住民情報が必要な場合については、国の機関でありますJ-LISのほうに届け出して、承認を得た業務についてはマイナンバーを利用できるということでございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そういう質問をしているわけじゃないんです。近隣の自治体もこのような動きをしているのかどうかを聞いているわけです。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

近隣も同じような条例改正をさせていただいておると思います。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、うち独自と声高々に上げられましたけれども、大体そういう国の法律変更

に伴って各自治体が行っている改正に従って、河南町も変更しているというように理解して
いいわけですね。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

各自治体のほうで、条例を定めて実施していくということでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

文言ですけれども、条例の定める連携の情報の照会者と、または情報提供者を追加すると
なっていますけれども、条例の定めるところの照会者と提供者とはどのような内容ですか。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

まず、平成29年7月から自治体間の情報のやりとりが始まるという流れで、河南町から太
子町のほうにそういった情報が欲しい場合には照会をします。太子町のほうからその照会を
受けたんで、河南町のほうに提供をするという流れでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議案第1号 河南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを反対の立
場から討論いたします。

この議案は、マイナンバーの情報提供先と照会先を増やす箱を用意する、ざっくり言えば

そういうものなので、今後もちろんこのマイナンバーの情報に触れる人がますます増えていくということが懸念されます。

そもそもマイナンバーが導入されてから、住民には情報流出のおそれがつきまとうものの、便利になったという声は聞きません、全く。情報提供先や照会先、照会される方が増えれば、流出の危険がさらに増えるだけではないかと一住民として危惧しております。

島根県弁護士会のホームページに載っているマイナンバー法案の成立に関する会長の声明には、以下のような文が載っていました。

マイナンバーに含まれる個人情報は、私生活のさまざまな分野に及び、中には病歴など人に知られたくない情報も含まれるようになるところ、このような情報が名寄せ・統合され、一元に管理される。しかし、当該管理に問題があり、それにより情報が流出するようなことになれば、大きなプライバシー侵害が発生するとともに、いわゆる成り済ましによる被害が発生する危険も高まり、最終的には回復不能の損害を生じさせる危険性を内在している。

そして、上記リスク管理のためには、高度な情報セキュリティを施すことが必要であるにもかかわらず、現在サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムが構築されたということは確認できていない。また、仮にサイバー攻撃などから完全に防御できるシステムが構築されたとしても、その構築費用は莫大になると予想される場所である。

このように、リスク管理の検討が極めて不十分であり、上記リスクを排除する実効性にも乏しいということです。

つまり、マイナンバーが流出することで、回復不能な損害を生じさせるリスクがあるにもかかわらず、セキュリティ面で、もちろん河南町はそのような形かもしれないですけども、照会した先、そして提供した先がそのように完璧であるとは限らないので、セキュリティ面で大変心配があるということです。

この条例案により、リスクが増大することは自明の理であり、安易に住民をこのような危険にさらす可能性がある本件には反対いたします。

○議長（力武 清）

ほかに。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時15分）

~~~~~

再 開（午前11時17分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第3号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）（登壇）

それでは、議案第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

#### 議案第3号

河南町税条例等の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町税条例等の一部を改正する条例

でございます。

今回上程させていただきました条例は4条立てとなっております。

第1条及び第2条は、現条例の一部改正でございます。

第3条は、平成26年6月議会で、第4条は、平成27年6月議会におきましてそれぞれ議決

いただきました税条例の一部を改正する条例の改正でございます。

改正条例の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもってかえさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律などが平成28年3月31日に交付され、原則として平成29年4月1日から施行することとされていましたが、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引き上げ時期を平成31年10月1日に変更するとともに、関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、原則として同日から施行することとなったことにより、軽自動車税や法人町民税などの必要な条項について所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条関係でございますが、附則第7条の3の2第1項において、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、その対象となる家屋の居住年の適用期限が平成33年まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、7ページから9ページの附則第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、平成28年度から導入されていた、いわゆるグリーン化特例措置を1年延長することなどを規定しています。

第1項は字句の修正でございます。

8ページの第2項は、電気自動車や天然ガス自動車についてグリーン化特例として平成28年度中に初回登録した場合の税率を規定しています。

第3項及び第4項は、一定の燃費基準を達成した車が平成28年度中に初回登録した場合に経過措置とすることを規定しております。

続きまして、10ページの第2条関係でございます。

第2条では、先ほど申し上げました消費税の引き上げ延期に伴う軽自動車税及び法人町民税の改正について規定しております。

まず、第18条の3の納税証明事項でございますが、車体課税の見直しとして平成31年10月1日の消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されるとともに、これまでの軽自動車税が種別割という名称になることとなりました。このことに伴い、

字句の修正を行うものでございます。

10ページから11ページの第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金につきましては、第2号及び第3号において環境性能割の創設に伴う規定を新たに設けるもので、第2号は納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間、第3号は申告書を提出した期限後に提出した場合に、当該提出した日にちまでの期間またはその日の翌日から1カ月を経過する日までの期間は年7.3%の延滞金を加算し、納付する旨を規定しております。

第34条の4、法人税割の税率でございますが、地方税法の改正により、標準税率が見直しをされたことに準じて、本町におきましても現行の100分の9.7から標準税率である100分の6とするものでございます。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等について規定しております。

12ページの第81条の軽自動車税のみならず課税は、第1項で、売買契約で売り主が車の所有権を留保している場合は、買い主を取得者または所有者とみなして課税し、第2項では、買い主の変更があったときは、新たな買い主となる者を取得者または所有者とみなし課税することとしています。

第3項では、販売業者等が運行以外の目的に供するために取得した軽自動車について、当該販売業者等が車両番号の指定を受けた場合には、当該販売業者等を車の取得者とみなして環境性能割を課税することとしています。

第4項では、地方税法の施行地外から施行地内へ持ち込んで運行の用に供した場合には、その者を取得者とみなして環境性能割を課すものでございます。

第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲は、改正前の第80条の2の規定で、日本赤十字社が本来の事業の用に供し、救急用のものは非課税とするものでございます。

第81条の3、環境性能割の課税標準は、軽自動車の取得のために通常要する価格として販売価格により算定した金額とするものです。

13ページの第81条の4は、環境性能割の税率について規定しています。

第81条の5、環境性能割の徴収の方法については申告納付とするものでございます。

第81条の6は、環境性能割の申告納付の申告の時期と様式を規定しています。

第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料について規定しています。

13ページから14ページの第81条の8、環境性能割の減免は、公益のため直接専用したり、

身体障がい者が利用するものについて必要と認めるものに対して減免し、第2項では、その手続等は規則で定めることを規定しています。

第82条、種別割の税率は種別ごとの税率を定めています。全て、現行の軽自動車税と同額でございます。

第83条は、種別割の賦課期日及び納期について、第85条は種別割の徴収の方法について定めています。

第87条は、種別割に関する申告または報告の義務について規定しています。

16ページの第88条は、種別割に係る不申告等に係る過料について、第89条の種別割の減免につきましても、主に種別割への見直しに伴う字句の修正でございます。

16ページから17ページの第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免につきましても、主に種別割への見直しに伴う字句の修正でございます。

18ページの第90条の2、種別割の課税免除は改正前の第80条の3で、商品であって使用しない軽自動車等に対しては種別割を課税しないこととしています。

91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等は、条ずれ及び種別割への見直しに伴う字句の修正でございます。

続きまして、附則でございます。

19ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、環境性能割の賦課徴収は、当分の間、大阪府が自動車税の環境性能割の例により行うことを規定しています。

附則第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例は、先ほど申し上げました第81条の8、環境性能割の減免の規定にかかわらず、当分の間、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、軽自動車税の環境性能割を減免するものでございます。

附則第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例は、第81条の6の申告納付については、当分の間、大阪府知事にしなければならないことを規定しています。

附則第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を町が府に交付することを規定しています。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、第81条の4の税率について、営業用の軽自動車に対して賦課する環境性能割の税率を、当分の間、この表にあるように

100分の1は100分の0.5に、100分の2は100分の1に、100分の3は100分の2として、第2項では自家用の軽自動車については100分の3を100分の2とすることを規定しています。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例は、車両番号の指定を受けた日から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割についても、当分の間は、この表にあるように重課とするものでございます。

第2項から第4項までの削除は、7ページから9ページで説明申し上げましたグリーン化特例の条項について平成28年度分を削るものでございます。

次に、22ページの第3条関係でございます。

河南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

軽自動車税の種別割への名称変更に伴い、条例附則第6条について規定している経過措置の字句等の関係する条項について所要の改正を行うものでございます。

次に、めくっていただきまして、第4条、河南町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、条例附則第5条第7項の表におきまして、第19条第3号、延滞金の計算期間に、先ほどの第2条の改正でご説明申し上げました環境性能割の申告書を新たに追加するものでございます。

最後に、今回の改正条例の附則でございますが、第1条は施行日を定めています。この条例は公布の日から施行する。ただし、第1号で、第1条中、軽自動車税の税率の特例及び附則第3条の規定は平成29年4月1日から、また第2号で、第2条から第4条の規定及び附則第4条の規定は平成31年10月1日から施行するものでございます。

あわせて第2条では、町民税に関する経過措置を、第3条、第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

もろもろの税金に関する改正なんですけれども、グリーン化特例についてお聞きします。

初め、これがまず導入されたときというのは、エコカーの類いは1年間の減税、そして13

年以上経過したような古い車は、結構長く20%、15%の増税ということでスタートしたと思うんですけども、これがもし、グリーン化特例の1年延長ということなので、延長しなかった場合、13年以上経過した軽自動車等への課税に変化があるのか。

というのも、わかりにくいですかね。グリーン化特例とともに、古い車も増税したんですね。ということは、これがなくなれば、古い車はもとの増税する前の額に戻るのかどうかということ聞いています。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

グリーン化特例で電気自動車または燃費性能のよい車は減税という形になってございます。

今、議員さんおっしゃる重課のほうですけども、もし今回の改正がなければ、その重課はもとの標準どおりの税率に戻るのかというご質問かと思うんですけども、今回改正させてもらう条例の改正がなかった場合、減税の部分は、前回の条例改正のときには平成28年度に限っての条例改正となっておりました。今回1年延長することによって、平成28年度に新規登録された車は平成29年度が減税の対象になります。

重課につきましては、今回改正をもししなくても、今回の重課の部分の改正は字句の修正だけでございますので、そのまま13年、新たに1年たった車は、新たに重課になっていくというふうなことになると思います。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

昨日、このことに関して余りにも説明がわかりにくかったので、国交省のほうに問い合わせたんですね。総務省が管轄かもしれないんですけども、国交省のほうで詳しい資料があったので、これほんまにどうなっているんやということを確認したら、13年を経過した分の車両についても、もちろん延長しなかった場合は重課のほうがなくなるということをお返事で得たんですね、電話で。

奥野部長が今おっしゃっていることと逆のことを国交省の回答では得たんですけども、奥野部長、再度確認しますけれども、間違いはないですか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

今申し上げましたように、重課の改正は字句の修正のみとなってございますので、現条例がそのまま新たにこのまま継続するというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

中川議員。

○3番（中川 博）

今回の条例の制定についても、法の改正によるものということをするんですけども、先ほど説明の中で、新旧対照表の中で10ページですけれども、軽自動車税を種別割というように今回変更ということになったと思うんですけども、その軽自動車以外のそういう種別というのがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

軽自動車以外と申しますのは、普通自動車とかトラックとかいう意味でございますでしょうか。ちょっとその辺がわかりにくいんですけども。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それを聞いているわけじゃないです。軽自動車イコールこの種別割というので捉えていいのかということですね。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

本町の条例の中では、三輪以上の車が、軽自動車に限って河南町の条例では制定させてもらっていますので、三輪以上の軽自動車については種別割という表現に今回変えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、軽自動車の中にいろんな種別があるということですね。そして、今回はその種別によって税率が変わるというように捉えたらいいわけですか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

議員さんおっしゃるとおりで、軽自動車の中には三輪、それと営業車、自家用車、貨物というふうな種別に分かれてございます。それで税金の税率が変わってくるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、今まで一くくりに軽自動車というのを取り組んでいたんですが、種別ごとに分かれたから、今後また種別ごとになる可能性もあるということでもいいわけですね。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

今後、種別ごとで税率が改正される可能性はございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

大門議員。

○5番（大門晶子）

今、環境性能割における減免の条件をお示しいただいたんですが、減免を受ける場合、車に何か表記するのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

減免を受ける場合の車の表記ですけれども、特に表記はございません。車には表記はして  
ございません。ただし、初回登録のときに、ガソリン車、LPG車、天然ガス車、その辺の  
中で初回登録の段階の登録表の中にその表示がなされてございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

そしたら、減免を受けられるということで、障がい者の方々のために適用が受けられると  
いうことで、そういうふうな広報というのはどういうふうにされるんですか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

障がい者の減免につきましては、納付期日の1週間前までに町のほうに申請してもらおうと  
いうのが規定のほうになってございますけれども、その広報につきましては、また税の賦課  
時期とか、広報等で周知させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

この3号、町の税への影響というのがあるんかないんか、ちょっと教えていただきたいと  
思うんですけれども、それとこの新旧対照表ですか、ものすごいようけあって、なかなか読  
んでも読みにくいという、一つ疑問があるんやけど、まずこの税への影響があるのかないの  
か、少し教えていただけますか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

まず、平成28年度の結果なんですけれども、軽課の対象自動車合計210台、それと重課  
になった対象の車が970台ということで、軽課で77万6千円程度の標準税率に比べて減とな

っております。重課で970台ですので、重課で147万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

そしたら、消費税の絡みなんかはどうなるんか、それについてもちょっと教えていただけますか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

消費税の絡みと申しますと、消費税の関係は、今回の軽課とか重課の条例改正では、消費税平成31年10月1に変更になりますけれども、その部分については、今回の軽課、重課については消費税の延長になったことは関係してございません。

以上でございます。

○9番（小山彬夫）

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第 6 議案第 4 号 河南町立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第 4 号の提案をさせていただきます。

議案第 4 号

河南町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

河南町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3 月 7 日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 一 号

河南町立学校条例の一部を改正する条例

まず、提案理由でございますが、本町では教育行政の重点課題として、次代を担う子供たちが明るく、たくましく、心豊かに育つために、教育環境づくりを目標に掲げ、よりよい教育条件、教育環境と安全で安心して学べる学校を整備するため、河南町小学校問題審議会を設置し、答申を受けまして、小学校を段階的に 2 校にすることとしています。

1 期としまして、当時最も小規模な石川小学校と近接する大宝小学校との統合に取り組み、平成23年 4 月に新設校として近つ飛鳥小学校が誕生しました。

今回、第 2 期の統合といたしまして、昨年より教育環境ミーティングと住民説明会を実施してまいりました。つきましては、平成31年 3 月31日に、白木小学校、河内小学校、中村小学校を閉校し、同年 4 月 1 日に河内小学校の施設を使用しまして新しい学校を設置するというものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の26ページの新旧対照表により説明させていただきます。

改正前の第2条の表中、河南町立白木小学校、河南町立河内小学校並びに河南町立中村小学校の学校の名称及び位置を削りまして、改正後は近つ飛鳥小学校の下に河内小学校の跡地に新設する（仮称）河南町立かなん南小学校の名称と位置を加えるものでございます。

附則で、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしています。

なお、この条例の提案につきましては、白木・中村小学校の校区の全区長さん及び区長会の会長、副会長さんに説明を行い、承認していただいていることを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

今、久保教・育部長のほうから提案いただいたんですけども、住民の方から私もいろいろご意見を聞かせていただいて、余り納得はいかないんですけども仕方がないというのが大半のご意見だったと思うんです。

その中で、今回この小学校の名称、（仮称）河南町立かなん南小学校ということで、この附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとなっているんですけども、この今回の改正の条例ですけども、今しなければいけない理由というのはあるんですか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

新しい学校を開設するためにはいろいろと準備がございます。

例えば、補助金の申請、財政的なものですね、それとか教員の配置、人員配置の体制など、できるだけ早いうちに関係機関に報告するというようなことが求められているところであります。

また、新しい学校の制服とか校歌とか運営について、保護者さんとか教員で十分協議していただける、この時間というのも必要やということでございます。

また、統合後、児童間でスムーズに交流ができるということで、学校間の交流も事前にや
っていくというように考えておりますので、早期に取り組みたいということで今上げさせて
いただいたということでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、必要な措置やということで理解していいわけですね。

先ほど、久保教・育部長のほうから根拠的な部分の話をされました。それは、河南町小学
校問題審議会から平成19年11月に答申を受けて、規模は概ね12学級から18学級が適正である
と。段階的に統合を進め、5校を2校にすることが望ましいというような答申に向けてのこ
の内容だと思うんですけども、ところが、先ほど久保部長のほうからもありましたように、
第1期が平成23年4月、近つ飛鳥小学校ですけれども、このときも、今、久保部長のほうか
ら説明がありましたように、石川小学校のほう非常に児童数が減少ということですが、
今考えたら石川小学校の校区の児童が増えているような状況です。

私が言いたいのは、この答申が、ほぼ10年近い前の答申に沿って、今このような2校体制
に進んでいるわけですが、その流れというか、その答申に沿っての進め方についての
問題点はいささかもないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

小学校問題審議会のほうで協議していただいたときと、児童数の減少とか、そういう状況
は今も変わらないというふうに考えておりますので、早期に統合のほうを進めていきたいと
いうふうに考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

3回目ですからあれですけれども、将来の1校体制も含め、私はまた今回一般質問をしよ
うと思っているのですけれども、小中一貫校とかの視野も入れて、やっぱりいろんな幅広い
意見も取り入れながら、また将来、10年前の答申ですから、そういう意味で早急にまた新し

い計画のほうも立案していただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8番（田中慶一）

今、さっき言われました答申に、心豊かに、たくましく、安全・安心して学べるという場所について、河内小学校の跡地に新しくかなん南小学校ができるということですが、本当にアクセスの問題とかいろいろ、山間地であるとか寒いとかいろいろありますけれども、本当に安全・安心して学べる場所なのか、そこだけが1点、河南町の我々中村校区住民のひっかかる点でありまして、そういう点から本当に安心なのか、そういう体制ができるかということについて、理事者側の考えというか対応を述べてください。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

それでは、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

河内小学校は、そもそも昭和60年12月に住宅開発で許可されたその区域内に位置しています。当初から、その区域を小学校として造成するという、そういうような計画のもと、その土地を造成された経緯があります。一部切り土、盛り土というような、そういうハードな問題もありますが、安全な造成がなされて今に至るということで、住宅団地そのものが全体的な造成の区域ということも含めた安全な区域ということで、知事の許可を得て、知事の完了検査を経た区域というように認識しています。現在、これまでの間、平成2年に小学校が立地したんですけれども、大きな災害等は発生していません。

今後、河内小学校を基幹校ということでリニューアル等を行うんですけれども、子供たちが安全に安心して学べる施設として再整備を進めていきたい。また、通学路に関する内容につきましても、安全なスクールバスの運行も含めて、全体的に整備を進めていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

河内のところが安全だと、今まで事故も何もなかったということで、河内小学校を利用されると、建設も新しいということなんですけれども、先ほど町長の施政運営方針の中で、中村小学校をこども園に転用するというので、そしたら中村小学校は安全・安心でないのかと、なかったら転用できないんですけれども、安心だったら中村小学校を基幹校にしても変わらないと思うんですけれども、規模の問題もありますけれども、その点どうですか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

全体の教育環境の整備ということで、今ある施設を最大限に活用していきたいと。一つは小学校を2つに編成を進めていく一方で、もう一つ幼児教育の充実ということで、認定こども園の2園整備を進めていきたいというように考えています。

そういう意味で、今3つの小学校が1つになり、残る2つの小学校の跡地利用の内容として、1つは認定こども園としての施設として活用を考えているところです。

認定こども園は、幼稚園と保育園が1つの機能を有する施設でありますし、その機能としては今この場所が適切なのか、3つの小学校の立地環境を考えてみた場合、さらに保護者の動線とか利用形態を考えてみた場合、中村小学校跡地が認定こども園にふさわしいという判断で、中村小学校跡地は認定こども園として活用を考えています。

小学校としての基幹校としては、施設、敷地、立地等を判断して河内小学校を基幹校とするというように考えています。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

河内小学校の基幹校というのは理解できるんですけれども、先ほど言いました中村小学校をこども園にするためには中村小学校の建物が安全なのか、不安なのか、その点はどうか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

中村小学校につきましては、耐震診断を行った際に、一部、低強度コンクリートという問題が発覚しました。これにつきましては、一定いろんな専門機関等との検証も進めてきたんですけれども、現在に至っては、そのコンクリート強度を踏まえた上で耐震診断を行い、耐震の補強を行って安全が確認された施設として今利用しています。

今後、経年の内容とこれから何年活用するかといういろんな検討を含めまして、今、再度強度調査の上、活用については検討を進めていきたいというように考えています。

○議長（力武 清）

質疑の途中でございますけれども、これより午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩（午前 1 1 時 5 9 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 0 0 分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 4 号 河南町立学校条例の一部を改正する条例の制定についての議題ですけれども、質問、ほかにありますか。

大門議員。

○5 番（大門晶子）

本町ではこの条例を提案していただくにあたりまして、以前から白木小学校区や河内小学校区、また中村小学校区を初めとして、石川地区、大宝地区及び町全体のほうでタウンミーティングというのを開催していただきました。それについて、その後、町のほうに寄せられた声はあるのかどうかということ、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

仰せのとおり、昨年度に教育環境ミーティングやパブリックコメントを実施してまいりました。その後、ご意見については直接いただいておりませんので、一定のご理解はさせていただいたというふうに感じております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

以前、質問させていただきましたときに、子供の視点で、そしてなおかつ子供中心に考えていただけるということをお伺いしていたのですが、その決意としてはいかがなんでしょうか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

子供中心に考えるということで、今後、統合委員会等でその辺のところを十分協議していただきたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ちょっと先走った質問になるかもわかりませんが、3校を統合してから、多分通学に関してはスクールバスになるのかなと思うんですけれども、それらの台数ですね。どれぐらい考えておられるのか、近つ飛鳥の実績等から教えていただけたらと思います。

○議長（力武 清）

谷課長。

○教・育部教育課長（谷 道広）

スクールバスの台数なんですけれども、今、子供、平成31年度の方の対象者176名おられます、スクールバスは7台を予定しております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

わかりました。河内小学校なんですけれども、奥へ行くほど狭く、現状なっておりますので、今回、周辺整備の予算もとっていただいておりますので、その辺も十分考慮した進め方をお願いしておきます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この条例が出てきましたけれども、現に白木小学校、中村小学校、河内小学校、この交流は1回もまだないのか、交流があったらどういうふうなことをされているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

以前から議員のほうからもそういうお話いただいています、現在に至っては特に具体的な交流は今のところありません。ただ、修学旅行等で3校が、組み合わせは別なんですけれども、河内と白木、白木と中村というような形で、合同で取り組んでいるようなところもあります。今回のこの条例を可決いただきましたら、具体的に3校の交流、これは児童だけではなくて教職員も含めてそういうような交流とかをしていきたいなということで、今、校長会のほうでもそういう話を進めております。次年度から実際に取り組んでいきたいというように考えています。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

それだけでなく、河南町の町の都合で遅れています。にわかはこの条例を出してきて、やっぱり事前に子供目線になるなら交流を、前から言うてるように、今初めて言うたん違いますよ、これ。児童が少なくなったら河南町同士の中で交流をして、それでこういうステップを踏んでいったらスムーズにいくと思いますよ。何か、そこらちょっとおかしいんですよ。もっと早いことする必要があるのに、遅れるわ、こういうことするわ、そこらもう一遍ちょっと言われてからするんじゃないかと、もっと事前をお願いしますよ。そこらもう一遍、どう思いますか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

学校の行事といいますのは、いろいろとカリキュラムの編成等、その辺からやっていかないとならないものがありますんで、そういうような準備は今進めております。現在、具体的

に交流が実施できたというのがないというだけであって、そういう組み立ての話を進めておるといふことをご理解いただきたいと思ひます。次年度から進めていくための準備は進めておひります。

○議長（力武 清）

ほかに。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

これ、3校を1校にして（仮称）かなん南小学校が考えられているわけですがけれども、これ河内小学校、中村小学校は、中村小学校の場合は保育園が来るからいいようなものの、白木小学校は学校がなくなるということは、地区の住民、また保護者や子供、これ長い長い歴史の中で培ってきた学校やから、本当にこの白木の地区のことをもっともっとよく考えて、やっぱり住民に本当に僕は納得してもろうてるんか、ちょっと不安なんです。

先ほど久保部長から、区長さんやら了解を得たと言うけれども、本当にこれ白木の問題は今後ももっともっと重要に考えてやらんと、ほんまに学校がなくなるということぐらい、どれだけ地区の住民が困るかということ部長のほうからもう一回、そこら白木の地区というか住民に本当に誠意を持って対応したんか、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

白木地区の区長さんともお話しした際に、跡地利用については十分検討してくれというようなお話がありました。平成29年度の当初予算におきましても、白木小学校の跡地利用についての検討会ということで予算をつけさせていただいて、地域住民さんとともに町も入りまして、十分そういう有効利用をできるように検討してまいりたいと考えておひります。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

今、跡地のことを部長さん言われたけれども、やっぱり早いこと、いつまでも学校を、統合した後をほっておくんじゃなくて、あれには地域のコミュニティーの核として使う言うけれども、それだけのことじゃなくて、前向きにもっともっとどういふふうなものをつくるか

ということを地元の方ともよくお話しいただいて、本当に前向きに真剣に議論していただきますことをお願いしておきます。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

もう一度お願いします。

〔賛成者起立〕

（「ちゃんと立てよ」と呼ぶ者あり）

（「何回も立ったり座ったり」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

ありがとうございます。

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第7 議案第5号 河南町立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号

河南町立認定こども園条例の制定について

河南町立認定こども園条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町立認定こども園条例

まず、本条例の提案理由でございますが、本町では子供たちが伸び伸びと5歳まで一貫した幼児教育・保育を受けることができる環境を整備するため、河南町認定こども園等整備基本計画（案）を策定し、現在、町内にある公立幼稚園2園、公立保育園2園を段階的に教育と保育を一体的に行える幼保連携型認定こども園2園を整備することとしております。

平成29年度からは、石川保育園が公私連携幼保連携型認定こども園に移行いたします。また、町立幼稚園2園では3歳児の受け入れを実施することとしております。

しかしながら、幼稚園の園児の減少は続いており、小規模な園は集団教育という面からも望ましい教育環境の確保が困難となってきています。このようなことから、今回、2園目の幼保連携型認定こども園を段階的に整備するため、まず、平成30年3月末に河内及びかなん幼稚園を閉園しまして、4月から幼稚園型の認定こども園を整備することといたします。今回は新たに幼稚園型の認定こども園を設置することとなるため、条例を制定するものでございます。また、これに伴い、町内に幼稚園がなくなりますので、幼稚園条例等の廃止や一部改正を附則において行うものでございます。

条例の概要でございますが、第1条では、認定こども園法に基づき、子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提携を推進するため、幼稚園型の認定こども園を設置することとしております。

第2条では、設置する幼稚園型認定こども園の名称及び位置を規定しております。この施設はかなん幼稚園の跡地に設置するもので、平成13年度に石川、白木、中村、大宝の幼稚園

が統合し、かなん幼稚園という名称で運営してまいりました。この名称を引き継ぎまして、河南町立かなんこども園としております。

第3条では、こども園が行う事業を定めておりまして、1号では、子ども・子育て支援法の規定による通常の幼稚園または保育園での必要量の保育を行うこととしています。第2号では幼稚園部門の時間外保育を、第3号では保育園部門の時間外保育を行うこととしております。第4号につきましては、その他、保護者への子育て支援事業を必要に応じて行うこととしています。

第4条では、入園できる子供の資格を子ども・子育て支援法の規定に基づく1号認定または2号認定を受けた者としております。

第5条では、入園手続について規定しており、詳細は規則で定めることとしております。

第6条では、入園の承認の取り消しを規定しております。第1号で入園資格がなくなったとき、第2号で長期間教育または保育を受けた実績がないとき、第3号で不正に入園の承認を受けたとき、第4号で教育または保育を提供することが困難であると認められる事情が生じたときと規定しております。

第7条では、預かり保育事業は、幼稚園部門における一時的な保育を行う事業としております。

第8条では、延長保育事業は、保育園部門における時間外に保育を受ける必要がある場合に保育を行う事業としております。

第9条第1号では、保育料を規定しておりまして、河南町教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める額としています。2号では、預かり保育事業、延長保育事業の負担額は規則で定めることとしています。3号で、保育料の利用者負担額は毎月15日までに納付しなければならないとしています。4号では、減免について規定しております。

第10条は、認定こども園に関して必要な事項は、法令に定めるほか、町長が定めるものとしております。

次に、附則でございますが、まず、附則第1項で、この条例の施行期日を平成30年4月1日と定めております。

附則第2項では、入園手続等について施行前においてもこの規定の例により行えるという規定でございます。

附則第3項以降は、幼稚園型認定こども園を設置することにより関係条例を整備するもので、町立幼稚園がなくなりますので、第3項で河南町立幼稚園条例を、第4項で町立幼稚園

預かり保育条例を廃止いたします。また、第5項で、議案資料27ページを見ていただきたいのですが、学校給食センター条例の一部を改正しまして、条例第3条、小中学校と同様に給食センター事業を幼稚園においても行えるとなっているものを、認定こども園に改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

田中議員。

○8番（田中慶一）

行政上、河内幼稚園をかなん幼稚園に統合するというのはわかるんですけども、これは社会的な生活の基盤として幼稚園があるから、さくら坂に移ってきたという人も多いんじゃないかと思うんですね。そういうところのそのものを取っ払って向こうへ持っていくということについてはどのように考えておられるのかということと、幼稚園型認定こども園という名前に変えることによって、経費面と機能面でどのようにメリットとデメリットがあるのか、簡単に述べてください。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

まず、幼稚園の統合の話なんですけど、既に幼稚園問題審議会というのを以前にご検討いただきました。これは、女性の社会進出や就労の環境の変化に伴いまして、だんだんと保育ニーズは高まる一方で幼稚園児が減少して、集団性が確保できなくなってきたという傾向が当時も出ておりました。そういうことから一定の集団が必要だという当時のご判断のもと、段階を追って幼稚園を1園化していくと、さらに合わせて3歳児保育の必要性を検討していくというのが答申の内容でありました。これが、この時期に成就するというような形で実現をしようとしています。

確かに、議員おっしゃるように、そこに幼稚園があったから私はここに住むことを決めたという方もおられるのは事実だと思います。保護者会との話の中でもそういうご意見をい

ただきましたけれども、かといって少人数化していく幼稚園をそのまま存続するというのも、これも現実の話としては難しいということをお話しし、一定の理解をいただきながら、今回幼稚園を統合するという事業を進めさせていただきたい。

さらに、この統合に当たっては、単に幼稚園ではなくて、今後のこども園の礎とするために、段階を追って幼稚園型の認定こども園という形の整備を進めていきたいというように考えております。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

経費の問題ですけれども、かなん幼稚園と河内幼稚園、2園にかかる運営経費ということですけれども、平成29年度当初予算では約1億円程度かかっております。幼稚園型の認定こども園とした場合、園長、副園長の人件費や光熱水費の減は見込まれると思うんですけれども、あと2号認定の受け入れを行います。そして、園バスですね、さくら坂地区、河内地区の園児の送迎がございますので、幼稚園バス1台程度必要になってくるかなというふうに考えておりますので、さほど経費的には変わらないというふうに考えております。

○議長（力武 清）

久保部長、機能面での答弁がされていませんけれども。

○教・育部長（久保広一）

機能面につきましては、幼稚園型の認定こども園ということで、2号認定のお子さんたちを受け入れられるということで、それに加えて幼稚園児さんにつきましても、夏休みの長期の休暇とか土曜日とかいうのが、一時預かりをできるというようなことがありまして、機能面については充実できるかなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

河内幼稚園をかなん、大宝にある幼稚園に移してこども園をつくるということなんですけれども、この小学校統合、そしてこども園整備の一連の流れの中で出てきたことなんですけれども、この一連の流れの中で一番大変なのが河内幼稚園の保護者さんと子供さんやと思うんですね。今、河内幼稚園に通っている1人目のお子さん、2人目がまたこの大宝のほうの

こども園に通い、3人目が新しくまた中村につくられる予定のこども園に通うということが考えられ、非常に子供心に混乱を招くんじゃないかと。お兄ちゃん、お姉ちゃん、また全然違うところに行っていた、親御さんもやっぱりなれた土地じゃなくて、だんだんと変わっていくというのは結構なストレスがかかると思うんです。

そのあたり、保護者の方への説明、また、子供自身への説明はどんなふうにされたのか、そして、どんな意見が、子供をも含め、保護者もどんな意見が出たのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

おっしゃるとおり、非常に過渡期のこの時期、今お話しされた内容のとおりだというように思います。それを言われると、ぐさっところくるんですが、子供単位で考えますと、その子供個人は1度の引っ越しというんですか統合を経験するということになります。1度限りです。そのお子様が1度、2度ということにはならないようにスケジュール感を持って考えています。

今回、特にこのような形を組み立てたというのは、一つは、来年の4月に石川の保育園を公私連携幼保連携型の認定こども園に移行をさせていただきます。この関係で、幼稚園の子供を3歳まで受け入れるということが一方ではありますので、そういうことも含めて、公立の幼稚園のほうもスムーズにこども園化を進めていきたいというその先駆けとして、今年4月からは3歳児保育の導入、それから幼稚園型の認定こども園というような移行を進めていきたいなというように考えたスケジュールであります。

その辺は、ちょっとこの過渡期、確かにタイトでハードというご指摘、十分わかっています。その辺を保護者の皆さんにも、ちょっとこの時期はよろしくということで、ここはお願いとご理解をいただくということしかなかったのは現実です。そういうお願いをして、説明会のほうも進めてきました。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

保護者からどんな意見が出たか、もしくは子供たち本人にどのように説明して、どんなふうに折り合いをつけたのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

申し訳ないです。子供たち本人には私どもからは、ちょっとお話ししてないです。それぞれの園のほうで、今後の流れを説明する中で教諭あたりからそういう説明はされているとは思いますが、子供たち、どういう理解をされているかというのはちょっと確認はとれていません。

保護者のほうは、そういうような説明会の中で確かに話はありました。丁寧にその辺はスケジュールの話をさせていただいて、こういうように進めていきたいということで、ご理解をいただいているというのが現状でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

保護者からどんな意見が出たかという質問で、答えを聞いています。というのが一つと、子供には直接話をしていないということなんです。この小学校の統合もそうなんですけれども、地区の方、保護者の方の意見は聞いているんですけれども、子供目線と言うやったら、子供と実際触れ合って、子供たちがどんなふうに考えて、どういうことが困難やと考えているのか、感じているのかということやなぜ直接、すぐにでも行って聞ける立場なのにやらないのか、すごく不思議です。教育委員会の方、皆さんも含めて。

やっぱり子供から直接聞く声と保護者から聞く声と地区から聞く声って全然違うんですね。子供目線と言うのであれば、是非子供からも意見を聞いてください。今後、これ子供さんから意見を聞く気があるのかどうかということや、再度、保護者からどんな意見が出たのか、こちらからどのように説明したのかということは問うてません。保護者からどんな意見が出たのか教えてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

説明会の中で、保護者さんからの意見としましては、具体的な認定こども園の園の運営についての質問が多かったです。例えば、送迎バスがあるのかとか、例えば、幼稚園と保育園の子供を合同で預かるんですけれども、どうしても時間差が出てきます。先に帰る子もおり

ますし、その辺の子供たちの気持ちはどうだろうというようなこともございました。ただ、今の保育園につきましても、時間差で現実帰っている状況がございますので、その辺は子供たちも十分慣れてきてくれるというようなことで説明はさせていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

久保部長、佐々木議員の質問は、子供に意見、声を聞くべきじゃないかと、そういうことに対しての答弁が抜けているかと思うんですけども。

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

子供目線、わかるんですけども、子供たちの未来、また将来の教育環境をどうしていくかというのは、これはもう本当に我々の責任であると思います。子供たちにお話をするという機会は、まずそれは現場のほうから、そういう意向を含めて園なりのほうからそういうお話をさせていただくというように、今後考えていきたいと思えます。

○議長（力武 清）

ほかに。

中川議員。

○3番（中川 博）

今回のこの流れですけれども、先ほど久保教・育部長のほうに話していただいたんですけども、幼稚園に通われる園児が減少傾向、社会情勢で保育園に通われる子供さんが増えるというような中で、このこども園の設置という流れは当然の流れだということは理解するんですけども、その中でかねて3歳児保育ということで、3歳児を受け入れるということで、大分前からお願いしていたんですけども、そのタイミングというか、なかなか難しいという状況の中の一つの理由としまして、私学の幼稚園に対する対応というか、私学がやっぱり競争相手になって、私学のところから子供を奪うということになるんで、なかなかその調整がうまくいかないということで今回になったと思うんですけども、その辺、私学との調整はうまくいったわけでしょうか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

今、議員おっしゃるように、河南町の幼児教育の3歳児保育ができていなかったところが

長年の懸案となっていました。私のほうが教育長を拝命いただいてから、この3歳児保育については前向きに取り組みたいということで、当初、私学の代表の方とお話をさせていただきました。3年前になるんですけども、相当厳しく反論されまして、これまでの私学が担ってきた役割を簡単に壊すのかというぐらいの勢いでお話が返ってきました。

その後、やはり3歳児保育の実施に向けた取り組みをしたいということで、何回も私学関係者、南河内、南大阪のそういうような代表者の方々と会を重ねて交渉を進めていき、今回に至っています。今回の3歳児保育の導入及びこども園化につきましては、関係者のご理解をいただいております。今回の3歳児保育の導入及びこども園化につきましては、関係者のご理解をいただいております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

新田教育長のほうから、そういう努力をしたというような話を聞きましたけれども、一方、ほかの議員からも先ほど質問されていたんですけども、幼稚園と小学校が1カ所にあるというところの魅力ということで、幼稚園に通って、次、小学校にスムーズに上がっていくということで、非常に魅力あるということで、先ほど誰かほかの議員言われたけれども、そういうところに引っ越してきたという父兄の方もいらっしゃるんですね。

そういう方からお聞きしましたら、今回、町立かなんこども園、大宝地区のほうに行くことによってスクールバスで移動ですね。そうなってきたら、もう私学と変わらないん違うかと。ほんなら、私学行くわという話も聞くわけですね。そやから、先ほど私学の理解を得たということで、ひょっとしたら私学のほうはうちに来るから大丈夫やと思われることもあるわけです、大丈夫やと。ということは、競争力がこれから問題になってくるわけです。同じように、具体的に言うたら、さくら坂ですね。さくら坂のところから、具体的にかなんこども園に行くのか幼稚園に行くのか。同じスクールバスで行くわけです。そうなってきたら、それぞれの魅力というか、それが今度は非常に大事になってくると思うんです。その辺の競争力は十分確保できるかどうか、ちょっと伺いたいと思う。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

まさにそのとおりで、今回、土俵は私学も公立もほとんど変わらない状況になったという

ように思います。平成13年に第1期の幼稚園統合が実施されましたけれども、そのとき、当時5つの小学校があつて、その小学校区に近接、隣接して幼稚園が設置された環境がありました。それが、今日の形で少しそれぞれの校区から離れて幼稚園を集約するというような考えを持っていますので、まさに土俵としては私学も公立も変わりません。この中で、公立の良さをさらに発揮して幼稚園運営を行っていきたいと。このたび、幼稚園の教育要領のほうも改訂がされまして、この実施が平成30年から教育方針が運用されますけれども、将来の大人になる次代の子供たちの社会状況を考えながら、今、求められる幼児教育の取り組みを進めていきたいというように思っています。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、お話、その辺の競争力、魅力あるこども園づくりに努力していただきたいと、これは要望しておきます。

3回目の質問なんで、違う観点からちょっと質問したいんですけども、実はその住民説明会とかに行かせていただきましたら、これ大宝地区に今回かなんこども園ができるわけですけども、この段階ではいいんですね。ところが、平成32年4月から、今度は中村小学校の跡地に公私連携幼保連携型の、幼保連携の公立型のこども園ができるということで、中村地区に行くわけですね。そうなってきたら、その住民説明会で住民の方は反対やと。この場から、こども園をなくしてもらったら困るというようなことを聞いたんです。

そういう意味で、平成30年、それから平成32年の期間に、やっぱりそういう住民の方のご理解をいただける努力を今のうち、先ほど小学校3校の統合の話もありましたけれども、どう考えても、急なそういうスケジュール感という感じがあったので、今回はそういう平成30年、平成32年ということで年数がまだありますので、そういう意味でしっかり住民の方のそういうご理解を得て、スムーズに中村小学校の跡地にこども園ができるように対応していただきたいと思いますけれども、その決意というか、その覚悟をちょっと伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

ご指摘いただきましたように、大宝地区の説明会の中で、幼稚園の統合を理解するけれども、ここの幼稚園をなくすのはというようなご意見もありました。河南町全域を見渡して、

適正なこども園の配置と、小学校の配置を考えていきたいというのが、今回の統合の最終のイメージでございますので、この内容につきましては、これからも引き続き、情報の公開と共有をしながら、速やかに平成32年4月がソフトランディングできるように取り組んでまいりたいというように思います。よろしく、またご協力いただきたいと幸いです。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

平成30年4月1日に河南町にかなんこども園ができるわけですけれども、一つにまとまるということは結構やと思うんですけども、子供たちの通園の問題というか、それと大宝にバスが入ってきて駐車の問題とか、いろんなことがあるし、また、大宝地区に園児が増えるということは、今も問題になっているように、子供の声がうるさいとか騒がしいとかいう声もあって、なかなか幼稚園も難しいということを知っているけれども、その辺のところはどういうふうに今後図っていくのか、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

通園につきましては、今、白木、中村、石川地区が通園バス2台で運行しておりますので、1台、今回追加になるということになると思います。

そして、児童が増えて騒がしくなるというようなことでございますけれども、以前は200人定員というかなん幼稚園の大きさがございまして、その辺で収容しておりましたので、全体で大体100人弱の数になるかなとは思いますが、それ2分の1程度になると思うので、そのご理解のほうは、ちょっと今後、十分理解していただくよう周知してまいりたいと思います。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

今、ちょっと駐車のこと聞いてんけども、それが抜けていたので、またちょっと答えてもらうのと、今、条例で延長保育のことがうたわれているんですけどね、延長保育事業、第8条。今、このうちの幼稚園は、延長保育がどういうふうになっているのか聞きたいのと、今、

国の働き改革とか女性活躍と国は言うものの、やっぱり人手不足でお父さん、お母さんもどこかでお勤めの場合、長時間働くことが増えているので、延長保育のことをできるだけ預かってほしいという声があるんだけど、そこらに対しての考えはお持ちですか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

通園バスの駐車場の話でございましたけれども、それにつきましては、園で3台になるんですけども、それは収納できるスペースがございます。あと、行事とかそういうのがございまして、保護者さんの車が来た場合、それは今、大宝地区公民館の上に町有地の空き地がございますので、今現在もそこを利用させていただいております。

あと、延長保育についてでございますけれども、幼稚園型の認定こども園ということで、基本的には9時—5時の預かりということになっております。保育園部門につきましては、それを朝、延長しまして、7時半ぐらいから延長保育ということで、早目に受け入れをできるというような形にしたいなというように今現在考えているところです。

○9番（小山彬夫）

はい、結構です。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第8 議案第8号 河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10 議案第7号 河南町立図書館条例の制定についてまでの以上3件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、議案第8号、議案第6号及び議案第7号について順次提案理由の説明を求めます。

田中健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田中 肇）（登壇）

それでは、議案第8号の提案理由を申し上げます。

#### 議案第8号

河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

提案理由といたしましては、やまなみホールを図書館及び中央公民館に用途変更するため、当該施設の設置を廃止するため上程するものでございます。

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年河南町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読にかえまして、条例新旧対照表で改正内容をご説明いたします。

議案資料の29ページをお開きください。

条例第2条は、名称及び位置に関する規定でございまして、表中から、やまなみホール、それから住所の河南町大字白木1387番地、これを削除いたします。

それから、別表3は、やまなみホールの会議室等の利用料に関する規定でございまして、それを削り、別表4を別表3とし、別表5を別表4とします。

めくっていただきまして、別表が1つずれたことにより別表の備考6の施設の営利目的の規定中「、4」を削ります。

附則、この条例は、平成29年7月1日から施行する。

本条例をご可決賜りましたら、住民の皆様並びに利用者の皆様に十分な周知を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第6号を説明させていただきます。

議案第6号

河南町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

河南町立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町立公民館条例の一部を改正する条例

まず、提案理由でございますが、中央公民館は昭和46年4月の会館以来、約46年にわたり、文化協会や団体等の利用に生涯教育の機会を提供し、地域に親しまれてまいりました。しかしながら、施設が老朽化していることや情報化社会による多様なニーズに対応し、さらなる生涯教育の充実を図るためにやまなみホールに移転いたします。このため、町立公民館条例の一部を改正し、条例で規定している町立中央公民館の位置を改定するものでございます。議案資料28ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

条例の表中、改正前の中央公民館の位置、河南町大字白木1257番地の1から河南町大字白木1387番地に改定するものでございます。

附則で、この条例は平成30年3月31日までの間におきまして規則で定める日から施行することといたします。

以上、簡単ですが、議案第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号の説明をさせていただきます。

大変申しわけないんですけれども、ちょっと訂正がございます。条例の中で第2条がございますけれども、名称の前に（2）と書いておりますけれども、（1）の間違いでございます。大変申しわけございません。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第7号

河南町立図書館条例の制定について

河南町立図書館条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

## 河南町立図書館条例

まず、本条例の提案理由でございますが、現在の中央公民館図書室は、旧役場庁舎を使用して図書室として住民の皆さんに図書等の貸し出し、読み聞かせ、ブックスタート等の事業で読書活動等の推進を進めてまいりました。しかしながら、昭和35年の建物で57年経過しておりまして、耐震調査も未実施であることから、早期に移転する必要がある施設と考えられます。また、多様化する住民ニーズやIT技術の進歩による情報化社会への対応を行い、さらなるサービス向上に向けた改善を行うため、やまなみホールへ移転し、新たに図書館として設置するものでございます。

次に、条例の内容について説明させていただきます。

第1条は、この条例の目的を図書館法に基づく図書館について必要な事項を定めることとしております。

第2条は、名称及び位置について規定しているもので、名称は河南町立図書館、位置は現在のやまなみホールの位置の河南町大字白木1387番地としております。

第3条では、職員の規定で、館長、司書その他必要な職員を置くこととしております。

第4条は、図書館協議会を置くことができるとしてあります。第2項で、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者の中から任命するとしてあります。第3項では、協議会の委員は10名以内をもって組織し、任期は2年としてあります。第4項は、補欠委員の任期は、前任者の残任期間としてあります。第5項では、再任は妨げないとしてあります。

その他、第5条で、必要な事項は規則で定めることとしてあります。

附則で、この条例は、平成30年3月31日までに於いて規則で定める日から施行することとしてあります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第8号 河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

今、田中部長、また久保教・育部長のほうから趣旨について説明いただいたんですけども、この件につきましては全然問題なく納得するんですけども、一つ私が言いたいことは、名前なんですけれども、やまなみホールという名前の由来というか、それはどういうものがあったのか。

今回、やまなみホールがなくなるわけですね。例えば、近隣でいうたら、どっちか忘れましてけれども、千早とか太子でいうたら万葉ホールとか、くすのきホールとかいう名前が定着してあるわけなんです。そういう中で、今説明の中でもつい、やまなみホール、やまなみホールという言葉が出てきて、我々住民にとりまして、やまなみホールという名前が一つの何かステータスというか、名前のそういう浸透というか、かなりのものが住民の中にあると思うんですね。それを今回、この再編いうのは十分、今言いましたように理解は全然するんですけども、この名前をいとも簡単になくしてしまうというのに何か違和感を感じるわけなんですけれども、その辺のことについて何かちょっとご意見というか、何か感想とか、何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

やまなみホールの名前につきましては、当初この施設ができるときに公募で募集してつけていただいた名前でございます。この名称につきましては、愛称ということで残して、引き続いて、あの全体を、あの施設全体をやまなみホールという愛称にしたいというふうに、今現在考えているところです。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、ちょっと聞かせていただいて、ちょっと安心したんですけども、せっかかずっとやまなみホールということで住民の中にも浸透している名前ですし、近隣もそういう形でありますので、今、久保教・育部長のほうから言うていただいたように、是非、やまなみホールという名前は残していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかにございますか。

田中議員。

○8番（田中慶一）

2つ質問ありまして、今、図書館と公民館が移るんですけども、今のやまなみホールの耐用年数はあと幾らあるんだろうかと、3億何ぼも使うんだったら新しく建てたほうがいいんじゃないかという考えもなきにしもあらずやと思うんで、耐用年数を教えてもらいたい。

それから、旧の中央公民館をいかに利用されるのか。これも、耐用年数との兼ね合いもありますけれども、例えば、博物館とか歴史資料館とか、あるいはそのまま、今のままの公民館別館とかそういうぐあいに使われるのか、あるいはもう何も皆のいて空っぽにされて置いておかれるのか、森田部長のほうからも回答願います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

耐用年数について、回答させていただきます。

やまなみホールにつきましては、平成4年の建物だというふうに思います。現在、平成27年でございますので23年経過した建物で、60年の耐用年数と考えますとあと37年の耐用年数があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

今回、公民館、それから図書室を移転し、やまなみホールで図書館と公民館を整備するというような形で進めていくわけなんですけれども、もともとの中央公民館をどうするかということなんです、たしか中央公民館、一番向こうの消防署の南側ですが、その分については昭和45年に建てられた建物であるというのは承知しております。60年という耐用年数からすると、まだもう少しあるわけなんですけれども、耐震診断もし、一部補強工事も施しておる建物でございますので、全体的な利用の中で、どういう活用があるかというのは考えていきたいというふうに考えています。今現在、特に、すぐにこういう形でというものは持っており

ませんけれども、住民の皆さんに使っていただけるものがあれば、そういうことも含めて検討したいというふうに思います。

○議長（力武 清）

森田部長、図書室の活用の答弁が抜けています。

○総合政策部長（森田昌吾）

中央公民館の図書室なんですが、先ほどもございましたが、もともと役場ということで建築したものでございます。一番最初に建てたものにつきましては、昭和35年というふうに調査しております。その後、一部増築等を行っておりますので、その後建てたものもあります。本体そのものは耐震診断も未実施で、全体として公共施設の総合管理計画、せんだってお話しさせていただいたところでも図書室については取り壊す方向で今検討中でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

耐用年数60年あると先ほど言われたけれども、いつも耐用年数前に廃止というケースが多いんですけれども、本当に60年もたすのかどうか、まだ僕は生きていませんけれども、その点、あなたも生きていないと思うんですけれども、本当に60年いくのかどうか心配なんで、すぐ、雨漏りがしましたとか、ひびが割れましたとか、修理しないとイケませんとか出てくると思うんです。そしたら、本当に新築したほうが得なんじゃなからうかという考えがあると、先ほど言うたんですけれども、その考えに対して、またもう1回答えてほしいのと、中央公民館について、先ほど旧中央公民館ですけれども、博物館、歴史資料館とか公民館別館とか使うという、先ほど私提案しているんですけれども、何かいい提案がありましたらと、こういうやつもやっぱり考えに取り入れて検討してほしいと思いますよ。どうですか。

○議長（力武 清）

森田部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

耐用年数の問題なんですけれども、建物によって当然ながら、耐用年数というのは使う状況、それから建物の状況等々でそれはあるかと思います。一般的に60年というのを申し上げておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。したがって、60年以上使えるものもあれば、その以前に他の目的が発生して、そういうような状況で使うということも

当然あり得るというふうには考えております。

あと、旧の中央公民館の利活用につきましては、今、ご提案いただきましたそういう点も踏まえまして、当然検討はさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

大門議員。

○5番（大門晶子）

この3点が関連していますので、図書館と公民館についての質問をこのほうでさせていただきます。

今、ご説明がありましたように、図書館、公民館におきましては公共施設の老朽化に伴う維持管理費が今後困難であろうというふうなことで、移転というふうなことを考えられたと思うんですけども、これをまちづくりというふうな観点から見ますと、今ある場所という、公民館のある場所、図書室のある場所、柏駒線の沿線沿いでありまして、バス停の前でもありますし、また中学校の横にも配置されている建物であります。これが、まちづくりというふうな観点から考えますと、私はここにあるというのがポテンシャルとしてはいいのではないかというふうに考えています。現在地にある公民館図書室の意義というのは、これはどういうふうにお考えになったのかということ、一度お伺いしておきたいと思っております。

（発言する者あり）

○議長（力武 清）

一つずつ。第8号議案、今、第8号議案の質疑。

（「ややこしい」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

第8号議案の質疑ですね、大門議員。

○5番（大門晶子）

第8号議案に関連するので、質問させていただきました。ここに持っていくということなので。

（「関連するから一遍に説明しとるんや、質疑するのは一つずつや」と呼ぶ者あり）

○5番（大門晶子）

いや、あの……

○議長（力武 清）

大門議員の質問に答弁。

（「一つずつやろうと言うてん違うん」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

第8号議案について、今、質疑を受けています。

第8号議案に対する、大門議員に対する質問、答えをお願いします。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

確かに、現在ある中央公民館図書室につきましてはバス停の前とか中学校の横ということで、通勤通学とか中学生の学生に利用しやすい場所というふうに考えております。ただ、今回の移転先につきましては、現在、公共交通の発着点の場所というようなこと、そして、かなんぴあと改善センターの利用者が多く集まる場所がございますので、今よりも多くの利用者さんが利用していただけるというふうに考えております。

以上です。

○5番（大門晶子）

はい、結構です。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。ゆっくり立ってください。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

結構です。起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号 河南町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号 河南町立図書館条例の制定についての質疑を行います。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ちょっと素朴な疑問やけど、この館長の役割って、河南町立図書館の館長の役割、館長ですけれども、当然、これ天下りのようなポジションになると思いますんやけども、この協議会もありますわね。協議会があって、司書がいて、館長がいて、職員がいてというので、河南町の中で館長がどういう位置づけになっていますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

すみません、館長の位置づけ、職員の中の位置づけですか。

○7番（廣谷 武）

館長の位置づけや。

○教・育部長（久保広一）

館長というのは館を統括する責任者でございますけれども。

○7番（廣谷 武）

それはわかっている。

○教・育部長（久保広一）

それはわかってくれてはると思うんですけども。

○議長（力武 清）

久保部長、組織的なことを言うてるんです。組織図としての役割を言うてください。

○教・育部長（久保広一）

教育委員会がございまして、教育課があります。その……

○7番（廣谷 武）

僕でもなれますか。

○教・育部長（久保広一）

一応、一定総括できる知識、知識というんですか、行政経験がある方をお願いしたいというふうには考えておりますけれども。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

初めての、体育館の館長とか、今までいらっしゃいますわね、公民館の館長とかというものもありますけれども、この図書館の館長の位置づけですね。司書がいて、職員を置いて、協議会があつて。協議会の会長でも何でもないわね、協議会の一員でもありませんわね。これは、河南町の職員の方から選ばれるんですか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

館長につきましては、一応、職員は職員でございます。非常勤であろうと常勤であろうと、それは職員でございます。館長には、教育委員会で館長を任命するということになっておりますので、その辺でよろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

そしたら、河南町の教育委員会で何かそれ選ぶ規約というのはありますか。教育委員会で選ぶと。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

館長は地方教育行政の法律で、教育委員会が選任するというふうになってございます。

○7番（廣谷 武）

教育委員会を選任するのは町長やな。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

教育委員会会議で選任するということになっております。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

大門議員。

○5番（大門晶子）

次、先ほどのあれは、やまなみホールへ図書館を移すことで賛成するに当たって質問させていただきました。それで移転することで、実は子育てがしやすいまちとの認知が広がって、本町への移住者の増につなぐ工夫というのも、私は必要ではないかというふうに考えているのですが、図書室を図書館にするということでもあります。利用者の側からすると、何が違うのか、新しい図書館というのが目指すものは何なのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

図書室を図書館にするということで、規模的には大きく変わるものではございませんけれども、図書館司書を常駐させて、必要な情報や資料の提供、検索などを行うような業務ですけれども、これをレファレンスというんですけれども、こういうものの充実、そして、情報化社会に対応した情報提供を行うための学習の機会を提供するとか、公民館との連携を図りまして、あとまだ、おやこ園の絵本コーナーとの連携も図れるということで、人々が気軽に集えるような場所を提供したいというふうに考えておりまして、公民館、図書館2つ合わせてまちづくりの核として、町の活性化につなげたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

中川議員。

○3番（中川 博）

少し質問させてもらいたいと思うんですけれども、今回の図書館の改修というか、整備事業で3億2,840万円の費用がかかるわけなんです。今、久保教・育部長のほうから、河南町の核となるような図書館を、また、公民館を設置したいというようなお話を聞いたんですけれども、近隣には富田林市もあるし、河内長野市もあるし、すごくいい図書館があるわけなんです。

そういう中で、河南町として、例えばハード面ではなかなか太刀打ちできないと思うんですね。そういうときに勉強会でもお話しして、前向きに検討すると言うていただいたんですけれども、例えば電子図書の導入とか、河南町の独自性を持った図書館をやっぱりつくり上げると、この近隣においてということが非常に大事じゃないかなと思うんですけれども、勉強会のときには、久保部長は検討させてもらいますというお話聞いたんですけれども、本会議で検討していただけるのかどうかという言葉をちょっと聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

電子図書のお話でございますね。一部、大阪府内の図書館でも実施しているところもございますけれども、その辺、十分研究させていただいて、導入できるか検討させていただきたいと思います。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

同じような質問なんですけれども、トータル的に整備のお金が3億2,800万円かかるわけなんですけれども、このように整備するのに対して交付税が2分の1あるとおっしゃったんですけれども、本当に2分の1出てくるのかどうか確認したいのと、もう一つ小さい話なんですけれども、図書館で本を読むときにゆったりとしたフロアというのかスペースが欲しいと、例えば、そこに置いてある雑誌とか今日の新聞もゆっくりと読みたいと。そういうときに、

コーヒーショップというんですか、そういう場所がつかれないものかどうか確認したいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

公民館と併設ということで自習室も設けておりますので、その辺はじっくり読める場所というのは、スペースは検討したいと思います。あと、おっしゃっているようにコーヒーでも飲める場所がないのかということでございますけれども、業者を入れるというのはちょっと大変難しいようなと思うんですけれども、自動販売機程度のもは導入したいというふうに今検討中でございます。

○議長（力武 清）

渡辺人事財政課長。

○総務部人事財政課長（渡辺慶啓）

整備に係る財源ですけれども、整備費用の90%に地方債を発行することができまして、その地方債の発行額の2分の1が需要額として算入されるということになっております。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

協議会が置かれるということなんですけれども、協議会というのは具体的にどのようなことを決めていく組織なのかというのを聞きたいのと、あと、館長に関してなんですけれども、行政経験が要ると先ほどおっしゃられたんですけれども、何で行政経験が要るのかなと不思議でなりません。今、図書室ですけれども、一番上の方は司書から選ばれていると思うんです。同じように図書館のことなので、図書館に一番長けているのはやっぱり司書さんやと思います。司書の中から館長を選ぶということには、公民館もあるからかもしれないんですけれども、一番、場になれておられる方をお願いするというのが一番じゃないかなと思うんですけれども、協議会である程度決めて、その中のことを館長が、その範囲内でやるので、別に行政経験が要るというのがちょっとよくわからないんですけれども。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

言葉足らずで、例えば行政経験という話でさせていただいたつもりでございました。申しわけございません。一定、その専門知識を持った方が必要なというふうには感じております。

○1番（佐々木希絵）

協議会。

○教・育部長（久保広一）

あと、協議会の内容でございますけれども、これは当然、公民館運営全般についての協議をしていただくということで、例えば、図書の選定方法とかそういうものも含んでおるといふふうに思います。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

図書の選定というのは、司書資格のある者が行うものやと思うんですけれども、司書からその役を奪って、協議会に移行するという認識でいいんですか。それとほかに、協議会というのは図書の選定以外にも何か、どんなことをするんですか、公民館は館全体のことと言ったので、公民館と図書館のこと全般なのか、これは図書館協議会と書いているので、すごく混乱するんですけれども。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

公民館は公民館審議会というものがございます。今回に関しては図書館の審議ということでございます。

あと、司書の仕事を奪うのかというような話でございますけれども、司書が選定した図書を承認するとかいうことで話をさせていただいたつもりでございます。ただ、この協議会については必要があれば設置するというふうになっておりますので、運営上必要が出てくれば設置のほうを検討したいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第11 議案第2号 河南町重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号

河南町重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 一 号

河南町重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例

まず、本条例の提案理由でございますが、議案第5号で幼稚園が廃止され、認定こども園が新設されること、議案第7号で図書館が新設されること、議案第8号でやまなみホールが廃止されたことにより改定するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の5ページをご覧ください。

第2条で、議会の議決を要する処分及び利用許可について掲げられている公の施設について、改定を行うもので、「公民館」の次に新たに「図書館」を加え、「幼稚園」を「認定こども園」に改定し、「やまなみホール」を削除するものでございます。

附則で、施行期日を平成29年7月1日としているものですが、これはやまなみホールの廃止について適用されるもので、幼稚園を認定こども園に改める規定は平成30年4月1日から、図書館を加える改定は河南町立図書館条例の施行の日から施行することとしています。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで15分休憩に入りたいと思います。

休 憩（午後 2 時 2 4 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 4 5 分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第9号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

まず、条例提案理由でございますが、児童福祉法の改定がありまして、引用している条例第1条の2第3項の小規模住宅型児童養護事業を規定している児童福祉法の条項が第6条の3第8項に、里親を規定している条項が第6条の4に改正されたこと、条例第2条第2項第

4号で引用している児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等が指定障害児入所施設等に改定されたため、条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の31ページの新旧対照表をご覧ください。

改定前、第1条の2第3項中、第6条の2第8項を第6条の3第8項に、第6条の3第1項を第6条の4に、第2条第2項第4号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することとし、第1条の2第3項中「第6条の3第1項」を「第6条の4」に改める改定につきましては、平成29年4月1日から施行します。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。ゆっくりお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第13 議案第10号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）（登壇）

それでは、議案第10号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第10号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武田勝玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

今回上程させていただきました条例は、2条立てとなっております。

第1条は、平成28年5月25日に公布された外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令により、所得割額の算出基準及び保険料減額判定所得の改正を行うものでございます。

第2条は、平成28年12月26日に健康保険法等の一部を改正する政令が、平成29年2月22日には国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、所得割額の算出基準の保険料、減額判定所得の改正及び保険料の政令軽減の5割、2割軽減の所得判定基準が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案資料の33ページをお願いいたします。

まず、第1条関係でございます。

第13条の一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、特定利子等の額及び特例配当等の額を基礎賦課額の所得割の算定に加えることとするものでございます。

めくっていただきまして、34ページから35ページの第21条の保険料の減額につきましても、減額判定所得に特例利子等の額及び特例配当等の額を加えることとする改正でございます。

次に、36ページの第2条関係でございますが、平成28年12月26日に公布されました健康保険法等の一部を改正する政令及び平成29年2月22日に公布されました国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき改正するものでございます。

まず、第1条でも改正いたしました第13条、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割の算定でございますが、基礎賦課額の所得割の算定に上場株式等に係る配当所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額を各々計算して加えることとするものでございます。

次に、37ページから39ページの第21条保険料の減額でございますが、第1号は減額判定所得に上場株式等に係る配当所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額を加えることの改正でございます。

第2号、第3号につきましては、保険料軽減措置の所得判定基準の改正でございます。所得判定基準のうち被保険者数に乘じる金額を、第2号の5割軽減につきましては26万5千円から27万円、第3号の2割軽減につきましては、48万円から49万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。この引き上げにより軽減の対象世帯が拡大され、低所得者の負担軽減を図れることから、政令どおり引き上げるものでございます。

最後に、40ページの附則でございます。

施行期日は、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条中第21条第1項第2号及び第3号の保険料軽減措置の所得判定基準については、平成29年4月1日から施行することといたします。

経過措置といたしまして、第2条の改正後の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料に適用し、平成28年度分までの保険料については、従前の例によるとしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第14 議案第11号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田中 肇）（登壇）

それでは、議案第11号の上程の説明を申し上げます。

#### 議案第11号

河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

提案理由といたしましては、国におきまして、平成29年度政府予算案が閣議決定され、介護保険料の第1段階の方の保険料軽減を平成29年度においても継続する旨の事務連絡が厚労省よりありましたので、所要の改正を行うため提案するものでございます。

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町介護保険条例の一部を改正する条例

河南町介護保険条例（平成12年河南町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正内容ですが、低所得者の第1号保険料軽減強化につきましては、消費税率10%への引き上げが平成29年4月に実施されることを前提に、同年同月から市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施される予定でありましたが、消費税の引き上げが平成31年10月に延期されたことを受けまして、平成29年度における介護保険料の第1段階の方の保険料軽減を継続するものでございます。

以上で、簡単ですが説明を終わります。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第15 議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算から日程第22 議案第19号 平成29年度河南町水道事業会計予算までの8件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上8件を一括議題とすることに決しました。

それでは、議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算より順次提案理由の説明を求めますが、本日の提案理由の説明については、詳細な説明は省略を願い、議案の表題の説明程度にとどめたいと思います。

それでは、順次説明を求めます。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）（登壇）

それでは、平成29年度河南町予算書をご覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、5ページでございます。

議案第12号

平成29年度河南町一般会計予算

平成29年度河南町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億4,912万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

めくっていただきまして、

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）（登壇）

それでは、予算書の157ページをお願いいたします。

議案第13号

平成29年度河南町国民健康保険特別会計予算

平成29年度河南町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億9,273万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

続きまして、予算書の189ページをお願いいたします。

議案第14号

平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,541万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

ここで説明員の交代をさせていただきます。

○議長(力武 清)

田中健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長(田中 肇)(登壇)

それでは、予算書の201ページをお開きください。

議案第15号

平成29年度河南町介護保険特別会計予算

平成29年度河南町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,097万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

ここで説明員を交代いたします。

○議長(力武 清)

奥野まち創造部長。

○まち創造部長(奥野清文) (登壇)

それでは、予算書235ページをお開きください。

議案第16号

平成29年度河南町下水道事業特別会計予算

平成29年度河南町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,254万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億700万円と定める。

めくっていただきまして、236ページ、

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長(力武 清)

木矢総務部長。

○総務部長(木矢年謙) (登壇)

それでは、議案第17号のご説明をさせていただきます。

259ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号

平成29年度河南町土地取得特別会計予算

平成29年度河南町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 3 月 7 日提出

河南町長 武 田 勝 玄

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）（登壇）

それでは、予算書269ページをお開きください。

議案第18号

平成29年度河南町簡易水道事業特別会計予算

平成29年度河南町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,519万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年 3 月 7 日提出

河南町長 武 田 勝 玄

次に、別冊の水道事業会計予算書をお願いいたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号

平成29年度河南町水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成29年度河南町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5,975戸
(2) 年間総給水量	179万4千m ³
(3) 1日平均給水量	4,915m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設改良事業	3,475万9千円
受託事業	5,425万円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3億9,676万2千円
第1項 営業収益	3億1,500万9千円
第2項 営業外収益	8,175万3千円

めくっていただきまして、

支 出

第1款 水道事業費用	4億4,230万3千円
第1項 営業費用	4億2,722万円
第2項 営業外費用	1,478万3千円
第3項 特別損失	30万円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,240万3千円は当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額649万2千円、過年度分損益勘定留保資金3,591万1千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,099万4千円
第1項 加入金	540万円
第2項 他会計負担金	1,134万4千円

第3項 工事負担金 5,425万円

支 出

第1款 資本的支出 1億1,339万7千円

第1項 建設改良費 9,304万2千円

第2項 企業債償還金 2,035万5千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,839万9千円

(他会計からの補助金)

第7条 営業助成のための補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は196万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、519万7千円と定める。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長 (力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (力武 清)

なければ、お諮りいたします。

ただいま上程のありました8件の各議案審査については、委員会条例第5条の規定により、議長を除く全議員をもって構成する当初予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、当初予算特別委員会に付託することにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、議長を除く全議員をもって構成する当初予算特別委員会にこれを付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました当初予算特別委員会の委員の指名を委員会条例第7条第2項の規定により議長から指名したいと思いをしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、当初予算特別委員会の委員を議長から指名いたします。佐々木議員、浅岡正広議員、中川議員、加藤議員、大門議員、廣谷議員、田中議員、小山議員、浅岡幸晴議員、野村議員、福田議員、以上11名を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。この間、正副委員長互選をお願いいたします。

休 憩（午後3時21分）

~~~~~

再 開（午後3時22分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当初予算特別委員会委員長に廣谷議員、副委員長に中川議員と決定されましたので、ご報告申し上げます。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第23 議案第20号 平成28年度河南町一般会計補正予算（第6号）から日程第25号 報告第1号 平成29年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画についてまでの以上3

件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第23 議案第20号 平成28年度河南町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）（登壇）

それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

平成28年度補正予算書でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号

平成28年度河南町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度河南町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、2ページでございます。

「第1表債務負担行為補正」でございます。

事項としましては、情報システムクラウド化事業及びびかなん公共交通活性化事業でございます。

まず、情報システムクラウド化事業につきましては、昨年12月に本町及び豊能町、千早赤阪村の2町1村で自治体クラウド化に向けた協定を締結し、現在、第1交渉業者と業務内容

について交渉を進めておるところでございます。平成30年1月からクラウド化のほうを初め開始したいと思っております、移行等の作業に相当の期間がかかるというところで、3月中に契約をしたいというところで、今回債務負担行為を設定させていただくものでございます。

期間につきましては、平成29年度から平成36年度まででございます。

限度額は3億3,451万9千円でございます。

次に、かなん公共交通活性化事業につきましては、平成28年2月2日より実施してまいりました。カナちゃんバス、やまなみタクシーの実証運行を平成29年2月1日から、南部のほうですけれども、カナちゃんバス、南部のほうでございますが、毎日運行に変更するなど見直しを実施いたしました。今回、その見直ししました内容につきまして、引き続き4月以降、平成29年度も実証運行を行いたく、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第24 議案第21号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

人事案件でございますから、私のほうから提案をさせていただきます。

議案第21号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記

住所 大阪府河南郡河南町大字平石722番地の1

氏名 安 居 美千代

生年月日 昭和25年8月8日

であります。

それでは、提案理由でございますが、現在、教育委員さんにつきましては5名就任をいただいております。安居美千代さん、行待彩子さん、内堀裕規さん、西川幹雄さん、そして教育長の新田教育長であります。そのうち安居美千代氏がこの3月31日をもって任期満了となります。安居美千代氏には、引き続き教育委員をお願いしたいと考えております。つきましては、安居美千代氏を任命したく、ご提案をさせていただくものでありまして、ご同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定によりまして、委員の任期は平成33年3月31日までの4年といたします。

それでは、安居美千代氏の説明をもう少しさせていただきますと、お名前、住所はよろしいですね。生年月日は昭和25年8月8日、申し上げたとおりであります。年齢は66歳。経歴としまして、昭和46年3月に大阪キリスト教短期大学初等教育科を卒業されて、同46年4月

に富田林市幼稚園の教諭となりました。その後、昭和50年3月には富田林市を退職されて、昭和52年4月に本町の幼稚園教諭となられ、白木幼稚園に赴任をされております。平成19年4月に河南幼稚園園長、平成20年4月に中央保育所所長、平成22年8月、本町教育委員会で教・育部のこども1ばん課を初めて創設いたしました。その初代課長に就任をいただきました。同23年3月に河南町を定年退職されて、平成23年12月には教育委員、そして平成27年1月から12月まで教育委員長職務代理、平成28年1月から12月までは教育委員長をお務めいただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第25 報告第1号 平成29年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画についてを議題といたします。

報告を求めます。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）（登壇）

それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

報告第1号

平成29年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度河南町土地開発公社事業

計画・予算・資金計画を別紙のとおり報告する。

平成29年3月7日提出

河南町長 武田 勝玄

本件につきましては、平成29年2月21日に公社の理事会を開き、承認をいただいた内容でございます。

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、平成29年度事業計画・予算・資金計画でございますが、めくっていただきまして目次でございます。

次に、めくっていただきまして、1ページでございます。

#### 平成29年度河南町土地開発公社事業計画

平成29年度河南町土地開発公社事業計画は、次のとおりとする。

1 用地の取得、2 用地の処分についてでございますが、予定している計画はございませんので、0円となっております。

めくっていただきまして、2ページでございます。

#### 平成29年度河南町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成29年度河南町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。(収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額108万6千円は、前年度繰越準備金で補填するものとする。)

#### 収 入

|           |       |
|-----------|-------|
| 第2款 事業外収益 | 8万2千円 |
| 第1項 受取利息  | 8万2千円 |
| 収入合計      | 8万2千円 |

#### 支 出

|                |         |
|----------------|---------|
| 第2款 販売費及び一般管理費 | 116万8千円 |
|----------------|---------|

|                |         |
|----------------|---------|
| 第1項 販売費及び一般管理費 | 116万8千円 |
| 支出合計           | 116万8千円 |

平成29年2月21日提出

河南町土地開発公社理事長 奥村 格 一

平成29年度につきましては、取得を予定している用地、処分を予定している用地はございませんので、収益的収入及び支出は経常経費のみの予算となっております。

3ページからが予算の説明となっております。

収益的収入でございますが、預金利息8万2千円、定期預金の利息を見込んでございます。めくっていただきまして、4ページの収益的支出でございます。販売費及び一般管理費につきましては、昨年と同額の事務経費でございます。

5ページ、6ページは、平成29年度河南町土地開発公社資金計画でございます。翌年度繰越金、預金利息より経常経費を支出いたします。

7ページでございます。平成29年度河南町土地開発公社予定損益計算書でございます。平成29年度は、処分を予定している用地はございませんので、1事業収益、2事業原価ともございません。したがって、事業総利益は0円でございます。

次に、3販売費及び一般管理費でございます。116万8千円の事業損失となります。

4事業外収益としまして、受取利息8万2千円でございます。

5事業外費用は0円でございます。

経常損失、当期損失は、事業損失と受取利息の差し引きでございますので、108万6千円でございます。

前期繰越利益が3,127万円でございますので、当期末処分利益は3,018万4千円でございます。

次に、8ページでございます。

平成29年度河南町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産のうち(1)現金及び預金が4,018万4千円。内訳は定期預金が4千万円、普通預金が18万4千円でございます。(2)事業未収金はございません。(3)公有用地でございますが、金山古墳環境保全整備事業用地で5,041万9千円、道の駅かなん再整備事業用地で5,854万5千円の合計1億896万4千円でございます。合わせまして、流動資産合計は1億4,914万8千円となります。

次に、2 固定資産はございませんので、資産合計は1 億4,914万8 千円でございます。

次に、9 ページの負債の部でございます。1 流動負債はございません。2 固定負債でございますが、長期借入金1 億896万4 千円でございます。金山古墳環境保全整備事業用地、道の駅かなん再整備事業用地の購入に際しまして、河南町土地開発基金から借入れをしております。利子は無利子でございます。

次に、資本の部でございますが、1 資本金、(1) 基本財産は1 千万円でございます。2 準備金でございますが、(1) 前期繰越準備金が3,127万円、(2) 当期純損失が108万6 千円でございます。準備金合計は3,018万4 千円でございます。資本金1 千万円と合わせまして、資本合計は4,018万4 千円でございます。負債資本合計は、長期借入金と合わせまして1 億4,914万8 千円でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（力武 清）

報告が終わりました。

報告案件でございますので、これをもって終了いたします。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第26 請願第1号 「着ぐるみカナちゃん」に関する請願から日程第28 請願第3号 河南町立中央保育園における保育の質の確保・向上に関する請願までの以上3件を会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

日程第26 請願第1号 「着ぐるみカナちゃん」に関する請願を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

請願第1号

「着ぐるみカナちゃん」に関する請願

請願者

代表者 河野邦臣

河南町大宝3丁目41番52号

他2名

紹介議員 河南町議会議員 佐々木希絵

平成29年3月7日提出

めくっていただきまして、請願です。

紹介議員、佐々木希絵。

「着ぐるみカナちゃん」に関する請願書

河南町オンブズマン

河南町大宝3丁目41番52号

河野邦臣

河南町大宝3丁目5番14号

船津弘之

河南町大宝3丁目6番1号

中川富雄

件名「着ぐるみカナちゃん」について。

趣旨

1. 物品納品検査済み「着ぐるみカナちゃん」の本町庁舎——これは訂正いたします。本町庁舎ではお披露目していただいたので、オンブズマンの方に了承を得て訂正いたします。広く公開、お披露目する件についてです。

「着ぐるみカナちゃん」については、見積もり合わせ後平成27年6月12日発注、同年10月13日物品納品検査、同年10月30日制作業務委託料を支払済となっている。しかしながら町議会議員にも一般住民にも公開することなく庁舎内に保管されたままとなって、すでに1年3ヶ月以上経過している。早急に「着ぐるみカナちゃん」を広く一般公開お披露目するよう請

願します。

2. 二代目「着ぐるみカナちゃん」制作中止。

町長はすでに完成した「着ぐるみカナちゃん」に不満があり、二代目「着ぐるみカナちゃん」の制作を予定しているが、庁舎玄関カウンター上に並ぶカナちゃん人形とLINEスタンプで本町をPRは十分であり、制作中止を請願します。

理 由

1. 御蔵入りの「着ぐるみカナちゃん」は制作意図からして広く公開しないのは河南町町民に対して不誠意であり、また、完成後1年3ヶ月を過ぎても、これについてこれまでの経緯、町の見解を町民に一切知らしていない。

2. 町民が予定している二代目「着ぐるみカナちゃん」の制作は、同じ案件に対する二重投資であり、河南町としては無駄な支出である。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出する。

平成29年2月24日

河南町議会議長力武清殿

以上です。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり採択されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第27 請願第2号 「ねこの楽園」創設に関する請願を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）（登壇）

請願第2号

「ねこの楽園」創設に関する請願

請願者

代表者 玉井五十子

河南町大宝3丁目17番3号

他4名

河南町大宝3丁目5-7

西村路子

河南町大宝3丁目41-52

河野邦臣

河南町大宝3丁目6-1

中川富雄

河南町大宝3丁目5-14

船津弘之

紹介議員 河南町議会議員 廣谷 武

平成29年3月7日提出

「ねこの楽園」創設に関する請願書

## 趣 旨

平成27年度に捕獲し殺処分した野良猫は河南町だけでも16匹になる。

全国的に見ても、野良猫を捕獲し殺処分する自治体は減少し、今では、行政が先頭に立って地域猫にとりくむようになった。

殺処分が教育上悪影響を与え、いじめを助長すると気がついたなどが原因だと思われる。

河南町では一歩進んで、猫との共存共栄を図るために「ねこの楽園」の創設を提案したい。

詳細は別紙「ねこの楽園」設立の提案に記しています。

## 理 由

野良猫を捕獲し殺処分という残酷きわまる「負」の事業を一転、野良猫たちとふれ合える、癒し系の観光に結びつけることで「人にも野良猫にもやさしい町、河南町」をPR。こんな町なら住んでみたい、人口増加の起因にもなる。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出する。

平成29年 2月24日

河南町議会議長力武清殿

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

今説明いただいたんですけれども、河南町全体で野良猫というのは一体何匹ぐらいいるのか。推測で結構です。

○議長（力武 清）

提案者。

○7番（廣谷 武）

推測で16匹を殺処分して、河南町の人口が1万6,000人か、今猫を飼っている方は多いと

思いますけれども、野良猫の数ですね。わかりません。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

猫の大体総数はわからないのに、計画というのはちょっと無謀じゃないんでしょうか。

○7番（廣谷 武）

現に困っている方がいらっしゃいますので、全体の数は把握しておりませんが、相当数の数がいると思われまます。

○議長（力武 清）

中川議員、よろしいですか。

○3番（中川 博）

わからなかったけどね。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8番（田中慶一）

先ほど言われた別紙というやつがあると思うんですけども、「ねこの楽園」は、かいつまんで概略どういうことをされるのか。もし廣谷議員がおわかりでしたら教えてほしいと思います。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

（仮称）「かにゃんねこの楽園野良猫ランド」を設立したいということで、猫と触れ合う広場、人家から離れた河南町の所有の土地に古民家を移設、またはログハウスを建て、地域猫のねぐらとすることで苦情もなくなります。ねこ園長ほかスタッフは、猫は来客者をもてなし、その報酬はキャットフードとします。猫の餌やり、ふん尿の始末などをする責任者を置くということです。維持管理費用は、入園料、猫の餌、グッズ、土産、レストランの売り上げ等で賄う——構想ですけども、河南町のイメージアップにつながるようにやっていくということです。地域猫は、TNR活動（捕獲、避妊、去勢）してもとの場所に戻すということです。

自治体では、昨年12月に神戸市市議会において全会一致でTNR活動の条例案が可決したと聞きます。山梨県でも同じようなことをやっております。そうしたことで、教育ですね、いじめ問題にもつながると思いますので、是非ご理解を求めます。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

そしたら、提案者、自席に戻ってください。

○7番（廣谷 武）

テーブルにのせていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

○議長（力武 清）

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立少数と認めます。よって、本案は不採択となりました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第28 請願第3号 河南町立中央保育園における保育の質の確保・向上に関する請願を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）（登壇）

それでは、請願第3号の説明をさせていただきます。

請願第3号

河南町立中央保育園における保育の質の確保・向上に関する請願

請願者

代表者 上條加奈

河南町さくら坂南5の5

他11名

紹介議員 河南町議会議員 浅岡正広

佐々木希絵

廣谷 武

田中慶一

小山彬夫

福田太郎

平成29年3月7日提出

河南町議会議長力武清殿

平成29年2月24日

河南町立中央保育園における保育の質の確保・向上に関する請願書

請願代表者 河南町立中央保育園保護者会代表者保護者会

代表者住所：河南町さくら坂南5の5

代表者氏名：上條加奈

他11名

趣 旨

河南町独自の第二子以降の保育料の無償化等により、保育園を利用する家庭が増えました。しかし、それに伴った保育の質が確保できているとは言い切れず、子供の負担が増えていると感じられます。

そこで、中央保育園保護者会は保護者の代表として、以下の事項をお願い申し上げます。

1. 各クラスに最低1名の正規職員の担任を確保すること
2. 新入園児を受け入れる場合、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における

保育士数を担任として確保してからの受け入れとすること

現在0歳児、1歳児クラスにおいては、担任の数が確保出来ておらず、担任の保育士に加え、フリーの保育士、パートの保育士などが流動的に入れ替わって保育を行っている状態です。

保育所保育指針の第三章の2. 保育の実施上の配慮事項（2）のイにおいて、「一人一人の子供の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること」とされており、乳児が成長する上で、人との継続的かつ応答的な関わりが、その後の人格形成、特に人間関係に対する信頼感にとって最も重要なことであり、特定の保育士が愛情豊かに優しく語りかけながら世話をし、アタッチメント（愛着）を形成することがこの時期の保育にとって何よりも大切なことなのです。園児が増えたことにより臨時で職員が配属されているという、その場しのぎの保育をしているような現状では乳児との継続的な関係を形成できるとは言い難いと考えられます。

今後、このような事態を起こさないためにも、保育士を担任として確保してから園児を受け入れる流れを徹底することを要求します。

3. 非常勤保育士の待遇改善

日中に就労等する我々保護者に代わって、我が子に「保護」「教育」を施す保育士の待遇改善を強く要求します。これは継続性のある雇用を確保し、安定した保育を実現するためにも必要です。

具体的に最低月収21万6千円（保育士の平均月収：厚生労働省）程度、正規職員と同程度の福利厚生、充実した休暇制度などを要求します。

4. 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実化

発達障害は、早期発見の精度を上げ、早期支援を充実させる必要があります。そのために、保育園を含めた専門機関の体制整備・連携が重要です。また、就学後にも支援を継続するためには、3歳～5歳前後の間に気づきや発見、支援するシステムも検討する必要があります。幼稚園、保育園においては、配慮の必要な子供が多く気づかれていることから、気づきを支援につなげる相談体制や支援体制が求められるが、現状では対応にばらつきが感じられます。そのため、一貫した支援に繋げるためにも、発達障害の発見・保護者との連携などに関するマニュアルやガイドラインを作成し、保護者と共有し理解を得ることを要求します。また、保護者が障害に対する正しい知識や認識ができるように説明や支援（ガイダンス・冊子の交

付等)を定期的に行うことを要求します。更に、心理相談員を含めた職員の育成を積極的に行うことを要求します。

以上、よろしくお願い申し上げます。

これをもって請願第3号の説明とさせていただきます。

何とぞご理解をいただき、ご可決のほどよろしくお願いいたします。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番(中川 博)

今、浅岡正広議員から紹介議員として説明いただいたんですけども、請願の内容の趣旨は十分理解するんですけども、少し事実確認をしたいと思うんです、請願で賛否をとる場合。できたら、町行政のほうから事実確認の回答をいただけたらありがたいんですけども、このとおりそうなのかというのを、議長配慮をお願いします。

○議長(力武 清)

結構です。質問してください。

○3番(中川 博)

この内容で間違いないということですか。

○議長(力武 清)

久保教・育部長。

○教・育部長(久保広一)

事実確認ということなんですけれども、0歳児、1歳児クラスにおいて担任の数が確保できておらずということなんですけれども、0歳児については再任用職員をつけております。1歳児については、正規職員を1人担任としてつけている状況でございます。

そして、非常勤職員の待遇ということで、最低月収21万6千円という金額を書いておりますけれども、これについては、今年広報で募集をかけているんですけども、その金額が19万何がしということで、21万6千円には達していないのは事実でございます。

あと、4番目の障がい者の早期発見というような話でございますけれども、こども1ばん課において心理相談員を置きまして各園を巡回させ、こういう支援の必要な子の早期発見には努めてございます。あと、障がいになった子供たちについては、サポートブックというの

を配布させていただいて、障がいの履歴、それを小学校、中学校に引き継いでいけるようなものをこしらえているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

そしたら、提案者、自席に戻ってください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり採択されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、資格審査特別委員会から、会議規則第47条第2項の規定によって、同委員会に付託中の加藤議員の議員の資格決定の件について中間報告したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題として報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、加藤議員の議員の資格決定の件について委員会の中間報告の件を日程に追加し、追加日程第1として議題として報告を受けることに決しました。

追加日程第1 加藤議員の議員の資格決定の件について委員会の中間報告の件を議題いたします。

中川委員長の発言を許します。

○資格審査特別委員会委員長（中川 博）（登壇）

それでは、資格審査特別委員会委員長の私のほうから中間報告をさせていただきます。

本委員会において調査している事項について、河南町議会会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

1、調査事項は、加藤議員の議員の資格決定に関する事項についてであります。

2、本委員会は、廣谷議員から平成28年12月15日付で議長宛てに、加藤議員の被選挙権の有無についての資格決定要求書が提出され、平成28年第4回定例会において委員会が設置されました。

第1回の委員会を平成28年12月21日に開催し、現在まで計8回の委員会を開催しております。

それでは、当委員会が設置された背景と今までの調査結果を報告させていただきます。

加藤議員は、平成21年4月7日に千葉県浦安市から前住所地である富田林市宮町に転入されました。家族構成は、配偶者と子供3人の5人家族でした。

次に、平成28年3月3日に加藤議員のみ1人で河南町大宝に住民票を移動され、職場及びご両親の居住地大宝で生活を始められたとのことでございます。昨年平成28年9月に実施した町議会議員選挙に立候補され当選されましたが、選挙期間中から選挙後にかけて、河南町選挙管理委員会の事務局に、住民から口頭で住居実態がないのではとの問い合わせがあったようですが、選挙管理委員会においては、口頭での問い合わせであったため、選挙人名簿での確認だけにとどまっていた。その後、12月議会の初日に加藤議員の辞職勧告決議案が提出され可決、同議会会期中において、先ほど申しましたように当委員会が設置されたものでございます。

以上がおおよその背景でございます。

続きまして、第1回から第8回までの委員会の調査内容を報告させていただきます。

第1回目は、正副委員長の選出と、地方自治法第100条第1項の権限を当委員会に委任されるよう議会で申し出をすることで決定いたしました。第2回目からは、辞職勧告決議案が可決後に、加藤議員が議長宛てに提出された弁明書をもとに調査を開始、第3回目は加藤議員、奥野住民部長、南選挙管理委員会事務局長を参考人として当委員会で証言。第4回目は、当委員会から加藤議員に対して要求した書類が提出され、その書類をもとに審査を行いました。第5回目は、河南町大宝と富田林市宮町の現地調査を行い、生活状況の確認を行いました。

た。第6回目は、河南町大宝と富田林市宮町の近隣住民への聞き取り調査を行いました。第7回目は、100条調査における証言を求めるため、加藤議員の証人尋問を実施いたしました。第8回目では、現地調査及び聞き取り調査の取りまとめを行い、今後の審査方法について協議を行い、引き続き継続審査していくことになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（力武 清）

資格審査委員会の委員長ご苦労さまでございました。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は、21日午前10時に開きます。

なお、本日設置しました当初予算特別委員会が8日の午前10時から開催されますので、各委員におかれましては、よろしく審査のほどお願い申し上げます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時08分散会

~~~~~

平成29年 3月21日(火)

# 平成29年第1回河南町議会定例会会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



平成29年第1回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月7日(火)  
 招集の場所 河南町議会議場  
 開 議 3月21日(火)午前10時00分宣告  
 出席議員 (12名)

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番  | 佐々木 | 希 絵 | 2番  | 浅 岡 | 正 広 |
| 3番  | 中 川 | 博   | 4番  | 加 藤 | 久 宏 |
| 5番  | 大 門 | 晶 子 | 6番  | 力 武 | 清   |
| 7番  | 廣 谷 | 武   | 8番  | 田 中 | 慶 一 |
| 9番  | 小 山 | 彬 夫 | 10番 | 浅 岡 | 幸 晴 |
| 11番 | 野 村 | 守   | 12番 | 福 田 | 太 郎 |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 町 長                     | 武 田 勝 玄 |
| 副 町 長                   | 奥 村 格 一 |
| 教 育 長                   | 新 田 晃 之 |
| 総 合 政 策 部 長             | 森 田 昌 吾 |
| 総 務 部 長                 | 木 矢 年 謙 |
| 総務部理事兼契約検査室長            | 松 田 輝 義 |
| 住 民 部 長                 | 奥 野 健 一 |
| ま ち 創 造 部 長             | 奥 野 清 文 |
| 総合政策部副理事兼秘書企画課長         | 上 野 文 裕 |
| 総合政策部危機管理室長             | 福 田 新 吾 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 南 弘 行   |
| 総務部施設整備担当課長             | 辻 宅 英 之 |
| 総務部人事財政課長               | 渡 辺 慶 啓 |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長    | 大 門 晃   |
| 住民部保険年金課長               | 田 村 夕 香 |
| 住民部副理事兼税務課長             | 福 瀬 一   |

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

堀野 喜弘

健康福祉部健康づくり推進課長

大谷 由候

健康福祉部総合体育館長

結城 秋芳

まち創造部副理事兼地域整備課長

岩井 一浩

まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長

杉原 茂

まち創造部上下水道課長

安井 啓悦

(出納室)

会計管理者(副理事)兼出納室長

赤井 毅彦

(教育委員会事務局)

教・育部長

久保 広一

教・育部教育課長

谷 道広

教・育部副理事兼子ども1ばん課長

湊 浩

教・育部副理事兼学校給食センター所長

松原 正佳

#### 議会事務局職員出席者

事務局 長

辻本 幸司

課長 補佐

木矢 哲也

#### 会議録署名議員

8番 田中 慶一

9番 小山 彬夫

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1

平成29年第1回河南町議会定例会

平成29年3月21日（火）午前10時開議

議事日程（第2号）

|      |           |       |     |
|------|-----------|-------|-----|
| 日程第1 | 一般質問      | ..... | 116 |
|      | (個人質問)    |       |     |
| 2番   | 浅岡 正広 議員  | ..... | 116 |
| 3番   | 中川 博 議員   | ..... | 125 |
| 4番   | 加藤 久宏 議員  | ..... | 150 |
| 5番   | 大門 晶子 議員  | ..... | 153 |
| 7番   | 廣谷 武 議員   | ..... | 172 |
| 8番   | 田中 慶一 議員  | ..... | 179 |
| 9番   | 小山 彬夫 議員  | ..... | 192 |
| 12番  | 福田 太郎 議員  | ..... | 205 |
| 1番   | 佐々木 希絵 議員 | ..... | 219 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（力武 清）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日の議会運営委員会において、対面型一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ30分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了承願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、浅岡正広議員、中川議員、加藤議員、大門議員、廣谷議員、田中議員、小山議員、福田議員、佐々木議員、以上の順で発言を許します。

最初に、浅岡正広議員の発言を許します。浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

議席番号2番、リベラルの会、自由民主党、浅岡正広、ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。町長を初め理事者の皆様には的確なご答弁をお願いいたします。

さて、先月8日、9日、議長並びに議会運営委員長のお計らいで開催されました議会運営委員会研修に私も参加させていただきました。

研修内容は、東京都文京区の地域開発研究所と荒川区役所に伺い、新たな議会改革を目指すためのものでしたが、私にとっては大変有意義な2日間でした。中でも地域開発研究所の牧瀬稔氏にお聞きしたシティプロモーションの話の中で、ターゲットを絞り込むことや各年齢別の納税状況をまとめた資料が有効など、各自治体が抱える問題回避の手法をわかりやすく説明していただきました。これらは、行政に携わり共通する問題に対応されている皆様にも参考になると考えられます。今後、今回の研修を生かし、行政、議会ともに知見を広め、研究を深める機会を設けていただければと存じます。

それでは、質問に入ります。

本日の質問事項は、「平成29年度施政運営方針」及び「平成29年度当初予算」を受けて、4項目お伺いします。

まず、1項目め、一人ひとりが輝くまちづくりから、図書館・公民館整備事業についてお聞きします。

ご承知のとおり、平成29年度のメイン事業とも言える図書館・公民館整備事業ですが、今回示された予算額が3億2,840万円と、これまで伺っていた金額よりかなり高くなっている印象を受けたのは私だけでしょうか。そこで、これまで一部説明を受けてきたものも含め、予算額がここまではね上がった要因を詳しくお聞きします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

それでは、ご答弁させていただきます。

公民館・図書館整備事業の予算がはね上がった要因についてですが、平成25年8月の全員協議会でふれあいの湯について方向性を結論づける際に説明させていただいた総合保健福祉センター改修基本計画（案）の第4案で、やまなみホールの改修に係る費用を概算で1億600万円と説明させていただいております。これは、1階、2階をそのまま公民館に、3階を図書室に改修するというものでした。

その後、基本設計を行う中で、3階に図書室を設置した場合荷重が相当かかるということで、構造的に適当でないということがわかりました。これによりまして、当初大きな改修の予定がなかった2階部分を図書館に格上げして改修することとなったこと、図書の蔵書数を

増やすために1階に移動書庫を設置すること、書架等の備品購入費は積算していなかったこと、建築基準法の改定によりまして不適合になったエレベーターの改修を行うこととなったこと、第2駐車場から動線をよくするために郵便局との間の通路を整備する外構工事が発生したこと、浴室で使用していた貯水槽が大きいため水の動きが少なく、衛生管理上改修が必要となったこと、照明器具のLED化、その他概算金額であったものが詳細に設計する上で増加しまして、これに直接工事費、仮設工事費、現場管理費、消費税等がのりまして平成25年8月の概算金額より2億円程度増したということでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございます。予算額が大きく増えたおおよその要因がわかりました。同時に、当初見込んでいた予算額1億600万円が3億2,840万円と、実に3倍以上ということで、いかに当初の概算金額が不適当なものであったかということもわかりました。当初の図書室の移転費用を1億円程度と住民の皆さんに説明していた私自身も、今後の説明に責任を持てるよう精査しなければならないと痛感しているところです。

また、中央公民館に関しては使用目的を変更し今後も利用されると伺っていますが、図書室がある旧役場庁舎の建物は経年劣化のため老朽化している上、耐震診断を実施していないことから、安全の確保のためにも早期の解体を視野に入れなければならないことは言うまでもありません。これは私の概算ですが、旧役場庁舎の解体工事費用として数千万円は必要だと考えます。

今回示された3億2,840万円に上乗せされると思われる解体工事費用など、ここまで膨らんだ予算をどのように捉えているのか、町のお考えをお聞きします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

それでは、お答えをさせていただきます。

公民館・図書館整備事業に関連いたしまして、移転後におきましては、図書室は公共施設総合管理計画で取り壊しの方針で進めていきたいというふうに考えております。跡地でございますけれども、中学校のグラウンドに活用する方針で進めたいと考えておりますけれども、

周辺の再整備も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、事業費がはね上がった要因ということでございますが、これは先ほどの教育委員会の答弁のとおりでございます。しかし、公共施設再編整備の中で既存ストックの活用という方針から、保有公共施設のスリム化を進め、公共施設の適正な管理を行う地方債により財源の調達等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。普通、スリム化をお考えであるならば予算もスリムにならなくてはと思いますが、いずれにしても億単位の予算をつぎ込む事業になることは明白です。そのため、多くの住民さんに喜んで利用していただき、できる限りの費用対効果を示さなければならぬと考えます。

それらを踏まえ、他の図書館と違った工夫、研究も必要ではないかと思われま。例えばWi-Fiサービスなど、多くの利用者を見込むためにどのような工夫を考えておられるのか、お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

多くの住民の皆さんに喜んで使用していただく工夫ということですが、情報化時代に対応するため、議員仰せのWi-Fi施設を整備いたしまして、館内で自由に活用していただけるタブレットパソコンの貸し出しや、若者のニーズに対応するためのスマートフォン充電スポットの設置、また喫茶コーナーを設けるなど、多くの方が利用できる工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。

この後、小学校の統合やこども園の設置といった喫緊の課題も多く控えております。それ

らも億単位の費用が必要となるでしょう。いずれも大切な住民の税金で成り立つものです。少しでも予算軽減に努めていただき、説明があった工夫を凝らして住民の皆さんに納得いただける施設にさせていただくことを提言しておきます。

次に、2項目め、安全で安心して暮らせるまちづくりから、今回新規事業として予算を上げられている業務継続計画（BCP）策定事業についてお聞きします。

町長の施政運営方針の中でも、大災害時において優先すべき業務、行動様式等のマニュアルの整備とありました。また、我々リベラルの会で研修を行い、以前の一般質問でも伺った事前予測が可能な災害のタイムラインも今回組み込まれるようで、会派で一定の評価をさせていただいたところです。

一方、大災害時の燃料の備蓄についてはどうでしょう。これまで私は、防災・減災について繰り返し質問を行ってきました。中でも、大災害時に必要とされる食料や水などの備蓄場所や数量については数回にわたりお聞きしています。全国的に、6年前の東日本大震災を教訓に燃料の備蓄を進める自治体が増えているように聞き及んでいます。特に山間部を抱える本町も例外ではなく、早急に整備をしなければならないと考えます。

ご承知のとおり、町内には民間給油所が2カ所あります。それらの事業者の協力も得ながら、燃料の種類や量により備蓄方法を検討し、今回のBCP策定事業に踏み込んでマニュアルの整備に取りかかっていただけないかと思います。町の考えをお聞きします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

それでは、お答えをさせていただきます。

業務継続計画、いわゆるBCPでございますけれども、災害時に役場が被災し、さまざまな資源の制約下におきまして災害対応等の業務を適切に行うための指針とするためのもので、大規模な停電をもたらすような災害時におきましては、燃料の備蓄は災害対策本部となります役場の非常電源の作動時間にも影響が出てまいります。したがって現在、民間企業との協力協定の内容等も踏まえまして議論し、計画策定を行っていきいたいというふうに考えております。

なお、タイムラインにつきましては、この3月27日でございますけれども、大阪タイムライン防災プロジェクトシンポジウムというのが行われます。これは府庁の新別館北館の4階で行われるんですけれども、大阪府の主催でございます。ここに河田先生とか、せんだって

町のほうに講演に来ていただきました松尾先生なんかも出られる予定になっています。そこに町長がパネルディスカッションのパネラーとして出演もするという予定になっておりますので、その辺も踏まえていろいろ研究、勉強等々をやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございます。今お聞きすると、今回のBCP策定事業に燃料の備蓄は直接関係がなさそうな答弁でしたが、大災害時の燃料の確保及び供給は大切な住民サービスでもあります。また、これまで報告を受けた民間企業との協力、協定の説明の中には、燃料の確保はどこにも出ていなかったように思ひます。先ほど申しましたように、現在、町内には給油所が2カ所あります。災害の規模にもよるでしょうが、一気に押し寄せる車両でパニックになることも予想されます。今後の計画策定に反映させていただけるよう強く提言しておきます。

次に、3項目め、快適な生活基盤の充実したまちづくりから、かなん公共交通活性化事業、いわゆる昨年2月から行われている実証運行についてお聞きします。

今年の2月からは内容も一部改正され、多くの住民に利用され続けることを期待されております。

そこで、昨年2月の開始に伴いバス運営会社及びタクシー会社との契約はどのように交わされたのか、入札結果や金額、期間などを詳しくお聞きします。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

昨年2月の運行開始に伴い行ったバス運営会社及びタクシー会社との契約はどのように交わされたのか、入札結果や金額、期間など詳しくご説明をとのことでございますが、議員ご承知のとおり、河南町地域公共交通につきましては平成28年2月2日より実証運行を開始しております。

契約の内容でございますが、道路運送法第79条に定める国土交通大臣の許可を受けた市町村運営有償運送、いわゆるカナちゃんバス（循環バス）につきましては、平成28年1月27日にエムケイ観光バス株式会社と平成28年2月2日から平成29年1月31日までの1年間、

2,125万4,400円で契約しております。

業者の選考につきましては、平成27年12月25日開催の河南町地域公共交通会議において運行計画が合意され、2月2日の運行開始までに入札に付するための期間がなかったために、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、緊急の必要により競争入札に付することができない場合を適用し、道路運送法の許可条件に見合った業者選考、見積もり徴収を行い、随意契約を行いました。

また、道路運送法第4条に定める国土交通大臣の許可を受けた事業者に一般乗合旅客自動車運送事業、いわゆるやまなみタクシー（山手路線）を運行させるものは、市町村で運行計画を立て、事業者が運行を実施いたします。

運行に関する協定を大阪第一交通株式会社と平成28年1月27日に、平成28年2月2日から平成29年1月31日までの1年間、運行1日当たり2万7千円で協定締結しております。

業者の選定につきましては、バス運行と同じく、契約に付する期間がございませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約としております。

協定業者は、本町を交通圏で営業しています3社を候補社とし、業者選考、見積もり徴収を行い決定いたしました。

また、平成28年9月28日開催の平成28年度第1回河南町入札監視委員会に対象契約案件134件のうち随意契約案件としまして提出しており、審査していただいた結果、概ね適正な手続で行われていると認められたというところでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。今お聞きしますと、昨年2月の実証運行に伴うバス運営会社、タクシー会社ともに契約に付する期間がなかったため、緊急の必要により競争入札に付することができない場合を用いられ、随意契約を行われたことがわかりました。また、期間もともに平成28年2月2日から平成29年1月31日までとのことですが、しかし、本年2月1日からバス運営会社及びタクシー会社が変わった気配がありません。

先ほど伺った契約では期日もうたわれ、準備期間も十分あるにもかかわらず、今回も随意契約とされた詳しい理由をお聞きします。

○議長（力武 清）

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）

本年2月1日から運行しているバス運営会社及びタクシー会社と随意契約を行われた詳しい理由とのご質問でございますが、現在運行中のカナちゃんバス、やまなみタクシーにつきましては、平成28年12月14日の河南町地域公共交通会議で路線を一部見直しし、引き続き実証運行を行うこととなり、本年2月1日からの運行開始までに契約に付する期間がないことや、昨年1年間の実証運行との運行比較や車内アンケート配布実施など、同じ事業者によりさらに検証内容を蓄積するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しない」により、随意契約とさせていただきます。現在は実証運行を行っておりますので同一の事業者により運行しておりますが、今後本格運行を開始するに当たりましては、入札を基本として考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございました。今お聞きした今回の随意契約の理由ですが、にわかには納得いくものではありません。昨年と違い、入札準備にかける日にちは十分ありました。また、運行比較や車内アンケートの配布、検証内容を蓄積するなどは事業者が変わっても何ら影響がないものと考えられます。さらに、本格運行になれば入札を基本とするともありました。言いかえれば本格運行までこのまま同業者で継続することを意味するのでしょうか。果たしてこれで住民の理解が得られるのか、疑問と疑念が残ります。

そのところをもう一度、入札監視委員会に出席された副町長にお聞きしておきます。

○議長（力武 清）

奥村副町長。

○副町長（奥村格一）

本年2月に行いました事業者選定、契約につきましても適切な手続で行われたと考えておりますけれども、今後につきましては、事業者選定、契約においては競争入札を基本と考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

副町長、ありがとうございました。今後公平性を保つための対応を是非ともお願いしておきます。

かなん公共交通活性化事業につきましては、利用者からありがたいとの言葉をいただくことがあります。その反面、無駄な事業だとお叱りを受けることも事実です。来年度分として2,832万2千円の予算がつけられています。事業者の選定も含め、住民が納得の上、利用者が増えるような対策を強く提言しておきます。

次に、4項目め、美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくりから、岩橋山登山環境整備事業についてお聞きます。

これは、限られた観光資源の中から本町をアピールできるものを一つでも多く生み出すことを念頭に、町の発展へとつながるよう取り組みが始まったものと理解しています。

そこで、具体的な今後の方向性をお聞きします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

それでは、お答えさせていただきます。

岩橋山登山環境整備事業についてのご質問でございますが、平成28年度におきまして岩橋山登山ルート案内看板の設置を33カ所行っております。及び登山マップ1万部を作成中でございます。今後につきましては、この案内看板、登山マップを活用し、本町の観光資源であります岩橋山をアピールしてまいりたいというふうに考えております。

平成29年度には登山道がネザサで覆われている箇所を伐採を予定しておりますが、登山道の危険な箇所につきましても、登山者の危険防止のため随時補修等を行っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございました。

以前にもお話ししましたが、私も後ろにおられる廣谷、佐々木両議員に連れられて何度か

現地を視察しています。途中の山道では地元住民さんから観光開発に積極的なお声かけもいただきました。

今お聞きした案内板や登山マップを活用していただける方々には、未整備地区の危険箇所の注意喚起を十分行うとともに、一日も早く、より安全に目的地までたどり着けるよう、また今年度利用された国からの補助金など今後もフルに活用していただき、引き続き、にぎわいのあるまちづくり実現への対応の必要性を提言しておきます。

本日、主に来年度の当初予算についてお聞きしましたが、どの事業も大切な住民の血税から成り立つものであることを改めてお伝えするとともに公平に行き渡ること、「魅力あふれ、人が集うかなんのまちづくり」をお願いし、私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員の質問が終わりました。

次に、中川議員の発言を許します。

○3番（中川 博）

議席ナンバー3番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、安定的な水の供給確保について、環境問題対策について、国民健康保険の広域化について、小学校の統合について、古民家対策についての5事項でございます。できるだけ財源確保にも触れて質問させていただきます。

また、今回は一問一答方式で行いますので、その点も踏まえ、町長及び答弁者におかれましては積極的で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問事項、安定的な水の供給確保についての質問に入らせていただきます。

国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しております。平成29年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として355億円が計上されております。これは前年度より20億円の増額であり、従前に増して水道管の修繕や改修を担う地域の中小・小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待されております。

そこで、我が河南町での平成29年度予算案に基づき、水道事業の現状と将来の見通しについてお聞きいたします。

1 点目、水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備の状況はどうなっているのか、伺います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

それでは、お答えさせていただきます。

水道台帳の整備状況についてのご質問でございますが、現行水道法では水道施設管理上の基礎的事項を記載した台帳整備の規定がなく、その整備率は水道事業者全体の約6割にとどまっている状況でございます。

政府では、水道施設の基盤強化を図るため、今月7日に水道法の一部を改正する法律案が閣議決定され、その中で適切な資産管理の推進として水道台帳の作成を義務づける方針が固められました。

本町におきましては、水道管の更新計画策定の諸条件となる布設年次や管種、管径等の施設データを入れた水道台帳はデジタルマッピングを用いて整理し、毎年度管路工事に合わせてデータ更新を行い、管理しております。機械設備関係につきましては、資産台帳及び竣工図書により設置年次や形式等を管理しているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、奥野まち創造部長からお答えいただきましたけれども、河南町は整備できているということで、水道施設の位置、構造、そして設置時期等の施設管理上の基本的事項を記載した台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応、広域連携や官民連携等の全ての基礎となる有用な情報であり、極めて重要であります。河南町ではそういう整備をしているということで、とりあえずは安心いたしました。

それでは、次の質問、水道台帳が整備されているということですのでお聞きいたします。

日本の水インフラは、高度経済成長期の1970年台に急速に整備が進んだため、今後一気に老朽化の波が押し寄せてきます。しかし、全国の管路更新率は0.76%であり、このままのペースでは全てを更新するまで130年かかる見通しでございます。

そこで質問です。我が河南町では管路更新率は何%になっているのか、伺いたいと思いま

す。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の全体延長に対する割合をあらわす指標です。管路の更新ペースが把握できる指標でございます。

直近3年間の状況としましては、平成25年度で1.2%、平成26年度で1.0%、平成27年度は0.6%であり、年間概ね750mから1,500m程度の更新状況となっております。

管路更新率は約2%前後で更新することとしておりますが、平成24年度から大宝地区の配水池整備——低区、高区があるんですけれども——を実施しておりますことから、先ほどの更新率というふうになっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今お答えいただきました。全国平均に比べて河南町は2倍以上ということで若干進んでいるんですけれども、2%台ということでまだまだ厳しい状況で進んでおりますので、早急に対応をまたよろしく願いいたします。

それでは3問目、水質の安全を確保する上で早急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換を河南町は終えているのか、残っているならばどこの地域でどれぐらいあるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

本町におきましては鉛管の使用はございません。石綿セメント管——アスベスト管のことを正式には石綿セメント管と申しますが——の使用につきましては、寺田地区の1路線において概ね500m使用していることを把握しております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今再度お聞きいたしましたけれども、河南町ではそういう安全なための対策ということで鉛管はないと。そして、アスベストセメント管は500mぐらいあるということで、非常に少ないということで安心しました。

全国的にはアスベストセメント管は20%ぐらいあるというような状況の中で、河南町は当初の計画がよかったかどうかはあれですけれども、非常に少ないということで、その点については安心なんですけれども、でもゼロではないと。500mあるということですので、次の質問ですけれども、それらの今後の更新状況はどうなるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

石綿セメント管の更新につきましては、過年度から老朽管更新対策として適宜解消に向けて実施してきており、寺田地区の1路線につきましては平成29年度事業において更新することとしており、町内での石綿セメント管の使用は来年度で全て解消する予定でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そういう意味で、河南町の安心・安全は守られるということで、非常にこの部分については安心しました。的確に更新をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問ですけれども、昨年の熊本地震では耐震化の必要性が表面化いたしました。管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

耐震化の進め方につきましては、今年度までに、地震等の災害時において飲料水を確保するため、大宝地内の配水池の耐震工事や震度6弱以上の地震で自動的に弁が閉まり、配水池から水が流れ出るのをとめる緊急遮断弁を設置してまいりました。

次に、管路につきましては、老朽管の更新や下水道事業に伴う水道管移設時に、耐震設計

指針等に準じて個々に耐震化を進めてきている状況でございます。来期に予定しています青崩簡易水道事業と上水道事業との会計統合後におきまして、施設全体の更新計画の中で耐震化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

耐震化については意識があって今進めているという状況ですけれども、全体的に今、耐震化率、河南町全体でどれぐらいまでできているのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

耐震化率でございますが、平成27年度末時点での耐震化率でございます。導水管や送水管の基幹管路における耐震化適合率につきましては、基幹管路延長117.7kmに対しまして耐震化適合性のある管が15.3kmで、13%となっております。

配水池の耐震化率につきましては、全配水池容量9,088m<sup>3</sup>に対しまして耐震化容量は5,588m<sup>3</sup>で、61.5%となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

どうもありがとうございます。耐震化については順次進めているということなんですけれども、河南町水道ビジョンによりますと河南町はGX管で更新しているというようなことです。そのGX管を現在導入している更新率ですか、それがわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

すみません、ちょっと今手元に持ち合わせてございませんで、また後ほどということをお願いしたいと思います。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

水道ビジョンのほうで説明のところで河南町はGX管を入れているということで、その有利性ということが載っておりましたので、よく一般に使われるNS管との違いもあわせて、ほんならまた調べておいてください。

次の質問に入らせてもらいたいと思います。

アセットマネジメントによって水道事業の中長期的な更新需要と財政収支の見通しが把握できます。我が河南町のアセットマネジメントの概要を伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

アセットマネジメントにつきましては、中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆる資産管理のことでございます。

本町では、平成26年度に策定いたしました河南町水道事業ビジョン策定時において、厚生労働省から示されているアセットマネジメント簡易支援ツールを活用し実施いたしました。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

アセットマネジメント簡易ツールを河南町は導入してやっているということなんですけれども、アセットマネジメントを実施せずに例えば水道事業の料金引き上げを見送り続けた市町村の中には更新投資の余裕がないところもあると聞いております。水道事業の収支の悪化は、結果的には濾水事故の発生を招き、水の安定供給に支障をきたすなど、住民生活の質の悪化をもたらすわけでございます。

アセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のために水道料金はどのように設定しているのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

アセットマネジメントの結果につきましては、施設の更新を耐用年数どおり実施し料金改定を行わなかった場合、収益的収支は赤字となり、その赤字幅は年々増加し、資金残高が減少していく結果となり、料金改定が必要であることが明らかになりました。

水道料金の設定についてでございますが、上水道事業の給水原価と供給単価を見ると給水原価が供給単価を上回っている状況にあります。水道事業としましては、水道料金以外の収入もあるため平成23年度までは黒字経営となっていました。平成24年度以降は両者の乖離が大きく、赤字経営となっております。また、家庭用20m<sup>3</sup>を使用した場合の水道料金につきましては大阪府内で16番目に高く、平成9年に料金改定を行ってから19年が経過している状況から、アセットの結果により料金改定の検討を行う時期ではございますが、まず簡易水道と水道事業の会計統合を行い、給水事業全体の資産を的確に把握した上で施設整備計画を策定し、必要な料金改定を視野に入れ検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

料金設定については今後の課題ということで今考えているということなんですけれども、もう1点、このアセットマネジメントの結果に基づいて老朽化している施設の更新の今後の見通しはどのように考えておられているのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

施設更新の見通しについてのご質問でございますが、水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来に加え、節水意識や節水器具の普及等の影響による水需要の減少により、大変厳しい経営状況にあります。このような中、老朽化した配水池や水道管の更新を行うためには多額の資金が必要となってまいります。

したがって、事業運営の骨子となる河南町水道ビジョンに基づき、自己資金や借入金等を積極的に活用した財政計画を立て、常に財政バランスを考えながら施設整備計画を策定し、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そこでお伺いいたしますけれども、財政的には非常に厳しいような現状の中で人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が著しく難しくなる現状に対し、住民生活に直結する水の安定供給のためには広域連携が重要でございます。大阪広域水道企業団と現状の河南町の関係はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

大阪広域水道企業団と河南町の関係についてでございますが、本町の現状としましては、水需要の減少に伴います料金収入の減少を初めとしまして、老朽化した水道施設の更新や耐震化等に伴います支出の増加、技術継承の困難化など、厳しい経営環境の中にあると認識いたしております。

このような状況のもとで、平成26年度に策定いたしました河南町水道事業ビジョンでは企業団との統合案もお示ししており、個々の課題に対応するには財政的、技術的に限界があると認識しており、広域化により水道事業体が連携し、運営基盤の強化を図る必要があるものと考えております。本質的な統合の具体内容を吟味し、慎重に対応することが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、慎重に対応ということをお聞きしましたけれども、現在、府域水道事業の広域化で事業統合を進めているのは四條畷市、そして隣の太子町、千早赤阪村が本年、平成29年4月から統合になります。続いて統合に向けての検討ですけれども、その協議に入っているのが7団体、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町であります。統合によるメリットはどのようなものがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

統合のメリットについてのご質問ですが、統合にも大阪広域水道企業団との統合や近隣水道事業体との統合などさまざまな形態があり、その形態に応じたメリットも異なります。

そこで、大阪広域水道企業団との統合についてのメリットについてご答弁させていただきます。

大阪広域水道企業団が言う統合のメリットにつきましては、お客様サービスを維持するため、統合後の当面の事業運営については統合団体の現行体制を基本としますが、将来的には、新規サービスの導入等により利便性の向上が図れること、基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、水道料金の値上げを抑制しながらも将来の水道施設の安定性の向上を図れること、また定量・定性的メリットが発現することにより、運営基盤の強化を図れることが期待できるといったメリットであります。

定量的メリットにつきましては、施設整備において施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うことにより事業費の低減を図ることができ、交付金を活用することにより、将来の水道料金の値上げを抑制できるというものでございます。定性的メリットにつきましては、業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等の効果が見込めるといったものがございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、統合のメリットについて伺いましたけれども、大阪府下の10町村のうち、既に第2期統合まで含めまして7町村まで統合の検討に入っているわけでございます。河南町水道事業ビジョンを策定し、河南町は独自の計画を進めているように見えますけれども、河南町の統合計画、例えば太子町も水道ビジョンはちゃんと持っております。持っておるけれども、大阪府域の企業団はそれを尊重しながら統合に進めていくというようなことも伺っております。そういう意味で河南町の今後の統合計画はどうなっているのか。

今言いましたように、府下10町村のうち7つまでもうなるわけです。特に、小さい自治体においては統合のメリットは非常に大きいと思いますし、また、統合に進まなければ最終的には厳しいような現状が待ち受けていると思います。その中で、ちょっと一歩おくらしているとか、慎重にされているということを今伺っておりますけれども、今後の統合計画はど

のようになるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

お答えさせていただきます。

統合計画につきましてのご質問でございますが、平成26年度に本町の水道事業運営のマスタープランとなる河南町水道事業ビジョンを策定し、大阪広域水道企業団との統合により発現効果が期待できるメリットや方策について取りまとめをさせていただいたところでございます。その中で大阪広域水道事業団との統合を前提とした方策は持ち合わせておりますが、広域化を促進させる期限付きの交付金ありきでの統合を促す動向にあり、本質的な具体内容を専ら先んじて吟味すべきであるというふうに考えております。

今後、先行き不透明な財政環境下、老朽管更新や耐震化等の課題を抱える中、平成29年4月から太子町と千早赤阪村で大阪広域水道企業団との統合がスタートいたします。統合後の動向を見きわめ、メリットと言われているものが的確に発現されることを注視し、メリットの担保性を確認しながら総合的に統合の可否を判断したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

河南町、太子町、千早赤阪村、2町1村は近隣であれはすけれども、その中の2つがもうこの4月から統合ということですので、その時期を誤らないようにひとつよろしく願います。

それでは、次の事項の質問に入らせていただきたいと思います。

環境問題対策についての質問でございます。

河南町では美しい河南町基本条例を制定し、町の役割、住民の役割、事業者の役割を明確化されました。その事業者等の役割には、事業活動に伴って生ずる公害その他の環境汚染を防止しましょう等が求められております。その点を踏まえ、数点質問をいたします。

1つ目ですけれども、現在、町に悪臭等の被害対応の要望は来ているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

現在、町に悪臭等の被害の苦情は来ているのかというご質問でございますが、町内の2事業所から悪臭の苦情が寄せられております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、どのような内容のものか、具体的に、個々の名前はあれですけども、どのような内容の苦情が来ているのか教えていただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

石川地区と河内地区の2事業所からの悪臭に対する苦情でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今ちょっとお聞きしましたけれども、私もいろいろな意味で住民の方からそういう要望は来ております。

そこで、2点目の質問ですけども、悪臭防止法というのがあると思うんです。悪臭防止法に基づく規制について、まずはどこが規制地域になっているのか、また規制の手法、規制基準等を少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

悪臭防止法に基づく規制についてでございますが、悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としております。本町におきましては、この法律第3条に基づき、河南町全域を悪臭原因物質の排出を規制する地域として指定してお

ります。また、第4条の規定に基づき、当該事業所の敷地境界線、気体排出口及び排水における特定悪臭物質22種類の濃度流量等の規制基準を指定しております。

事業所においては、規制基準以上の特定悪臭物質が検出され、かつ住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、市町村長により改善勧告、改善命令を行うことができる旨が定められております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、奥野部長から説明いただきましたけれども、特定悪臭物質による規制や臭気指数による規制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

特定悪臭物質による規制や臭気指数による規制はどうなっているのかとのご質問でございますが、本町は特定悪臭物質の濃度の許容限度等の規制を行っておりまして、先ほどご説明申し上げました規制基準にのっとり、事業活動に伴い悪臭を発生させる工場や事業場に対して必要な規制を行っております。

なお、臭気指数につきましては、特定悪臭物質による規制では十分でない場合に定めることができるとされておりまして、本町においては臭気指数による規制は行っておりません。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そこで伺いたいと思います。大阪府から出されている、これ持っておられると思うんですけども、「ストップ！悪臭」というところで、悪臭を出さないためにということで作業上の注意点、また装置・設備の注意点ということが一番表面に載っておると思うんです。これを少し読んでいただいて、そして説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

今、議員さんおっしゃっている悪臭物質の臭気指数は指定してごさいませんが、先ほどのうちが指定しております分につきましては、今年度はちょっとできないんですけれども、来年度において測定を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございませぬ。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ちょっと今わかりにくいんで、できたら、今これ持っておられますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番（中川 博）

持っておられるやつで、悪臭を出さないためにはどのような注意点が必要か、また装置、設備はどのようなものが必要かということが一番上に載っているわけです。これ、ちょっと読んでくださいというような今質問をしたんです。そして、説明できるんやったら説明してくださいという質問でした、今。

○議長（力武 清）

ちょっと休憩。

休 憩（午前11時04分）

~~~~~

再 開（午前11時05分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

すみません。「ストップ！悪臭」ということで、悪臭を出さないためにということで、「悪臭が発生する原材料は、極力使用しない。悪臭原因物質の撤去、除去を行う。悪臭原因物質の搬出・搬入及び保管の方法を改善する。常に事業所内の清掃に心掛け、励行する。苦情原因となる作業は、周囲への影響を配慮し行う」というのが操業上の注意点でございます。

装置・設備の注意点としまして「作業所場建屋を密閉し、臭気の漏出を防止する。生産・作業工程での設備の密閉化を図る。捕集設備（ダクト等）を設置、改善する。においの性質

にあった脱臭装置を検討し、設置する。処理装置等設備の維持管理に留意し、正常稼働させる。周囲への影響に配慮し、煙突・換気扇等排出口の『位置』及び『高さ』を設定する」というのがございまして、苦情が起きてから対応するので精神的にも経済的にも負担が大きい。事業所のほうはイメージを損ないかねませんので、日ごろからそういう悪臭を防止するというふうな、事業者のほうでそういうふうに取り組んでいただきたいというのが趣旨なのかなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、奥野部長から読んでいただきましたように、常日ごろからこのようなことを対応しておくということが非常に大事。起きてからでは精神的にも経済的にも負担が大きくなるということですので。

そこで、最後の質問ですけれども、この最終ページのところには「詳しくは、市町村の担当課にお問い合わせください」とありまして、河南町では環境・まちづくり推進課というようになっております。そういうことで、河南町としてどのような対応を今後行っていくのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

河南町としてどのような対応を行っていくのかというご質問でございしますが、本町に苦情が寄せられた場合、苦情等の状況にもよりますが、基本は直ちに現場に出向き現地の状況把握を行い、必要に応じて事業者へ指導を行っております。また、大阪府や消防などの関係機関と連携し、苦情の解決に努めております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

先ほどありましたように、気体排出口の規制基準、2号基準に基づく調査はやっていただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

平成29年度におきまして、気体排出口付近におきまして測定するという現在予定をしております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

次の事項に入らせてもらいたいと思います。国民健康保険の広域化について質問に入らせてもらいます。

私も国民健康保険運営協議会の委員として国民健康保険の安定的な運営に携わり、平成30年度の国民健康保険の広域化に対し、余剰金は極力被保険者に還元すべきであると主張させていただき、少しでも軽減させていただいておりましたけれども、いよいよ目前に来て、まだ不透明な点があります。そのことについてお聞きいたします。

国民健康保険制度の改革の概要ですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、今、市町村ですけれども、そこから都道府県になり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものでございます。

数点質問させていただきます。

まず、先ほど言いました安定的な財政運営による公費による財政支援はどうなるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

それでは、お答えさせていただきます。

国民健康保険における公費による財政支援につきましては、平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じ各自治体へ約1,700億円の財政支援がなされています。また、平成30年度以降の国保改革とあわせて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保されるとともに、平成30年度及び平成31年度においては財政安定化基金の一部を活用することとなっています。

平成29年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として、市町村に資金を交付するための約300億円及び約500億円を別途財政安定化基金の積み立てとして措置されています。財政安定化基金については、平成29年度はこれまでの積み立てと合わせて1,700億円規模を確保するとともに、平成32年度末までに必要な積み増しを行い、2,000億円規模を確保されることとしています。

以上が国の国民健康保険の広域化に伴う財政支援の内容でございますが、現在のところ、大阪府にどのように配分されるのかはまだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

奥野住民部長、ありがとうございます。そういう意味で、国のほうも広域化に対しては幾分か財政的な支援を出しながら財政的な安定運営を目指して応援するというような形になっておるんですけども、まだまだ我々、不安な部分があるんで、そこで、大阪府と河南町の主な役割分担は広域化に基づいてどのようになるのか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野部長。

○住民部長（奥野健一）

お答えさせていただきます。

主な役割でございます。大阪府の主な役割は、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定、財政安定化基金の設置を行うとともに、大阪府の国保運営方針に基づき事務の効率化、標準化、広域化を推進いたします。また、標準的な算定方法等により各市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表いたします。給付関係では、必要な費用を全額市町村に対して支払い、市町村が行った保険給付の点検を行うことなどが府の主な役割でございます。

一方、河南町の主な役割でございますけれども、国保事業費納付金を大阪府に納付し、地域の住民と身近な関係の中、被保険者証の発行など資格管理並びに大阪府が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、保険料の賦課徴収を行うとともに、保険給付の決定及び給付を行います。また、特定健康診査等被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施などが町の主な役割となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そういう意味では、住民の皆さんの健康を守るための町の役割は引き続き行っていくということだと思えます。

そこで、一番大きな関心なんですけれども、大阪府のほうは被保険者の負担の公平性を目指し、統一保険料にしていこうというような方針であります。一番我々に関心があるのは、改革後、統合後河南町の住民にとって国保の保険料はどうなるのかという、上がるの上がるのか、ここが一番大きな関心なんです。そこをわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野部長。

○住民部長（奥野健一）

河南町の現在の国民健康保険料は、医療給付費から公費及び前期高齢者交付金を除いた額を保険料必要総額といたしまして、所得割、均等割、平等割に按分し賦課いたしております。

新制度では、大阪府が府内全体の医療給付費を想定いたしまして、その費用から公費及び前期高齢者交付金を除いた額を納付金の総額といたしまして、市町村ごとに按分し、保険料必要総額とすることとなります。事業費納付金の按分方法は、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じ按分されます。大阪府は、府内の市町村間の被保険者が移動しても保険料率に変化がなく被保険者にとって公平であること、保険料負担の平準化が図られることを目的に、議員仰せのとおり、将来的には府内統一の保険料を目指しています。

今後、大阪府から来年1月に確定標準保険料率が示される予定でございます。その保険料率に基づきまして平成30年度の本町の保険料を算定することとなります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

まだはっきりちょっとわからないんですけれども、その中で一番心配なのが、今、大阪府の国民健康保険の収支状況を見た場合、大阪府全体で308億円の累積赤字を持っているわけなんです。河南町は幸いにこの時点では1億1,100万円の黒字ということで、例えば大阪市

はかなり大きな、130億円ぐらい赤字になっているんです。そういうやつが統合された場合、河南町に対するそういう累積赤字の影響はあるのかどうか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

大阪府内の市町村では、議員仰せのとおり、43保険者中18保険者が累積赤字保険者となっております。平成27年度には、平成25年度、平成26年度において累積赤字が連続し、平成26年度の累積赤字率が3%を超えている保険者は累積赤字解消計画を作成し、医療費の適正化、一般会計からの繰り入れ、保険料の見直し、徴収率の向上などにより平成29年度までに累積赤字を解消することとなっています。したがって、広域化が始まる平成30年度には全ての保険者の累積赤字が解消されていることが原則となります。

ただし、平成29年度までに累積赤字を全額解消できないと認められる合理的な理由がある保険者については、府と協議の上、計画期間の延長も可能であるとのことですが、累積赤字については当該保険者で解消計画に基づき責任を持って解消することとなります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今聞かせていただいたように、大きな累積赤字があるとしてもそれはその自治体のほうで責任を持って解消してくれと、我々には関係ない、及ばないということで安心しました。

そこで逆に、我々河南町も含む基金がある団体はその基金は担保されるのか、それとも吸い上げられてしまうのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

現在、河南町では、国民健康保険事業財政調整基金で7,800万円と、平成28年度国民健康保険特別会計の決算見込み額ではございますが、4,600万円の繰越金がある見込みでございます。これらの資金の用途についてのご質問かと思いますが、平成30年度からの保険料の激変緩和措置に充当したいと考えております。

また、充当の期間及び額につきましては、大阪府から賦課される納付金に基づき計算いた

します保険料の増減や大阪府への納付金が不足した場合に充当する資金並びに今後大阪府において取り決められる制度等を十分見きわめ、保険料の抑制に充当してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ありがとうございます。

聞かせていただいたのは、基金で我々黒字になっているところのは吸い上げられるかどうか。例えば、なぜこのような質問をさせていただいたかというのは、近隣の隣の千早赤阪村ですけれども、そういうあれでかなり余剰金の分をみんなつぎ込んで、今保険料がかなり安くなっておるんです。でも、そういう心配はないのかどうか、そういう今のうちに使うてしまわなければいけないのかということでも多分千早赤阪村はやったと思うんですけれども、河南町はそんなことは、徐々には入れていただいていますけれども、そういう基金が吸い上げられる心配はあるのかどうかということを知りたいんです。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

基金を吸い上げられる心配があるのかというご質問でございますけれども、今、国のほうで、激変緩和に充当できる繰越金、手持ちの基金等の期間が6年というふうなことも言われております。基金を吸い上げられることはございませんが、それを本町国保事業の独自の事業の一部に使用することとなるということでございます。

今申し上げましたように7,800万円、それと4,600万円、合わせて1億2千万円ちょっとの資金でございますので、平成27年度、平成28年度は繰越金を保険料のほうに5千万円、5千万円、2年続けて1億円の充当をさせていただいておりますことから、その辺を考えますと6年ももたないような状況かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ちょっとかみ合わなかったんですけども、つまり河南町の基金については手をつけられないと、自分のところでちゃんと運営できるということだと思います。

次の事項に入っていきたいと思います。

小学校統合の質問に入らせてもらいたいと思います。

私は、かねてより小中一貫教育の必要性を訴えてまいりました。児童数の減少を考えたとき、将来の1校体制を見据えた対応が必要ではないかと考えられます。

そこで、数点質問いたします。

まず、1つ目ですけれども、町立河南中学校の過去の生徒数の最大数と現在の生徒数をお聞きいたしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

町立中学校の過去の生徒数の最大数は、昭和58年度の728名です。平成29年2月現在の生徒数は422名です。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、300名以上の生徒が減少しているということです。

次に、過去最大の普通教室の数と現在の教室の数をお聞きいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

町立中学校の過去最大の普通教室数につきましては、昭和58年度の18教室でございます。現在の普通教室数は15教室でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

若干久保部長にいただいた資料とはちょっと違うんですけども、クラスが各学年ごとに

A、B、C、D、4クラスですね。4クラスということは三四、十二クラスだと思うんですけども、それ以外に支援学級等は今は聞いていないわけです。普通教室で、それ以外でプラス3というのは何か必要な教室か、お聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

あと残り3教室につきましては、今、通級学級教室というのが1つあります。そして少人数教室、習熟度学習教室なんですけれども、これが2教室ございます。これが普通教室を使ってやっておりますので、12プラス3で15というふうに答弁させていただきました。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

普通教室のクラス数を聞きたかったんですけども、若干多目に、わざとか知りませんが、言われているように思います。

次ですけども、今後予想される生徒数の推移をお聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

中学校の今後予想される生徒数の推移でございますが、平成29年度で415名、平成30年度で408名、平成31年度で390名、平成32年度で403名、平成33年度で410名、平成34年度で426名でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、やはり300名以上の最大の生徒数に比べたら、300名以下を推移するということだと思います。

そこで、平成31年度を目途に白木小学校と中村小学校と、中学校のはちょっと決められてしまったんでむなしい質問なんですけれども、中学校との一貫教育を前提とした一貫校の設立は可能かどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

平成31年度を目途に白木小学校、中村小学校と中学校の一貫教育を前提とした一貫校の設立についてでございますが、小学校の適正規模は概ね12学級から18学級とされております。第2期河南町立小学校適正規模・適正配置基本計画（案）を作成する中でも検討しております。小規模校の白木小学校と中村小学校を統合しても複数学級にはならず、どの学年も単学級のままとなりますので課題解決には至りません。また、現在の中学校の普通教室は15教室でございますが、うち1教室を先ほど申し上げました通級学級に、2教室を少人数教室に使用しておりますので、空き教室はございません。

さらに、支援学級は現在2学級でございますが、各小学校の支援学級在籍者数で今後の中学校の支援学級数を推計しますと平成32年度には5学級となり、特別教室等の転用が必要となってくることが予想されてございます。

このようなことから、平成31年度を目途に小中一貫校を設置することは困難というふうに考えております。

なお、町では少子化対策に積極的に取り組んでいるものの、少子化の傾向は依然続くものと思われま。また、その一方で学校関係施設の経年対策を行う時期を迎えることとなり、効果的に大規模な建てかえ等の時期を見計らう必要がございます。このため、将来的な小中の適正規模を視野に入れ、中長期的な展望を持って小中一貫校構想についても今後議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

なぜこのような、もう大体この前の議会で決められたことをむなしく質問しているかといいましたら、近つ飛鳥小学校、第1統合の部分が先ほど久保部長のほうから言われました12から18学級、適正規模からもう外れるんです。そういう意味で、小中一貫教育等を含めた将来の1校化を進める計画を早急に進めていく必要があると。今12から18学級と言われたことがもう崩れるわけです。そういうことを考えた上でそういう要請を言わせていただきました。これは、もうさきの議会で決められたことですので、これ以上質問してもちょっと難しいと思いますので、以上でこの質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後の事項の質問に入らせていただきたいと思います。

古民家対策についての質問でございます。

国土交通省はこのほど、市街化調整区域にある古民家など既存の建物について、観光振興や集落維持を目的とした用途変更に対応する方針を発表いたしました。開発許可制度の一部改正を行い、地方自治法第245条の4に基づき地方公共団体に技術的助言を発信するものでございます。具体的に、空き家となっている古民家や住宅を飲食店や宿泊施設に用途変更し、地域資源として周辺の自然環境、農林漁業の営みを観光振興に活用できるようにする。また、既存集落を賃貸住宅やグループホームなどに用途変更して運用し、コミュニティの活性化や生活水準維持につなげることを可能にするというものでございます。

その点を押さえた上で数点質問いたします。

一つ、現在河南町で古民家再生に取り組んでおられるそういう事例はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

お答えさせていただきます。

古民家再生の事例についてのご質問でございますが、古民家を活用した喫茶店及びグループホームなどに活用されている事例がございます。また、下河内地区では河南町かうち地区農と自然を守る協議会が立ち上げられまして、里山保全活動における農作業体験に古民家を利用される予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、現在そういうことに手をつけられ始めているというような状況が河南町でもうかがえるということでございます。

そこで2つ目です。都市計画マスタープランとの整合性が必要でございますけれども、河南町都市計画マスタープランの概要をまず説明していただいた上で、古民家再生は整合性があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

河南町都市計画マスタープランの土地利用方針におきまして、市街化調整区域内に点在する集落地については、営農環境の向上を図りつつ、定住魅力のある田園型住環境を目指すとなっております。古民家の再生活用は、良好な環境を確保することから地域の活性化につながり、都市計画マスタープランと整合性はあるものと考えております。

なお、具体には周辺の整備状況、地域振興、あと観光振興等に関する方針・計画等と整合する必要がある、関係各課と十分な連携を図る必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ありがとうございます。そういうことで、河南町のマスタープランと整合性があるということで、一つの大きな政策になり得るということでございます。しかし、その施策を実現するためにもやっぱり資金というか、お金が必要になってくると思います。

そこで、例えば古民家の保全、再生、活用に関する各省庁等の支援事業はどのようなものがあるのか。例えば総務省の自治行政局地域自立応援課による頑張る地方応援プログラムとか、また広域連携共生・対流等対策交付金等があると思うんですけども、どのような支援があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

各省庁の支援事業についてのご質問でございます。

国土交通省においては、居住環境の整備改善を図るため空き家住宅の活用にあつては社会資本整備総合交付金等基幹事業の空家再生等推進事業がございます。農林水産省におきましては農山漁村振興交付金の農泊推進事業がございます。古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備に対する支援でございます。その他、今、議員仰せの総務省におきましては、古民家等の歴史的建造物の改修、あと活用を図る事業、内閣府におきましては新たな観光キャパシティーを創出する古民家再生事業、金融庁では古民家や町家の宿泊施設への再生事業、文化庁では古民家等の利活用を含めた優良モデル創出、利活用する文化財建造

物への重点支援等、あと観光庁では、国際観光振興機構で古民家活用に取り組む組織が連携し古民家の海外への情報発信を行い、インバウンド地方誘客を促進するといった事業がございいます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ありがとうございます。いろいろなそういう支援事業もありますので、それを活用して河南町のためになるような事業を行っていただきたいと思います。

そこで、例えば下河内地域でも勉強しながら古民家を利用して学びのそういうことをやったりとかしておると思うんですけども、河南町として今後どのような対応を行っていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

町の対応についてのご質問でございますが、古民家を再生して活用していくことは重要な対策というふうに認識しております。

平成29年度に予定しております空き家対策計画策定業務におきまして、現在のところ特定空家認定基準及び庁内組織の設置、空き家の現状分析、空き家バンクなどの検討について計画しておりますが、この計画の中に古民家の保全、活用などを盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、最後の項目ですけれども、地域再生、また観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれ、また地域のイメージを高め知名度の向上を図り人口減少に対応していくためのシティプロモーションの活用は考えられるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

シティプロモーションの活用とのご質問でございます。現在のところ計画というのはございませんが、先ほど申し上げました空家対策計画策定業務の中で先進地の状況を調査するとともに研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、今後の対応をよろしく申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（力武 清）

中川議員の質問が終わりました。

次に、加藤議員の発言を許します。加藤議員。

○4番（加藤久宏）

議席ナンバー4番、新星みらい、加藤久宏でございます。通告書に従って一般質問を行います。

阪神大震災から22年、東日本大震災から6年、災害列島である日本において、備えることの重要性を日々感じております。災害直後においては行政の公助に限界があります。住民の多くは自助、共助の重要性を感じ、自主防災組織づくりは全国に広がり、総務省消防庁によると2015年で組織率81%に上っております。河南町大宝地区においても、自主防災組織による避難訓練、各自治会主催の防災講習会等共助の取り組みに力を入れております。

そこで質問です。自助、共助への取り組みに関して町としてどのような支援を行ってきたのか、お聞きします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

それでは、お答えをさせていただきます。

大きな災害が起こった場合には、自分の身は自分で守り安全を確保する自助、そして地域で助け合う共助が非常に大切でございます。そのため、地域ごとの防災力の向上を図るため自主防災組織の組織化を促進し、町における自主防災組織の組織率は98%となっております。

町では組織の立ち上げのための助成を始めたわけで、その後、組織の強化を図るとともに、一部災害時の備蓄品を助成の対象といたしております。また、自治総合センターの宝くじを財源としたコミュニティー助成金の自主防災組織育成事業の活用による支援を行っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

ご答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でコミュニティー助成事業の活用とありました。地域の防災力を高めるため大型の備品等を整備することは有効であると思いますが、最近の採択状況はどうなっていますか、お聞きします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

採択の状況でございますけれども、平成24年度に大宝地区自主防災ネットワークが、平成27年度には白木校区の自主防災組織がそれぞれ200万円の助成を受けております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

ご答弁ありがとうございます。採択されるよう引き続き申請をお願いいたします。

大災害時には役場や町職員も被災します。平時の半分の対応もできない状況になると考えられます。そのときに自主防災組織活動は重要であります。

自主防災組織育成事業助成金については1地区3万円の助成となっております。世帯数や人口数による増額などは考えられないか、お聞きいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

河南町自主防災組織育成事業補助金交付要綱によりまして、1地区3万円を上限に自主防

災組織に助成を行っております。

町からの補助・助成制度につきましては、他の助成金とのバランスを勘案しながら今後、この助成のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

わかりました。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

共助の取り組みに関し、今後も側面的な支援を引き続きお願いいたします。また、自助の必要性に関しましても広報紙を通じてPRしていただきたいと思います。強く希望いたします。

次に、ごみのシール制に関してですが、本定例会初日に田中南河内環境事業組合議会議員から報告がありましたので、その報告を踏まえて質問させていただきます。

ごみシール制ですが、構成市町村が統一的制度で導入されており、各世帯の配布枚数も世帯ごとの配布枚数も構成市町村で全く同じです。1人から2人世帯で110枚、3人から4人世帯で220枚、5人から6人世帯で280枚、7人世帯以上で340枚となっており、施行規則9条2項のとおりです。田中議員の報告では、この配布の細分化を検討することを組合議会として求めたものと理解しております。

そこで質問です。現状、小さなお子様や介助が必要な方がいる世帯への配慮はなされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

お答えさせていただきます。

現状、小さなお子様や介助が必要な方がいる世帯への配慮はしているのかとのご質問でございますが、本町では現在、何らかの理由により大人用紙おむつを必要とする方がいらっしゃる世帯には、申請によりまして無料ごみシールを追加で配布いたしております。

申請書には紙おむつの使用が必要であると医師または民生委員の証明が必要となりますが、この申請により、最大で年110枚無料でごみシールを追加で配布いたしております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

ご答弁ありがとうございます。

河南町では紙おむつ用の燃えるごみ処理券の交付を行っているが、その対象は大人だけであるということでした。非常に残念でなりません。子育て支援策として無料ごみシールの追加交付の制度化はできないのか、2点目の質問です。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

子育て支援策として無料シールの追加交付の制度化はできないかのご質問でございますが、周辺市町村の状況や先進事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

加藤議員。

○4番（加藤久宏）

調査研究していただけるということで、是非前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（力武 清）

ここで、少し早いですけれども午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午前11時47分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、大門議員の発言を許します。大門議員。

○5番（大門晶子）

議席番号5番、大門晶子です。ただいまより一般質問を行います。

質問事項の1項目です。

まず、町長の100年マニフェストについてお伺ひいたします。

河南町の「生き残りをかけた河南町100年マニフェスト」、「河南ノミクス7本の矢」と

題した政策提案を掲げて、この4年間マニフェストの実現に向けスピード感を持って進めてこられたと思うのでありますが、任期が最終年を迎え、どのように自己評価されているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

お答えします。

議員のおっしゃっていただいたのはこのマニフェストだと思います。「生き残りをかけた河南町100年マニフェスト」「河南ノミクス7本の矢」と題しまして3年前に、つくったのは4年、温めたのは5年ほど前ですけれども、住民の皆様にご提案を申し上げました。本来のアベノミクス3本の矢が最近話題に余りならないで、国はそのほかの大きな問題を抱えて今大変だと思います。一国民でアベノミクスを評価するならば、途中まではうまくいったけれども最後ちょっと難しいかなというのは新聞なんかの報道のとおりではありますが、私の7本の矢は皆さんのおかげで順調にこの3年間進んでまいりまして、議員おっしゃっていただいたあと1年であります。

概ね4分の3を過ぎようとしておりますが、項目ごとにできていない項目もありますけれども、項目には重みがそれぞれありまして、単純に例えば100項目あれば、その一つが100分の1ではないわけでありまして、1項目で20%、30%を占める部分もありますので、そういうことからしますと、私は個人的な評価として8割ぐらいはやらせてもらったかなというふうに感じているところでありますが、あと1年ありますので、100%に向けて頑張っていきたい、かように思います。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

概ねできたというふうな自己評価をされているのかなというふうに思うのですが、この質問を実はやろうと思ひまして、さて町長はどんな公約を掲げておられたのかということで、マニフェストを取り出しまして初めて実は公約の中身を知ったというのが現状であります。町民の皆様方も同じだというふうに思っているのですが、突然降って湧いたように感じる小学校の統合問題もマニフェストには明記されておりました。しかし、4年前は選挙が行われな

かったので、町長の公約や政治姿勢が町民の間でどの程度浸透していたのかというふうに考えたとき、十分把握される機会が少なかったのではないかとこのように私は最近つくづく感じています。

マニフェストとは何かというふうに考えたとき、町長のマニフェストには政策の数値目標や実施期限などを住民の皆様方にお示しされていなかったもので、全ての公約を実現する過程が具体的に見えていなかったのではないかとこのようにも考えられます。それについて、再度町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

ご存じのように、マニフェストは普通の公約と少しニュアンスが違っていて、いつまでにどの政策を実現するというK P IよりもむしろK G Iと申しますか、ゴール・インジケータというK G Iに近いもの、ただし、4年間のそれぞれのスパンはやっぱりK P Iだろうと思います。パフォーマンスをどれだけしたかということでもあります。

私は、大体4年の間に全部仕上げる、そういう心意気でやってきましたものですから、最初の1年でやれるものもありますし2年かかるものもありますし、また4年たってもできなくて、もし次にチャンスがあるならばそこにつなげていきたいというものの中にはあるわけでありまして。ですから、議員に具体的に項目の評価をしろというふうに言われると、そのとおりにできないわけでありまして。それは認めるところであります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今の答弁で、パフォーマンスをどれだけしたかというふうなお答えがあったのでありますが、では、町政の具体的な事業推進の手法というのはいろいろさまざまあるというふうに思うんですが、町長の公約ですね、これを具体化するのにはどのような形で事業として提案してこられたのか、その手法をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

2項目の質問のときにまだ実は全部回答し切れてなくて、それを少し思い出しながら補足いたします。

結果的に無投票という形で町政に挙げていただきました。その前もそのとおりに無投票という形で町政に挙げていただきましたので、選挙を通じて政策議論はできていないわけであり、対抗馬がないということで。ですから、その4年間は常に自問自答しながらいかなくてはなりません。それと、住民の皆さんのニーズをつかむ、あるいは住民の皆さんが何を具体的に欲しておいでかというのをつかむために、2期目は中間にタウンミーティングという手法で、町内5カ所だったと思いますが、住民の皆さんに来ていただいて話し合ったことがあります。今期は、ちょうどそのタイミングで小学校の統合あるいはこども園化の大きな命題に対する大きな大きなテーマに対する説明をずっと住民の皆さんにしていっていったので、私のマニフェストに対する評価をいただく、あるいは思いを感じ取る、そのタウンミーティングをできなかったというところにあります。それは今期の私の思い残すところでもあります。

それから、今のご質問ですけれども、我々は常に住民目線というんですか、小池知事は都民ファーストという言葉を使われましたが、やっぱり本質的には町民ファーストだろうと思うわけです。午前中の3人の議員の質問の中にもありましたが、やっぱり町益がどうのというのは一番理解をしていただけるファクター、要素だと思いますので、そここのところをできるだけ対話を通じて、私はフットワークがいいというふうにとっちかといいますと言われていまして、それは、外にも行きますが町の中もうろろしているわけです。そこで私なりのマーケティングをしているわけでありまして、そこから自分がやらせていただいていることはまずまず理解いただいているなというようなことは、私の個人的なパフォーマンスであります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

では、2項目の質問に移ります。

町長の政策提言は法的にはどのような位置づけなのか、地方自治法で調べてみたのですが、法第167条には「副知事及び副市長村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり」というふうに明記されておりました。

この条項を見る限りにおきましては、政策及び企画をつかさどるのは副町長の任務と法で限定されるようであります。このことからわかるように、町長には政策力ではなくて、長としてのリーダーシップを発揮する力が求められているのではないかとされています。その力を発揮するのは胆力や決断力が必要で、ちなみに胆力とは恐れたり尻込みしない精神力という意味があることから、政治家である町長は何事にも恐れず決断していくことが求められていると私は推察いたします。事務方のトップとしての副町長には政策力が求められることから、町長と副町長は車の両輪として、住民の福祉の向上をさせていくために力を発揮していただきたいものであります。

人口減少社会の中で避けて通れない政策はしっかり具体化することで、他の自治体の模範となるように先陣を切っていただくことを期待しています。町長のお考えを再度伺っておきます。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

お答えします。

副町長と私のドメインといいますか、役割分担を今おっしゃっていただきましたが、私は、法に明記されているからといって、それをはっきりとあなたはここまで、私はここまでというふうな区分けをするつもりもありませんし、今までもしてきませんでした。私は、役場の中ですけれども、物事を実現するには3つの力、能力、決断、それから権限、この3つがあればできると思っていまして、私もありますし副町長にもあります。お互い話し合いながら、あるいは私はこの性格ですから言わないこともあります。言わないで温めて突然言うというときもあります。それは前職、民間企業におりましたので、その名残がありまして、人のやらない事をやるにはしゃべったらいかん時があるんです。内緒だと、インキュベーション。そういう性格がまだ残っていますので、とことん言わないで、やるときにさっと言ったりしますので、その場合は迷惑をかけるかもしれません。お許してください。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

言わないでやることもあるというふうなことでありますが、それでは職員は困らないのか

なというふうにも思うわけであります。今後も町長と副町長、タッグを組んで、庁内の相互理解を図りながら、連携しながら執行責任を果たしていただきたいというふうに思います。

それでは、3項目に移ります。

これまでも改革と創造というテーマで取り組んでこられたのでありますが、身を切る改革が必要な場合、町長が臆することなく方向性を示し、大所高所から決断されるのであるならば、住民の皆様方には十分な説明を怠らないでほしいというふうに考えています。これについて町長のお考えを伺います。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

昨今、身を切るという言葉が多く見受けられます。特に選挙のときにはそういう言葉が多いように思いますが、大概は身を切るという言葉の裏には報酬をカットするとか、あるいは退職金をゼロにするとか、そういうことが一般的に論じられていると思います。私は、身を切るというのはそれだけではないと、かように思っております。

もともと、大きな改革をやりたい、あるいは大きな改革をさせてほしいときにはその改革の趣旨に沿ってまず自ら律すること、そうでないと人々はついてはきてくれません。そういうことを全般に私は身を切るというふうに私自身は理解をしています。

例えば、非常に細かい話で恐縮ですけれども、町長に挙げていただいたときにコストセーブという問題がありまして、事務費あるいはその他の経費、私はスタートからエアコンを入れておりませんし、暖房も冷房も入れておりません。それは、そういう私の姿を見て無駄な電気を消したり、1人しかいないのに大きな冷房をつけたり、そういうようなことがおのずと組織においてセーブされるだろうという自分自身の期待もありましたし、自分自身の性格をあらわすのはそれだろうというふうにやってきたわけです。あるいは文房具も、非常に細かい話ですが、大概の文房具は私、自分で買っています。もちろん役場の文房具を使う場合がありますよ。ありますけれども買っています。そういうところです。私は、それも身を切る改革だろうと思っているところであります。

ただ、我々の場合は、議員の皆さんもそうですけれども、情報量が一般の住民の方とはもうべらぼうに、断トツに違います。ですから、我々は何年も先のことを議論していますし、あるいはもっと先のことも議論しますが、一般の住民の方は出入りのいわゆるルーチン、生活ですね。生活でほぼ100%時間、コストが割かれていますので、我々の持っている情報量

とは違いますので、我々がこういうふうにしたい、将来はこうなります、だから今これが必要なんですというふうに説明を申し上げる、説明をさせていただくことは非常に大切なことやと、かように思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今お示しいただきましたが、まさにそのとおりで、今回行われた公共施設再編整備基本計画などもそうなんですが、これは一定の配置計画に基づいて整備されてきたというふうには思うのですが、その基本となるのは日常生活圏に整備されるのが合理的であるというふうな考えがあったんだと思います。ところが、小学校区そのものが日常生活の範囲を超えて徐々に広域化しています。今進んでいる再編は、この日常生活にあるまちづくりの根幹を崩すものだと考えています。

今、町長もお示しいただきましたが、私たち市民の側からいたしますと、私たちはやっぱり毎日、日々の生活が大事であります。その状況が変わってくるということが不安なのだというふうに思います。それでも、必要な施策ならしっかりと住民の皆様方と合意形成を図らなければいけません。ただ、今年度に教育関連の事業が一時的に実は集中しているのであります。時期を見きわめることも必要ではあります、懸案の事業を先送りしたことが皆様の不安をおおったのではないかと、こういうふうにも考えるのであります、なぜこの時期に集中してしまったのか、町長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今のご質問は、ちまたで言われている小学校統合が少し当初の計画よりも遅れたということとを指しておっしゃっているんだろうと思いますが、足かけ10年やらせてまいりました。この統合あるいは新しい教育・子育て環境への我々のチャレンジは、私の知る限りでは近隣の市町村ではまだなし得ていない、もちろん一部ありますが、大きな河南町を揺るがすような、こういう形では議論すらされていない、かように私は思っています。

2つのやり方がありまして、我々のように先送りせずに議論をリードして、そのあり方を積極的に議論してまとめさせてもらうという姿と、そこに手をつけないで自然に任せて、い

わゆる住民の皆さんのほうからもうあかんと、もう統合したってくれやというふうな状況まで手をつけないでおく場合と2つあります。私ども河南町はそうじゃなくて、私は先送りをしないということを言うていましたので積極果敢にやってきたのですが、どうしても限界があるということでありまして、結果的には今の形になりました。

でもそれは、我々職員は皆能力を持っていますから、今3年間に集中していろんな整備、あるいはソフトもハードも含めてやろうとしていますけれども、必ずやり抜きますから、そこはご支援、ご協力をお願いしたいと、かように思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

町長の熱い思いは確かに受けとめさせていただきました。ただ、町長もおっしゃいましたように、町は幾つかの要素の集合体で成り立っています。今を生きる私たちは、明日を思い煩うことなく生きています。今を生きる私たちの人生はそれだけで完結するものなので、住民である私たちは、今の時間軸で町のありようをこれからも見つめると思います。町長と住民の皆様方とは見えているものに違いがあるんです。先ほど情報量が違うというふうにおっしゃいましたが、本町の生き残りをかけた物の見方、考え方で行われる社会の構築という命題とは別に、私たち住民は未来の住民のために生きているわけではありませんので、準備期間のない唐突な変化は不安が伴います。だからこそ、住民の皆様方に寄り添う姿勢も大事なのだというふうに思っています。

将来を見据えて今何をなすか、その決断をする組織のトップとしての町長の責任は非常に重いものがあります。それゆえに、町長のリーダーシップに期待するものも大きいものがあるというふうに思っています。だからこそ住民の皆様方の声には真摯に耳を傾けてほしいというふうに思います。このことについて再度ご答弁いただけるのであればお伺いいたしますが、なかったら次の質問に移らせていただきます。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

議員の全くおっしゃるとおりであります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

ありがとうございます。頑張っていたきたいというふうに思います。

では、次の質問事項に移ります。

南の玄関口にふさわしい幹線道路を活用した土地利用の促進について質問いたします。

1項目の質問であります。

実は住民の皆様方から、オークワだけで終わりですか、何のために地域の住民が協力して土地を提供しているのかわかっているのかというふうなお問い合わせが来ました。国道309号バイパス整備は、地権者を初め地元の方たちが非常に協力的であったということではありますが、その真意を理事者は理解しておられるのでしょうか。地権者の希望としては、沿線機能を生かし、地域の活性化を図り、快適な住環境を形成することで、定住魅力のある地域づくりを形成してほしいと望んで早く土地を提供されたというふうに思うのでありますが、国道309号の広域幹線道路の沿線はどのような土地利用の方向性を持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

それでは、お答えさせていただきます。

国道309号の広域幹線道路の沿線はどのような土地利用の方向性を持っているのかというご質問でございますが、国道の周辺地域は、そのほとんどが農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地域で優良農地が集積し、農業的土地利用の地域のほか、沿道サービスを図るための商業施設が立地しております。都市計画では市街化調整区域に区分されており、市街化を抑制する区域であります。

このような状況の中で、第4次総合計画の将来都市構造において産業交流拠点と位置づけており、広域連携軸——国道309号を中心とする沿線でございます——の結節点を中心に町南部の拠点として産業振興、都市住民との交流を促進することとしております。

周辺部の関係において、農業と産業における秩序ある土地利用計画を行う必要があります。その視点に立って、町の活性化、活力あるまちづくりのため、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今のお答えでは、農業と産業における秩序ある土地利用の計画を行う必要があり、その視点に立って町の活性化、活力あるまちづくりのために引き続き検討していくという、こんなお答えでありました。

国道309号は、実は4車線の都市計画道路であります。都市計画道路の役割は経済の発展や生活の向上をもたらすことにあります。今や私たちの生活は自動車はなくてはならないものとなっていますが、道路は、自動車交通の利用のためだけではなく、都市の基盤施設としてのまちづくりの方向性を決める重要な役割を担っているというふうに理解しています。

沿線の土地利用は産業交流拠点として個別事案のために活用したいと思っても、お示しのように一定の規制があり土地利用ができないというのはよく耳にする話であります。許認可の権限が大阪府にあるためだと思われるのですが、大阪府ではなぜこのような規制を行うのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

線引き以前のお話になろうかと思うんですけれども、以前はそういう規制がないところから無秩序な開発と申しますか、住宅の建設等々がございまして、そういう地域の規制をもって住みよいまちづくりを進めていくというところから、市街化調整区域、市街化区域の線引きをなされておるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

無秩序な開発を防ぐためというふうに理解したのでありますが、国土交通省の都市計画運用指針には、都市計画の決定に当たっては市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を越えるときに、特に広域的、交換的な都市計画についてのみ都道府県が決定することとしています。したがって、市町村との十分な連携、調整を図るべきであり、特に市町村から事案の申し出がある場合には、地域の実情などを十分に踏まえ、適切に都市計画を決定

することが望ましいというふうに書かれていました。それであるならば、大阪府と市町村が  
お互い知恵を出し合って、市町村の主体性を重んじるような協議ができないのかということ  
を確認しておきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

1月24日の新聞に市街化調整区域の規制緩和ということで掲載されております。大阪府は  
工場や住宅の開発を抑制する市街化調整区域の規制緩和をする方針を示されております。現  
在、大阪府におきまして工場や住宅の開発を抑制する市街化調整区域を規制緩和する方針を  
示され、府が一律に規制するのではなく、市町村が定めた都市計画の基本方針に沿って大阪  
府と協議し、個別に基準を定めることにより、開発行為に適用する方針を出され、2月にパ  
ブリックコメントを実施されておられます。

今後、府の開発審査会を経て適用されると聞いておりますが、まだ詳細が定まってお  
りません。府の動向を見きわめながら調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

それでは、2項目の質問に移ります。

本町の南部方面の地域整備については、都市計画マスタープランでも産業交流地点という  
ふうに位置づけており、市街化調整区域であっても知事の許可を得て開発を行うことができ  
るはずであります。産業交流拠点における計画的な土地利用の促進はなお一層重要度を増し  
ていると以前、町長も答弁で述べられていますことから、もう少しスピード感を持って計画  
を急ぐべきだというふうに考えています。

大阪府の南東軸を形成する道路は、大阪市内へは1時間で行ける上に奈良県との交流、連  
携にも寄与しているものであります。地域防災計画の緊急交通路にも位置づけられています。  
奈良県側からも南河内に対する期待の大きさは高まっていることから、手をこまねいてい  
ては南の玄関口の発展は望めないというふうに考えています。

第4次総合計画には、結節点においては交流のためのにぎわいのある空間を形成するとあ  
るのですが、これまでどのような取り組みが行われてきたのでしょうか。現状のままでは総

合計画に明記された計画をいまだ生かし切れていないというふうに思われるのですが、お考えをお伺いしておきます。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

第4次総合計画では将来都市構造を定めているが生かし切れているのかというご質問でございますが、都市計画マスタープランにおいて産業交流拠点として位置づけされ、国道309号の整備により大型商業施設の立地等で町の活性化に寄与しておるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

1つの大型商業施設ができたということで、まちの活性化に寄与しているというふうなご答弁でありましたが、このマスタープランは目標年次を概ね平成32年というふうにしてあります。達成までに残された期間はあとわずかであります。理事者がお考えの将来都市構造というのは大型商業施設が1つできたことで達成できたというふうにお考えのようではありますが、1つできるということは、農業振興地域の見直しは努力すればできるということでもあります。大阪府農業振興地域整備基本方針は5年に1回の見直しだということでもあります。では、この間大阪府との協議はどのようになっているのかということをお伺いします。

加えて、農振農用地の指定となっても高齢化がさらに加速しています。今後10年継続して農業利用ができるかどうか、後継者の担い手が地域に激減しています。そうであるなら沿線を白地農地として整備していくという方法も検討すべきだと思いますが、お考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

お答えさせていただきます。

農振農用地につきましては平成28年度、平成29年度で一応見直しという予定をしておりますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

マスタープランが平成32年と、現在平成28年の中間は越えております。その中でにぎわいのある空間の形成を図るべく、商業施設の集積など地域経済の活性化につながる拠点をマスタープランにも書いておりますように進めてまいりたいと存じますが、当該地は議員仰せのように農振農用地が定められております。開発行為等のハードルも高い現状がございますので、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

では、3項目の質問に移ります。

本町ではIターン、Uターンなどの施策が実施されています。それを生かし定住促進を押し進める施策の一環としても、幹線道路周辺を充実させ、本町の顔として活性化に取り組むことで、「トカイナカナンで暮らそう」の河南町まちづくり戦略の目的である「住みたいまち・住み続けたいまち」へといざなうことができるのではないかと考えています。まち・ひと・しごと創生総合戦略として人口定着をさせていきたいものであります。国道309号が都会のよさと田舎のよさをつなぐバイパスであるなら、まさにその玄関口にふさわしいものでありたいと願うものであります。

集落人口も減少し高齢化が進む今、本町で暮らしが自己完結できるまちづくりが必要となっているのですが、さらに精査し、効果的な事業としていただきたいので、繰り返しになりますが、お考えを伺っておきたいと思えます。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

集落人口が減少し高齢化が進む昨今ですけれども、本町で暮らしが自己完結できるまちづくりが必要だ、さらに精査し効果的な事業にせよというご質問でございます。

全国的に人口減少、高齢化社会が進んでいる状況の中、町の定住促進をいかに図っていくべきか課題が山積しておりますが、本町随一の国道309号の活性化が求められていますので、町といたしましても、先ほどお答えしましたとおり、農振法の制限がかかっており高いハードルがございますが、都市計画法による地区計画制度などを活用して、魅力あるまちづくりの誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

就業に力を注ぐことで、地域の産業で得た利益が再び地域内で循環する仕組みをつくることのできるはずであります。高いハードルがあるのは無論承知の上で質問させていただいているのでありますが、少子高齢化が進展する中、地域住民が豊かに、そして安全・安心に暮らし続けることのできる地域社会を構築するために必要なものとして、309号の道路整備が行われています。その沿線の活用を是非とも急いでいただけますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

では、最後の質問であります。教育行政についてお伺いいたします。

1項目の質問であります。

町の教育を行うための諸条件の整備、小学校の統合計画などが行われようとしています。認定こども園のように保育と教育が一体的に行われるようになった今、家庭や地域社会、学校、行政のさらなる連携、子育て支援をしていかなければならないし、社会教育においては公民館や図書室の移転など、町長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本町教育の課題やあるべき姿などを共有し、相互に連携をとりながら効果的に教育行政を推進していく必要があると考えています。そういう意味においても、真っ先に教育大綱を策定し、本町が目指す教育について具体的な基本方針及び講ずべき施策を示し、それに沿った形で諸施策に取り組むべきであります。

教育関連の大きな変革が順次進められようとしている今、早急に教育に関する基本方針を定めた教育大綱を策定すべきだというふうに思うのでありますが、行政のお考えをお示してください。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年に改正されております。その中で、新たな教育委員会制度となりまして、新教育長を置くことや総合教育会議の設置、教育大綱の策定というものが法律にうたわれております。

教育大綱でございますけれども、この法律の第3条の3に策定する旨規定されており、その内容は、町長が総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するということになっています。

本町でございますけれども、教育の諸施策につきまして、従前は総合計画とか、昨年策定いたしております先ほどの総合戦略においてあらわしておりますけれども、法律の趣旨にのっとりまして、新しい教育委員会制度への移行にあわせて教育委員会と協議して策定するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

新教育制度への移行にあわせてということで、まだ策定していらっしゃらないようなのですが、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則において、法施行の際現に在職する教育長は、教育委員としての任期中に限り在職するとあり、従来どおり教育委員長を中心とする教育委員会制度は継続されているというふうに考えています。そうであるなら、大綱は期間の見直しもできることから、大きな変革の前に策定すべきだったのではないかというふうに私は考えています。

今総合計画や総合戦略をお示しいただきましたが、本町の教育が今後目指すべき方向性を定め、体系的かつ計画的に教育行政を推進するための教育振興基本計画などは既にあるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

教育関係で学校への教育方針というのはございますけれども、国が出しているように教育基本計画というものは今現在ございません。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

実は、大綱を定めるということについては、教育として所管すべき全体が把握でき、本町の教育施策に漏れがないか、あるいは正しい方向に進んでいるのか点検するための一つのツ

ールにもなるのではないかというふうに考えています。そういう意味からも、先ほど教育振興基本計画は定めていないということでもありますので、早急に大綱の策定に取り組んでいただきたいと願っています。これはよろしく願いしておきたいと思います。

続いて、2項目の質問に移ります。

過日開催された小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会の席で、総合計画が自治体財政にどう影響を及ぼすのかという質問をさせていただきました。その折、予算措置はどのようにするのかというふうにお尋ねいたしましたら、総合教育会議で話し合っていくとのお答えだったと記憶しています。そこで、後日開催された総合教育会議を傍聴させていただいたのですが、新事業の大きな方向性を変える議論や、教育の目標や施策の根本的な方針の協議などはどこで決定していくのか、私は余り理解できませんでした。

そこでお伺いしたいのでありますが、総合教育会議の設置目的というのは何なのか、ご教示いただきたいというふうに思います。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなどの改革を行おうとするものであります。

その中で規定されました総合教育会議は、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にする、首長が公の場で教育行政について議論する、首長と教育委員会が協議調整し、教育施策の方向性を共有するなど、調整、協議を行い一致して執行に当たることを目的として設置されたものと認識いたしております。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

総合教育会議は町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有する場だということはわかりました。

では、総合教育会議でどういったものを協議調整していくのか、具体的な内容がありまし

たらお示しいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

総合教育会議の中身でございますが、教育の町長部局の責務としましては環境を整える、といえますのは、当然ながら学校の施設等々、それから社会教育施設等々の整備をどういうような方向性で進めるのか、その方向性に沿って教育委員会としてどういう中身をそこに入れていくか、そういうふうな議論があつてしかるべきかなと思つております。それ以外に、昨今、危険事象とかいじめとかいろんなことが問題となっております。そういうようなものを教育委員会だけでなく、教育委員会と町部局、首長が協議して危機事象に迅速に対応するというのも一つございます。そのほかにもあるんですけれども、大きな点はその辺かなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

確かに、総合教育会議の設置によりまして町長部局と教育委員会が一致して執行に当たることが可能になってきたというふうを感じるわけではありますが、そうであるなら、もう少し委員の皆様方に意見を述べていただけるような会議の工夫も求められる、そんなような気がいたしております。協議の主管事項でもある予算の編成、条例提案などに学校教育のみならず地域住民の意向なども反映できるような提供をお願いしておきたいと、これは要望にしておきます。

次、3項目に移ります。

最後に、公共施設の諸課題について、事業化する手順、取り決め、その他対応などについてお伺いいたします。

公共施設再編整備計画は、持続可能なまちづくりを目指し、計画的かつ効率的に進めるために策定されていると理解しております。この目的は、現有ハードの最大利用を図り、可能な限り健全財政に努め、自立を目指した新しい河南町を構築するという思想がベースにあるのではないかと考えるのでありますが、この認識でいいのでしょうか。その場合、この施設を用途変更するについて、教育委員会は独立した行政機関でありますので、まず教育委員会で議決が行われ、その後町長部局で審議するという順序で取り決めが確定していくのか、それと

も教育委員会所管の公の施設については厳密に言うと町が設置した公の施設であるので、便宜上教育委員会が保持しているという理解で、町の政策決定する庁議などの会議で教育委員会のさまざまな案件が審議され、その後に教育委員会の議案として審議されるのか、まず事業化する手順についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

一般的な政策の立案過程はといいますと、まず最初に、1番目としまして問題の発見と抽出を行う。2番目に、その問題に対して課題を設定する。3番目に、今の現状、それから問題の分析を行います。4つ目に、それに対する政策を立案する。最後に政策決定というような手順で行うということが一般的というふうに考えております。

公共施設の整備手順などでございますけれども、教育施設の設置者は町でございます。施設の整備等々を行う場合は、まず政策の立案から入ってまいります。この政策の立案の過程で庁内の部署間での協議調整、これは教育委員会と町も同じということでございます。ここでは企画とか財政担当、それから関係部課などが調整するための会議といいますか、そういうようなものを行いまして、事務事業の必要性、それから資金調達の方法などを多角的に検討するというようにしております。このほか、住民や関係する住民団体の意見聴取などを行う場合もございます。教育委員会の関係する諸課題につきましても、同じような過程で行うのが通例と考えております。

次に、教育政策については、総合教育会議において協議調整を行った上、長は庁議で最終の政策の決定を行うという方法を現在はとっております。

総合教育会議は、首長と教育委員会が情報や政策の内容等の共有を図って事業の円滑な執行を行おうとするものと理解しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

実は、どこで決定が行われるのかということをお知らせを情報公開コーナーでいろんな文書読んでいたんですが、その過程がわからなくて質問させていただきました。政策立案過程を具体的に今お示しいただいたわけでありましたが、そうであるなら、誰がどこで起案したのか、意思決

定されたのか、その記録が残っているということが大事だというふうに私は思います。

そこで、再度お伺いするのでありますが、公の施設とは単に有体物にのみを指すのではなく、そのものが持つ機能ということになると、それを所管する法令が指定した機関の意思決定が必要だと思われるのであります。今回公民館を移転するについて、河南町立公民館条例にある公民館運営審議会は開催されたのでしょうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

公民館運営審議会については、開催はいたしておりません。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

開催していないということでもあります。それであるなら、やっぱり私は、法令に基づいたいろんな機関があるんですから、これを活用していろんな意見を聞いておくことが大事だというふうに思っています。

社会情勢の変化、住民の価値観やニーズの多様化など、これまで以上に社会状況に対応した施策の推進が求められています。こうした社会状況の中で住民の福祉の向上のために寄与するのであるならば、公民館や図書館が身近な社会教育、生涯学習、地域活性化の場として、また地域コミュニティの起点として地域づくり、人づくりに大きな力を発揮できるようにしたいものであります。そういう意味でも、それぞれの意思決定において見える化を図っていただきたいというふうに思います。ご答弁いただきましたが、それを何かご意見ありましたらお伺いして、今回の質問は終わりたいというふうに思います。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

いろいろな政策の決定でございますけれども、当然ながらその決めた事項、こういう形で行っていかうとする事項については、これは住民の皆さん方にお知らせする責務が我々にもあると思います。そういう点で、お知らせする方法は、今のところ一番手に取って見ていただくのは広報紙ということになる。それ以外にもホームページとかいろんな方法はあるんですけれども、できるだけそういうようなものは住民の皆さんに丁寧にお知らせするという方

法で考えていきたいと、このように考えています。

○5番（大門晶子）

終わります。

○議長（力武 清）

大門議員の質問が終わりました。

次に、廣谷議員の質問を許します。廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議席番号7番、廣谷武、リベラルの会、ただいまより一般質問を行います。

今回の質問は、災害時の体制強化について4項目を質問いたします。

現行の町の防災活動体制についてをお伺いいたします。

災害の状況により、町の災害対策の体制が町の地域防災計画では事前配備、本部、災害警戒本部、災害対策本部というような形で組織されていますが、どの時点でどの本部を設置され、その人員はどのようになっているかお伺いいたします。また、ボランティアになりますけれども、何度も言いますけれども、ここで社協との新たな連携ももしありましたらお答え願います。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

町の防災体制でございますけれども、先ほどあった3つの本部がございます。

1つ目ですが、大雨・洪水警報、それから土砂災害警戒準備情報の発令及び震度4の地震が起こったとき、このときに事前配備本部を設置いたします。人員は15人でございます。勤務時間中は自動的に待機する、閉庁時は自動参集というふうになっております。

次に、2番目ですけれども、土砂災害警戒情報の発令のときでございます。このときに災害警戒本部を設置いたします。人員は54人でございます。職員の対応は先ほどと同じでございます。

それから、次に中規模、大規模な災害の発生またはそのおそれ、震度5弱の地震、特別警報の発令のときでございますが、このときに災害対策本部を設置いたします。災害の状況に応じましてA号、B号、C号の3種類の配置としております。A号配備につきましては人員84人でございます。B号配備は125人で対応します。C号配備は139人ございまして、C号配備というのが全職員でございます。

災害の体制としては以上でございます。

あと、社会福祉協議会の関係でございますが、災害時における町と社会福祉協議会の相互支援に関する協定というのを社会福祉協議会と町が結んでおります。これは平成27年4月に結んでおるんですけれども、社協の役割、それと町の役割、相互支援を行いながら緊急時の対応に努めていくというような形で協定を結んで行っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

そしたら、災害対策本部等が設置された場合、本部のほかに防災活動を行う部署が組織されることとなりますが、各部の人員や職務の内容について、C号やったら139人という大分人が多いですので、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

災害対策本部の防災体制でございますけれども、先ほどの答弁で、それぞれの配備により異なりますけれども、災害対策本部設置、C号配備の一応全職員という配備の体制についてお答えをいたします。

本部といたしまして13人で対応します。これは、災害対応や避難指示等、避難所開設などに関することを行います。

次に、総務部といたしまして24人、この総務部というのは災害対策の総務部でございます。情報の収集、伝達、それから被害状況の受け付けなどを行います。

次に、防災部でございますが、16人で組織します。災害の応急対応とか復旧に関する事務などを行います。

次に、救助部でございますが、41人で対応いたします。避難所の運営や要援護者の対策などを行います。

次に、上下水道部は9人で対応となっております。飲料水の供給、上下水道施設の応急対策などを行うとなっております。

教育部ですが、34人で対応いたします。児童・生徒などの避難救助、教育施設などの調査、復旧に関することを行うとなっております。

会計部は2人で、活動費用に関することを行うと、こういうような部署ごとの仕事となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。これ、職務の内容を聞くと139人でかなり多いんですけれども、分けていったら手薄な部分もまた出てくると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

また、防災活動の中で子供、高齢者、障がい者などの災害時に支援が必要な方へ配慮した対応も必要かと考えられます。災害時において、小さな子供の保護者さんなどの意見を取り入れた対応が必要であります。例えば町の防災会議に子供、高齢者、障がい者などの代表者を入れ、その方々から意見を聞くべきと考えますが、町の考えは。

そして、ちょっと気になる場所なんですけれども、庁舎の立地条件として、庁舎の西側がもう富田林市ですわね。別井、たくさんの方が住んでおられます。そのようなときに災害が起きたときの協定はどうなっているのか。また、この坂を下ったところの出屋敷地区とかそういうところ、中村小学校やとかへ行くんやったら大伴小学校に行ったほうが早いというようなこともあります。消防の広域化でこの庁舎の西側の、今は関係ないんですけれども、かなり救急の搬送も別井の人がよくなっているという状態もありますので、そこらもあわせて協定はどのようになっているか、お聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

いろいろな視点から災害時の対応につきまして平時から考えておく必要がございます。町長の平成29年度の施政方針でも明らかにしておりますけれども、町の附属機関の防災会議とは別に、自治会とか消防団、自主防災組織、議員仰せの団体も含めた各種の団体、そして地域住民の方、それから女性の方などが参加する地域防災会議というものの立ち上げを進めたいというふうに考えております。その中でいろいろなご意見を拝聴いたしまして、災害対策に役立ててまいりたいというふうに考えております。

それから、富田林市の別井と大伴小学校という話が出ましたけれども、実は富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村、この4市町村で災害時指定避難所の一時避難所としての相互

利用に関する協定というのを結んでおります。これは平成26年9月に結んでいるんですけども、それは大まかな相互利用を図りましょうということで決めております。これを受けて、富田林市との間では相互利用に係る開設・管理運営等に関する要領というのを1市1町で結んでおります。この中に、先ほどありました別井なんですけれども、富田林市が河南町立中学校を避難所として利用できるという取り決めを結んでおります。河南町の場合は、大伴小学校より近いコミュニティセンターかがりの郷、ここを使えるというような形で結んでおります。

どういうときに適用を考えているかといいますと、震度5強の地震が発生したときにそれぞれの市町村が避難所として利用すると。したがって、富田林市が河南町の町立中学校を避難所とする場合は富田林市の職員が当然配置になると。職員といいますか、避難所の配置をする。河南町がかがりの郷に開設するという事になれば河南町職員が行って開設すると、こういうような形での協定を結んでおります。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

それでは、2項目め、毎年の職員の参集訓練について。

災害に備えるため、今年も1月に職員の参集訓練を実施されましたが、その被害想定、参集者の人員はどうであったか、お伺いたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

今年、阪神・淡路大震災の起こりました1月17日に行いました。最大震度6強の地震が発生したことを想定し、行っております。対象者111人で実施いたしまして、参集者は98人で行いました。町議会議員の方もお二人参加していただきました。

参集訓練ですけれども、片道10キロ未満の職員は徒歩、自転車、単車での参集、片道10キロ以上の職員は徒歩、自転車、単車以外でも可ということで行っております。10分以内で参集したのは6人で行いました。20分以内で参集したのは19人というような内容でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

訓練の状況はわかりましたが、実際に大規模災害、例えば東南海・南海地震が起こった場合どのぐらいの人員が確保できると想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

大規模災害時にどの程度職員が参集するんかという想定でございますが、大規模な地震などの場合は職員自身が被災していると、それから道路などが寸断されて移動できないなどの不測の事態が起こる可能性が高うございます。でも活動に必要な職員というのは必要でございますので、60%以上は確保したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。60%と。C号配備で140人で、80人ぐらいということですね。かなり厳しいあれなんですけども。

次に、災害時の人員不足の対応について、災害対策本部の人員をお聞きしましたが、防災活動または避難所の開設といった対応には職員が不足するように思います。その対策はどのようにお考えされているのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

大規模災害時の体制でございますけれども、本部を設置し、全職員で対応したといたしまして139人であることから、全員が集まった場合でも防災・復旧活動、それから避難者への対応などたくさんの業務が発生することとなるため、人員の不足というものを想定せざるを得ないというふうに考えております。そのため、災害時において近隣の自治体、国土交通省近畿地方整備局、財務省近畿財務局、それから全国の12市町村との災害時応援協定を結

ぶほか、食料を初め生活必需品などの物資応援の協定などを結びまして対応するというふうな体制としております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

わかりました。応援協定などの救援をお願いせざるを得ない状況であることがよくわかります。

そこで提案ですが、毎年数人以上の退職者が出ております。本町の地理に詳しい職員OBを災害対策本部に入れたり、その後の事務の継続にOBを活用する方策はないか、お考えはないか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

大規模災害時における町職員のOBの活用でございますけれども、議員ご提案のような体制がとれば随分違ってくるというふうに考えます。OBの活用について、非常勤の職員や任期付職員の採用といった方法もありますので、それらを含めて検討していきたい、このように考えています。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その辺よろしくお願いします。

また、もと府の職員や他の自治体で働いている方とか、また消防の職員の方もおられますので、そのような方もちょっとお願いして人員不足を補っていただきたい。

最後の項目に入りますけれども、災害時に議会の役割と町の災害対策本部との連携についてお伺いいたします。

議会においても議会の災害対策本部を立ち上げることとしたところではありますが、町の本部と連携を密にして対応すべきと考えております。町のほうでは議会に対してどのような活動が可能と認識しておられるのか、お伺いいたします。

議会の話ですので、3年前に紀勢町に行ってタイムラインを研修してまいりました。やっ

と施政方針にタイムラインという文字が出てきてありがたく思っておりますけれども、その辺もあわせてよろしく願いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

大規模災害時において議会とも連携した対応というものが必要不可欠というふうに考えております。議会のほうでも災害対策本部を立ち上げていただき、今後どのような形で協力して対応していくかについて協議していきたいというふうに考えております。

それから、タイムラインでございますが、タイムラインの重要性というのは、前もって準備していくというようなことは当然必要というふうに考えております。先ほど午前中の質問でもございましたけれども、3月27日にシンポジウムがありますので、その辺を参考にしてやっていきたいと思っております。なお、申し込みは明日までというふうになっていまして、参加することも可能かと思っておりますので、その点はお知らせさせていただきます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

議会においても町の災害対策本部と連携し、人員は12名と少ないが、いろんな活動が可能と考えられますので、その点は是非ご検討いただくことをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力武 清）

廣谷議員の質問が終わりました。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

休 憩（午後2時14分）

~~~~~

再 開（午後2時30分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、田中議員の発言を許します。田中議員。

○ 8 番（田中慶一）

自民正道、田中慶一、議席ナンバー 8、通告に従い一般質問を行います。

質問は、2 アイテム。人口ビジョン 4 項目の質問及び町制 60 周年記念事業について 3 項目の質問を行います。

まず、人口ビジョンについてです。

河南町の取り組みの方向性として、「住みたいまち、住み続けたいまちを目指して」として昨年 3 月に発表されました河南町ひとづくりビジョンには、1、子育て・教育などの総合的な支援の充実により、若い世代が魅力を感じる河南町をつくり、出生数の増加を目指す。2、全ての人の生活を整え、人口の流出を抑制する。3、暮らしやすさ、環境、仕事などの地域魅力を発信し、活発な地域間・世代間交流や I・J・U ターンを促す。すなわち出生数の増加、人口流出の抑制、U ターンの 3 ポイントが明記されております。

平成 72 年、今から 43 年後ですけれども、今のままの自然減では人口は 8,900 人となっておりますが、我が町の人口ビジョンではそれを 1 万 7,000 人として活動していくとなっております。平成 42 年、今から 25 年後には合計特殊出生率を 2.07 に向上させる、それもビジョンであり、社会人口増を平成 37 年、今の 20 年後には 35 人程度の人口の定着を図るという方向性も明記されていますが、そこで質問です。現在の人口と過去 5 年の人口の増減数を述べてください。次に、現在の特殊出生率を述べてください。

平成 28 年度は転出より転入のほうが 16 名多かったと喜んでおりますが、新規住宅入居が多かったのではないですか。一過性のものとも受け取れます。出産数と死亡数と転入、転出のトータルの見地からすれば、まだ人口減少傾向にあると思えます。現状を打破し改善を行う上でこの 1 年間で総合的に見てどのように対応されてきたのかをあわせて述べてください。

○ 議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○ 総合政策部長（森田昌吾）

人口でございますけれども、過去 5 年の住民基本台帳による町の人口で申し上げます。平成 24 年度末が 1 万 6,362 人ございました。それから平成 25 年度末が 1 万 6,260 人で、前年度と比べますと 102 人の減でございます。平成 26 年度末はといいますと 1 万 6,133 人ございまして、前年度末と比べますと 127 人の減と。平成 27 年度末の人口でございますが、1 万 5,941 人ということで、前年度と比べますと 192 人の減ということです。それから平成 28 年度でございますが、末はまだございませんので 2 月末で申し上げますと 1 万 5,829 人ございまして

て、前年度末と比べると112人の減というふうになっております。これは、あくまで住民基本台帳の数字ということであります。

次に、合計特殊出生率でございますが、平成23年が1.03でございました。平成24年も1.03、平成25年が0.85、平成26年が0.84ということで減少傾向にありましたけれども、平成27年の特殊出生率は1.15というふうになっております。

また、平成28年の5歳階級別の転入の超過数を見ますと、0歳から4歳及び40歳から44歳が他の年代よりも多いというような結果になっておりまして、若いファミリー層が増加したというふうに考えております。

それから、1年間の取り組みでございますが、今年度取り組みました保育園・幼稚園保育料の第2子以降の無料化や三世代同居・近居支援事業など少子化対策及び移住・定住促進施策に注力した、そういうような結果も一つあるというふうに考えております。

しかしながら、いまだに転入超過数を上回る自然減がございます。町の人口の増加までには至りませんが、総合戦略の目指す「住みたいまち、住み続けたいまち」を目指して、今後も少子化対策、移住・定住促進施策などに鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

先ほどの回答の中で若いファミリー層の増加を言われましたけれども、これは、恐らく大宝2丁目とかそういうところの新規住宅の影響があったんだと私は思います。すなわち一過性のものだと思うんですけども、その点どのようにお考えですか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

1年の数字だけ出たところでございますので、一過性であるのかそのまま引き続いて出てくるのかというのは、次の数字を参考にしないとなかなか結果というものは今すぐに出るものではないというふうに考えております。確かに議員ご指摘のとおり、そういうような住宅が建ったという事実はございます。そういう事実も踏まえまして、今後も人口の定着等々を図るための施策の推進に邁進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

今先ほど言いましたように一過性ということなんですけれども、これを毎年毎年新興住宅をつくっていくというのは難しい話なんです。継続性のある若いファミリー層を取り入れるということなんですけれども、そういうことに対して今後、希望としてあるのか、予測されているのかどうか。

それと、毎年100人以上がずっと減っていくわけですよ。だから5年だったら500人も減ってしまう。そういう低下への歯どめは将来的にさっきの若年層の若い人の導入、定着を図るということと兼ね合いしてできるのかどうか、これは厳しい質問なんですけれども、将来性を見やなわからんのですけれども、予測としてどのように考えておられるのか、回答願えますか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

できるできないはここで明言するということではできませんけれども、いろいろな条件があると思うんです。その条件に合うような形で我々は努力していく、これのみでございます。河南町に住みたいというふうに思っただけのような、各年代ごとにやはり条件というんですか、求めるものがいろいろあると思うんですよ。その中でいろんなことを考えながら、いろんな施策で河南町に住んでいただいて夢を実現するというふうな形で、それのお手伝いをさせていただくというのが我々の仕事じゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いろいろ人口ビジョンに対して対策をされているんですけれども、ふるさと納税とか三世帯同居・近居支援事業とか就農青年支援事業とか、あるいは子ども医療費助成とか広報活動とかシティプロモーションとか、こども園とか循環バスとか空き家対策などありますけれども、総合的に見て前へ進んでいるかどうか、それは人口が減っている量が少なくなってきたというんだったら話はわかるんです。余り100人が変わってないということで効果が出せな

いと思うんです。これからまたこの話も将来を見やなわかりませんかと言われたらそれまでですけれども、各項目ごとに効果を数字的に示せるならば示していただきたいし、ついては、この間プレミアム商品券というのが流れましたね。これ、関係あるかどうか知りませんが、効果はあったんですか。ついでながらお伺いします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

効果を数字で示すということでございますけれども、今現在お示しすることは困難であります。人口減少問題を住民の皆様と共有認識いたしまして、平成72年までの長期目標の実現に向けて自立的でかつ持続可能なまちづくりを推進するために、河南町まちづくり戦略、これは去年つくりましたけれども、総合戦略に鋭意取り組んでまいりたい、これに尽きるというふうに思っております。

それから、プレミアムつきの商品券の効果でございます。ちょっと細かい数字までは覚えておりませんが、1万円で1万2千円のものを買えるということで町内の商店とかスーパーマーケットとかいろんなところでお使いいただいて、町内での消費効果というのは上がったというふうに認識しております。ちょっと数字は持っておりませんので申しわけございませんが、そんなような感じでございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

先ほど、ついでと言いましたけれども、こういうプレミアム商品券というのは余り効果は僕はなかったと思うんですよ。だから今後、そんな無駄やと思ったやつは切り捨てていくと。だから、何々に対して焦点を絞って、ターゲットを持って進んでいくという方向にいてもらいたいと思うんですよ。

またこれ、ついでなんですけれども、商品券は主にどこに使われたのかわかりますか。例えばスーパーばかり行かれたとか、いや違うんですよ、本ばかり買われたとか、どこに使われたのかというのも興味あるところでお聞きします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

数字はちょっと今持っていないんですけども、記憶では、町内の購買施設としてはスーパーマーケットが3軒ございますので、その辺のところで使われたのが多いのではないかと
いうふうに考えています。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

それはそこへ回っていくしかないんでしょうね。スーパーマーケットを助けたみたいな
ものですけれども。

もう一つの質問ですけれども、空き家対策をこれからされていきますよね。それと古民家
の利用とか、そういうことで定着というか人口増を図っていかないかと。まだ不十分だ
と思うんです。これからのことだと思うんですけども、翻って、循環バスというのがあり
ます。これ本当に人口増に寄与していったんかどうか疑わしいと思います。

また、奥野まち創造部長からシティプロモーションの対応をやってないと先ほど回答があ
ったんですけども、これもどうなんですか。それについてお答え願えますか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

いろいろな質問をしていただいたんです。シティプロモーション、ターゲットというかい
ろんな施策がありますので、施策の中で一つ一つやっていくという形になると思うんです
けれども、町のほうでは冊子を今つくっております。それは、河南町に定住していただく、
それから河南町に移り住んでいただくような、こういう魅力がありますよというような形の
パンフレットを発行するというので、今製作中でございます。そういうようなものを出して、
こういうような事業もやっていますよ、それからこういうふうな点はやはり大阪にあって都
会に近くて——近いという物差しはいろいろありますので、1時間で近いのか10分やったら
近いのかいろいろあるんですけども、大阪の中にあつて田舎の雰囲気もあつて、住むとこ
ろというようなことがありますよというようなことをPRするための冊子を今現在つくって
おります。いろんな意味で、いろんなところにそういうようなものを配って町の活動をお知
らせしていきたいというふうに考えています。

それから、先ほど空き家対策もございました。それからバスもあるんですけども、それ
がすぐに数字にはね返るというものでもないというふうに考えていますので、そういう目に

見えないところでどれだけ寄与できるかということも含めて全体としていろんなことを考えていかなければならないと。政策の取捨選択に当たっては、いろんなファクターを見て考えていくというのが今後の方向でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

3つ目です。先ほど冊子と言われましたけれども、冊子の件については何年か前にもほかのまち、全国のまちのいろいろな冊子があって、持って帰ってきてお示ししたと思うんですよ。その中には、我がまちは空気がきれいですよ、あるいは子供の医療は全部たですよとか、あるいは結婚したら100万円を出しますよとか、いろいろな優遇策を書いたやつをどこでも出しているんですよ。だから河南町として出すのは、言うたら遅いんじゃないかなと思う嫌いがあるんですけども、とにかく出していただかなければ河南町の紹介にもなりませんし、その点に対してはよろしくお願いします。

けども、ほかの市町村も先行して同じことをやっています。ほかの市町村と違った方策というんですか、魅力あるものを打ち出していかなければ、河南町としては鉄道駅もない、そして少子高齢化の加速している我がまちでそれを歯どめするということに対して本当に危惧しておるわけです。これ、1万7,000人を達成するというのは夢物語なのか本当に実現可能なのか、そのことだけ回答願えますか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

1万7,000人の人口を目指すという取り組みでございますけれども、子育て・教育等の総合的な支援の充実によりまして若い世代が魅力を感じる河南町をつくりまして、出生数の増加を目指すということになっています。それから、全ての人の生活の場を整え、これは生活環境ということでございますが、人口の流出を抑制すると。それから暮らしやすさ、環境とか仕事等の地域魅力を発信し、活発な地域間・世代間交流やI・J・Uターンを促すというような3つの方向性、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきましたけれども、こういうような大きな方向性をもって、まずはまちづくり戦略（総合戦略）にあらわしている事業の具現化に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

先ほども言いましたように、ほかの市町村と同じことをやっていたんでは来てくれないんですよ。大阪市街に近いということだけであって駅もないと。そんな中で、先ほども申し上げましたように、本当に特異な魅力あるものというのは我々も考えないかんですけれども、町としても考えていただきたい。本当にそういうものが考えられているのかどうか回答願えますか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

他の市町村にないもの、それから他の市町村よりも先を越しているいろんなことをという、こういうとでございますけれども、総合戦略をつくる時にいろんな方々から意見を聞くということになっていました。町のほうも、当然つくる時にたたき台といいますか、そういうようなものをつくっていかなあかんと。そのためにどうしたかといいますと、町のほうは、今までは各担当部署部署でいろんな意見を吸い上げてまとめ上げるという方法をとっていたんですけれども、それでは新しい時代に対応した対応ができないようになるのではないかとということで、若手職員を中心として各年代層から、当然男性も女性も含めてですけれども、プロジェクトチームをつくって総合戦略をつくったわけです。だから、総合戦略をつくった、トカイナカナン総合戦略ですけれども、こういう複合もそのPTでつくっていただきました。

それから、いろんな5つ、6つの施策を考えていただいたんですが、同じ言葉が2つ並んで発信するというようなこともそのPTで考えていただきました。当然、PTの中で若い職員の中でも、議員ご指摘のように駅がないという、交通の便がない、何もないという河南町の今の若い人の見る目はあります。でも、ないないであればつくることのできるということもあります。若い方々のご意見を踏まえて総合戦略をつくりましたので、これから河南町の屋台骨をしょって行く職員さんが考えたものがより具体化になっていく、その中で一つ一つ政策が出てくるのではないかとというふうに考えています。

今すぐにこの施策が人口増に転換するというようなことはなかなか難しい点がございます。

しかしながら、何もしないということはどんどん減っていただけしかない、それだけ手をこまねいて見ているのかということが一つ問題となります。そこを何とかせなあかんということで、今この総合戦略、人口ビジョンをより近づけるように頑張っていくということで進めたいと考えています。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

何とかせないかんというのは我々も同じ考えなんですけれども、次のもう一項目のところでまた質問します。もう一つ、Uターンを促すというのが先ほどから三世代同居・近居支援事業を意味するものなのですか。ほかのものも対策としてあるんでしょうか、簡単な質問ですけれども。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

Uターンを促すということで、先ほどの三世代同居という例を挙げていただきましたけれども、それだけじゃないというふうに思っています。Uターンということは、もともと河南町に住んでいたか河南町で生まれて学校へ行ってという方なのか、いろいろあると思うんですけれども、三世代が一つの目に見えた施策やということでございます。それ以外に、当然ながら保育園の保育料、幼稚園の保育料もあります。それから母子保健の事業もあります。それから学校の教育環境の問題もあります。いろんな住みやすさ、それからあと、河南町で自主防災組織などを見ますと、当然ながら人と人のつながりというものもあります。そういうようなものが相まって河南町に住んでいただきたい、Uターンをしていただきたい。Uターン以外にも当然Iターンといいますか、こっちに一方向的に来ていただくということもありますし、Jターンというものもありますので、いろんな方法で河南町に住んでもらうような方策を考えていくということでございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いろいろな方策を我々も考えて、先ほど言いましたように、徳島の神山町みたいに、いろ

いろIターンがたくさんありますけれども、ここでできるものならば実現したいものだと思います。

4つ目の質問です。

トカイナカナン総合戦略資料は非常に詳しいんですけども、余りに抽象過ぎて我々一般住民にはわかりにくい。それで、もっと平易なわかりやすいように改善できないだろうか。それから、創生推進本部のメンバーも半数以上退任されますよね。プロジェクトチームのメンバーも入れかわるだろうということから総合戦略の継続性、持続性を心配しているんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

河南町まちづくり戦略は、人口減少社会に立ち向かう町の戦略でございます。つまり、まちづくりの方向性を示すものというふうに理解しております。したがって、個別具体的な戦術を示すというものにはしておりません。したがって、その性質上、抽象的な面もあります。そのため、取り組みの内容をイメージしやすいように、総合戦略とは別に河南町まちづくり戦略（総合戦略）具体的な取り組み一覧というのを作成しております。これを公募した委員さん、それから産官学金労言などの多様な構成による河南町総合戦略推進会議にお示しするとともに、町のホームページ等で公開してまいりたいと考えています。

河南町のまちづくり戦略は全庁挙げて取り組んでおりますので、継続は担保されるものと認識しております。「住みたいまち、住みたいまち」を目指して鋭意まちづくりを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

戦略はつくられたんですけども、これは本であって、これを体現せないかんです。その体現について本当に本腰を入れてやっていかなければ、今のところ資料はあると。パイプはできた、基本はできた、けど体現をしていかなきゃならん。そういう体現をするためにどのようにやられるかというのは、ここで質問してもこれからのことだと思うんで、今後の実績で十分示されるよう期待して、この項目の質問を終わります。

続きまして、2番目のアイテムですけれども、町制60周年記念事業についてです。

河南町が誕生して60年になったということで、祝賀の意味でかなりの冠事業などを実施されてきました。その事業について、費用対効果をお聞きいたします。

まず1つ目、通常年度では各種行事、団体に支援金として944万円をトータル予算計上し、出しておられます。しかし、平成28年度は60周年記念事業としてさらに1,303万円の予算を上乗せしております。すなわち、トータル2,247万円の大きな費用予算となっております。

そこでお聞きしますが、今までに消費した費用は各事業ごとに幾らであったのか、その合計金額は幾らになっているのか、教示ください。できればリスト表をもらえませんか。また、もう残り1カ月もありませんけれども、3月末までに必要な60周年記念事業は幾らあって幾らの費用がかかるか、教えてください。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

議員仰せの60周年記念事業に伴う予算額1,303万円に対しましての決算見込みの額でございますが、今1,150万円ぐらいになるというふうに思っております。今後、各種団体等の会計報告がなされて承認されましたらお示しさせていただこうというふうに考えております。

それから、あと残り1カ月でどういようなものがあるかということでございますが、予定しておりました60周年の記念事業は終了しておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

そうしたら、一般年の944万円プラス1,150万円ということになるんですね。それを確認したいと思います。既に決算見込み額1,150万円出ているということは、近々各事業ごとの消費予算というのが出ると思うんですけれども、いつごろ出るとお考えですか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

60周年の事業費といたしましては、先ほど1,303万円に対しまして1,150万円と申し上げました。もともと944万円という予算があったと。これは各種団体の活動費とか各種団体の行

事とか、そういうようなものの費用として944万円があったということでございますので、実際の決算額というふうになってきますと944万円プラス1,150万円になりますが、これは60周年の決算額ではないということだけご理解いただきたいと思えます。

それから、いつになったら確定するかということでございますが、町の決算後、5月末が出納閉鎖というふうになっていますので、当然ながらその時点で確定していないことはないというふうに考えています。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

それでは、2つ目の質問ですけれども、今度は住民の評価です。いろいろな記念事業をされたんですけれども、それが単純に言うと、私のシンプルな考えなんですけれども、費用が、全部というのは失礼ですけれども、タオルとTシャツに消えているんじゃないかと。そういうことはないと思えますけれども、住民の評価というものを入手されているのかどうか。されていないんだったら住民アンケートというものをとって今後の事業の参考にされてはどうかと思えますが、どうですか。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

60周年記念事業を実施するに当たりまして、河南町町制施行60周年記念事業方針というところで趣旨、基本方針などを定めております。事業方針の中でシンボル事業、それから特別事業、冠事業など5つの事業構成を行いまして、住民の皆さんとともに祝いし、河南町の魅力を町内外に発信するという事業などを実施するため、各種団体等が創意工夫を行っていただきまして、先ほどのタオルとかTシャツ等々の記念グッズを含めて60周年を盛り上げていただいたというふうに考えております。成功に終わったというふうに考えております。

それから、60周年事業に対しまして、よかったとか続けてほしいなどの住民の皆様の声もありますけれども、町政に関してアンケートで回答いただく町政モニター、かなモニと言うておりますが、そういう制度がありますので、そういうようなものを活用してご意見をいただく方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

町制事業の中でもだんじりパレードというのは、田舎の参加した人は本当に喜んでますよ、よかったと。毎年やってくれという人もいてますけれども、これはちょっと行き過ぎです。だけど、参加しなかった人は何やあんなものというのが片一方であるということも記憶におさめなければならないと。

それから、評価に対して意見を聞く方法を検討したいということなんですけれども、今まで我々は、検討するという事は往々にしてやらないと受けとめているんです。是非住民の評価を入手されるよう要求して、それで今後の事業に経験を生かしていただくようお願いして、この質問を終わります。

それで3つ目、私はだんじりパレードというんですか、あのころ知らなかったんですけども、そのころには既にカナちゃん人形ができていたそうですね。そのころからいろいろ事業があったと思うんですよ、カーリングとか何とかいうて。そのときになぜお披露目というんですか、やらなかったのか。せっかくつくったんだからやっておけばよかったなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

お答えさせていただきます。

着ぐるみカナちゃんをだんじりパレードや各種イベントに出すべきではなかったのかとのご質問でございますが、着ぐるみの作成に当たりましては、本町のPRキャラクターであるカナちゃんのデザインを忠実に立体化することに重点を置き、作成を行いました。反面、実際にでき上がった着ぐるみを身につけてみますと、想像以上に重量があり視界も狭いことから動きにくいものでございました。このため、動作に難点のある着ぐるみを披露し河南町のキャラクターイメージが固定化されることを懸念し、各種イベントでの披露は控えさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

庁舎1階に今展示されているんですけども、カナちゃん人形は、いろいろテレビで見るゆるキャラと比べて、ゆるキャラはこのぐらいの背ですよ。軽い、動きやすい。さっき町長が言われたフットワークのできる、軽い動きができる。ところが、下に飾ってあるカナちゃん人形は今の大阪場所のお相撲さんみたいに物すごく大きい。そして住民に対して威圧感があるようなそういうもので、余りよくないと思います。なぜ、そしたら発注されたときに寸法、こんな大きなのではなしにこのぐらいのやつとか、あるいは重量など十分検討されなかったのか。発注仕様書にそれを書かなかったのか。図面を見たらわかると思うんですけども、こんな大きいものと。どうしてあんな大きなものを発注されたのか、理由を述べてください。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

先ほど申し上げましたように、平面のキャラクターを忠実に再現したという部分と、当初は身長160cmの大人が入るといった形の設計になっております。ご存じかと思うんですけども、頭の上に金山古墳を想定した形がついております。その関係で結構背が高くなったというふうに思っておるんですけども、身長160cmを想定した設計になっております。

あと、重量とかにつきましては実際つくってみないとわからないという部分がございます。ちょっと重くなったかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

これで最後ですけども、ほかのいろいろゆるキャラを見たら、そんな大きな着物を着たものじゃなくて、簡単にボディーがあって、そこへ色を塗って着物を着ているような格好にして動きやすいようにしているんですけども、うちのやつは本当に着物まで着せて重たくすると。何とかあれをやり直して、試作品ですから、誰も試作品で発注されたとは思いませんけれども、後で試作品と名前をつけてあるけれども、あれを何とか縮小する、手直しすると。新しく発注はもうできないんですから手直しするということができないものかどうか、お答えください。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

頭の部分に関しましては一がけから作成するのと同じぐらいの費用がかかるというふうにも聞いておりますので、修正は行っていないのが現状でございます。

着物につきましては、現在のキャラクターの着物をそのままというふうな再現をしておりますので、今のところはつくりかえるという形は考えておりません。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

もう一回。つくり……

○まち創造部長（奥野清文）

つくり直すというふうには考えておりません。

○8番（田中慶一）

手直しはしないと。

○まち創造部長（奥野清文）

はい。

○8番（田中慶一）

ほんなら新しくつくる考えですか。

○まち創造部長（奥野清文）

新しくもつくる考えは今のところはございません。

○8番（田中慶一）

ないですね。わかりました。

○議長（力武 清）

田中議員の質問が終わりました。

次に、小山議員の発言を許します。小山議員。

○9番（小山彬夫）

議席番号9番、自民正道、小山彬夫、一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

今回5項目を質問しますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1項目めの府道太子南交差点、芸大間の歩道設置計画の進捗状況についてお尋ねを

いたします。

1点目、地権者、水利組合との具体的な話し合いはどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

3月9日の予算特別委員会で、水路にふたをかけ歩行の安全を守っていくとの答弁がなされました。本当なのか。だとすると地権者、水利組合との了解が得られたということになるが、今後どのような計画で前へ進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

地権者、水利組合との具体的な話し合いということでございますが、地権者につきましては太子町で3名、河南町で3名の方がおられます。地権者を訪問し事業への協力依頼を行いましたところ、5名の地権者には富田林土木事務所の担当部署とともに意向を確認し、同意を得ております。しかし、1名の地権者からは同意を得られておりません。水利組合につきましては既に同意を得ております。同意を得られていない地権者には何度も訪問し、協力依頼を行っておりますが、協力はできないとの一貫した回答でございます。今後も引き続き、粘り強く協力依頼を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

部長からの答弁で、6名の地権者のうち5人の方の同意が得られておると。また、水利組合とは同意済みとのことである。あと1名の方の協力のみとなりましたので、一日も早く同意が得られるようお願いしておきます。

次に、富田林土木事務所との進捗状況についてお尋ねをいたします。

水路にふたをかけて進めていくことへの富田林土木事務所との話し合いは済んでいるのか、詳しい説明をお聞かせください。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

富田林土木事務所との進捗状況とのご質問でございますが、地権者全員の同意が得られて

いないことから太子南交差点のような歩道設置には着手してもらえない状況でございます。しかしながら、富田林土木事務所としましても交通量が多く危険な状況は認識されており、水利組合に水路のふたがけの同意をいただいているサンプラザから芸大入り口までの間、当面の歩行者の安全確保として、ポールで歩道と車道を分離し、水路のふたかけを実施していただけることになりました。工事につきましては近々に施工されるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。本格的な歩道設置までの期間は水路にふたかけを実施し歩行者の安全確保を図っていただくとのことで、安心をいたしました。また、歩道と車道にはポールを立てて区別を図るとのことで、歩行者の安全を守ることにつながりますので、よろしくお願いしておきます。

次に、この歩道設置の問題は長期間にわたって取り組まれております。富田林土木事務所の今後の動きはどうか、また太子町との協議も必要となるが、これらについてお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

富田林土木事務所におきましては、地権者全員の用地協力が条件のため、計画どおりの歩道設置の見通しは立っておりません。太子町とも協力はしておりまして、用地協力の同意を得られていない地権者に、先ほども申し上げましたが、粘り強く協力依頼を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

先ほども、あと1名の地権者の協力が得られれば本格的な歩道設置が実現しますので、よろしくお願いしておきます。

また、平成30年には隣町の太子町にもホームセンターや食品スーパーの進出がうわさされ

ております。そうすると人の流れ、車の流れも大きく変化する。そのためには一日も早く歩道を整備し、流入人口を減らさない対策が必要ではと思っておりますので、この点についてもよろしく申し上げます。

次に、2項目めの質問に移ります。

項目2、町道一須賀大宝線の歩道改修に対して質問を行います。

まず1点目、事前説明の不足についてお尋ねをいたします。

この道路は、大宝の中央をって近つ飛鳥に達する大通りであります。3mの歩道には景観舗装を行い、両サイドにはハナミズキを植えハナミズキ通りと呼び、大宝の都大路であります。このたび大宝商店街の車道と歩道の段差改修工事が行われた。大宝商店街の歩道改修について、事前の説明がきちんとされないで工事が進んだが、なぜなのか説明を受けたい。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

事前説明の不足についてでございますが、まず、今回の歩道改修に至りました経過をご説明させていただきたいと思っております。

大宝商店街の歩道改修につきましては、議員から平成22年第3回定例会及び平成26年第2回定例会の2回にわたりご質問がございました。内容につきましては、一須賀大宝線の歩道と車道の段差が大きく、傾斜もあるので、高齢者や体の不自由な方にとって非常に危険であるため一日も早く安全対策を講じてもらいたい旨のご質問がございました。また、平成25年10月に大宝地区長自治連絡会からも同様の指摘がございました。これにより調査研究を行い、道路管理者として歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要な財源を確保すべく、国に対し要望を行ってまいりましたが、これまで交付金の確保ができず、実施することができませんでした。

今年度になりましてようやく交付金を確保することができたため、道路管理者として歩道段差改修の工事に至ったものであり、その他の工事と同じく、事前に付近住民さんなどに対しお知らせを行い、周知の上実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

この工事のことで、私はもっときちんとした詳しい説明を事前になぜしなかったのかというのを問うているわけです。今、部長から、お知らせを行い、周知の上実施しただけでは十分とは言えないのではないですか。紙一枚で十分なお知らせとは私は言いがたいと思います。そういうことを申し上げて次の項目、2点目に移ります。

2点目の高齢者・障がい者等が利用しにくくなったがとの声への対応についてお尋ねをいたします。

車道から歩道への段差が高くなり買い物がしにくくなった、また、逆に歩道から車道にも段差が生じ、足の爪先がひっかかり大変危険な状況になった、もっと歩行者の利用しやすい歩道にしてほしいとの声にいかに対応するのか、お伺いをいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

高齢者・障がい者等が利用し難くなったがとの声への対応はというご質問でございますが、今回行った工事は、関係法令に基づき歩道と車道を明確に分離するため改良しているものでございますが、議員ご指摘の不具合な箇所につきましては今後速やかに改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

よくわかりました。

道路に限らず、いかなる工事においても基本設計とか実地設計の段階で十分な工事の説明が私は必要だと思っております。今後は親切で丁寧な、またわかりやすい説明を行っていただきますことを要望しておきます。

次に、3項目めに移ります。

図書館・公民館事業についてと題してお伺いします。

他の議員からもこの質問が午前中ありました。公共施設再編整備計画に伴い、図書館・公民館施設が総合福祉センターの一角にあるやまなみホールに移転することに決まりました。

3項目の条例が一部改正され、図書館・公民館の改修に伴う予算3億2,840万円が計上されました。平成30年3月の開館を目指すこととなりました。大変厳しい財政状況が続く中、町

債の発行、基金の取り崩し等により事業が進められます。今回の移転には多額の税金が投入される。前回の風呂のような失敗は、私は許されないと思っております。

そこでお伺いします。今回の図書館・公民館事業を通して、いかなる事業効果に期待し、また生かしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

それでは、お答えさせていただきます。

図書館・公民館事業を通し、いかなる事業に期待し、また生かしていくのかというようなことをございますけれども、全国では、公民館や図書館をまちづくりの核として捉え、地域の活性化を目指す自治体の広がりがあると聞いております。今回の移転によりまして、ともに生涯教育の振興を図る公民館と図書館が同じ施設に入ることになりまして、これまで以上に連携を密にし、地域のさまざまな機関、団体や利用者を中心に地域のコミュニティーづくりを支援し、生涯教育を通して町の活性化に努めます。

また、読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力をつけていく上で欠くことのできないものであることに鑑みまして、読書活動の環境整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。図書館、公民館は地域のコミュニティー活動の活性化が中心になりますが、かなんぴあ、改善センター、やまなみの3施設が互いに協力し合い、住民の皆様に利用しやすく、満足していただける場所となるよう努めていただきますことをお願いいたします。

次に、2点目の指定管理のもとでコナミとの関係はどうなるのか、条例規則の関係はどうなるのか、また、教育委員会と健康づくり推進課との協力関係はどうなのかについて質問します。それぞればらばらでは町の活性化につながりにくい。横のつながりが重要と考えますが、これについてお答えをお願いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

指定管理者コナミとの関係、条例規則の関係及び教育委員会と健康づくり推進課との関係につきまして、まずコナミとの指定管理につきましては、工事に入る7月1日から協定書の変更を行い、指定管理から外させていただきます。条例関係につきましては、先日、河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただき、やまなみホール関係を削除し整理させていただいております。教育委員会と健康づくり推進課との協力につきましては、今後、同施設内での施設運営となりますので、事業等で連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

それぞれの機関とか課の連絡を密にして、町の中心部に位置する総合福祉センターに人が集い、またにぎわいを醸し出す、活気に満ちた場所にしていただきますことをお願いします。

次に3点目、この事業は町の中心部にいかに多くの人が集い、にぎわいを醸し出し、活気に満ちた場所にしていくかが問われております。そのためには、互いに打ち解け、さまざまな情報の交換ができ、新しい交流の場として図書館カフェとか公民館カフェ、またコミュニティーカフェ等が必要ではないかと思えます。全国で今広がっておりますが、カフェ設置についての考えを聞かせてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

総合保健福祉センターではフィットネスクラブかなんぴあ、改善センターの浴室などや公共施設の発着点となっており多くの方々が集まりやすい場所がありますので、気軽に人々が集え、情報交換等が行える場を提供することは町の活性化につながることを考えております。しかし、本格的なカフェとするのにはスペースが限られておりますので、1階ロビーに飲み物等の自動販売機を設置し、くつろいでいただける場所を設けたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

かなんぴあの一角には、もと軽食を提供していた施設が放置されたままの状態で見ているわけです。私は、やり方次第では生かせる場所ではと考えております。今後、いろんな方の知恵をかり、再度軽食を提供できる場所へとよみがえらせることができるのではと思いますので、よく研究して生かしていただきたいと思います。

それと、駐車場の問題についても、公民館、図書館が移転することでおのずと人も車も増えるのが当たり前です。今後、駐車場の確保は大きな課題となりますが、この件については他の議員からもこれまで指摘があり、急を要する案件であることを踏まえて対処していただきますことをお伝えし、次、項目4に移ります。

項目4、在宅医療の推進についてお尋ねをいたします。

我が国の高齢化の問題は深刻であります。高齢世帯や認知症の方の増加、また高齢者のみの世帯の急増に加えて、後期高齢者人口も急速に増える状況であります。そのためには、多くの国民が自宅等で住みなれた環境で療養を望んでおられます。介護、医療、住まい、生活支援・要望が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが重要となってまいりました。

医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者を地域で支えていくためには、自宅等において提供される在宅医療の提供が不可欠となるが、整備の調整、また指導監督について町の役割が重要となります。町の見解を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

堀野高齢障がい福祉課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

議員仰せのとおり、本町の現計画である第6期介護保険事業計画の策定時におきましてアンケート調査を実施しました。65歳以上の1,000人を抽出し、601人の方から回答を頂戴しました。要介護認定者では51%の方が、介護認定を受けていない方からは58.5%の方が、将来ご自宅で生活したいとのことでありました。そのためには地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、中でも在宅医療・介護連携の推進を図ってまいることは重要であると考えております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございました。今後、地域包括ケアシステムを各自治体で取り組んでいくことが求められるわけですが、今後も整備の調整、指導・監督の上でも大変重要となりますので、よろしくお願いします。

次に、2点目の高齢化が進む中、在宅医療の提供を含む包括ケアシステムを日常生活圏域の中でこれまでの生活との継続性をもって実現するためには、かかりつけ医がその力を在宅医療分野で十分発揮することが重要となってまいりました。かかりつけ医の協力、いわゆる富田林医師会の協力が得られるよう町の努力が求められますが、これについての考えをお伺いいたします。

○議長（力武 清）

堀野高齢障がい福祉課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

在宅医療体制を構築してまいるには医師会の協力が不可欠であります。町としましては、在宅医療の推進としまして、平成25年度から富田林医師会管内の医療・介護・行政の枠組みを強化すべく研修会等を実施してまいりました。今後も引き続き研修会等を実施し、さらに平成29年度からは医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と協議会を立ち上げまして、地域課題の共有や情報交換を行ってまいります。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

在宅医療というのは24時間提供できる体制を確保することが今後は必要ですので、医師会とか歯科医師会、また薬剤師会の三師会と連携を図っていただきますとともに、地域の医療情報の収集、また発信及び住民への周知も努めていただきますことをお願いします。

3点目に移ります。

在宅医療に取り組んでいくための町の現状と課題は何か、また、次期介護保険事業にどのように取り入れていくのかについてもお伺いをいたします。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

第7期介護保険事業を策定するに当たりまして重要視すべき点は町民のニーズでございます。高齢者の方々の意向を反映するため、これまでもアンケート調査を実施してまいりました。国におきましても、地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの日常生活圏域ニーズ調査に加えまして在宅介護実態調査を実施するよう示しています。これを受け、本町におきましても平成28年11月から在宅介護実態調査を実施し、在宅介護者のニーズ把握を行っており、調査結果を次期計画に反映するよう考えております。

また、今後の要介護認定者の増加から、医療・介護の連携等地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題と考えておりますので、構築に向け、医師会等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

平成28年11月から在宅介護実態調査が実施されたということですがけれども、今後地域包括ケアシステムを構築していくためには大切な調査となりますので、地域包括センターとともに連携を密にさせていただきますようお願いしまして、5項目めの質問に移ります。

項目5、消防団の処遇改善についてお尋ねをいたします。

自然災害が多発する今日、地域消防団の重要度が増しております。それに伴い消防団の処遇改善と装備の見直しの議論が問われている。そこでお伺いいたします。

本町の消防団の報酬は低いのではないかと思います。消防庁、いわゆる国が示す基準とは、また近隣の市町村と比較してどうなのかについてお伺いしたい。それと、災害出動手当、訓練手当、臨時手当の基準についても国の基準、また他の市町村との比較はどうなのか。それと、過日、大宝地区で住宅火災が発生いたしました。二次災害防止のために団員は朝方まで見守る決まりがあります。そのときの団員手当は支給されているのかについてもお伺いをいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

消防団の報酬でございますが、交付税の需要額算定の単価は団員で年3万6,500円というふうになっています。それに対しまして町の報酬はといいますと、年4万3千円というふうになっております。この団員報酬は、平成26年10月1日の調査資料では大阪市を除く府内42

市町村中、上から8番目ぐらいになっております。

また、手当でございますけれども、出動手当などは交付税の需要額算定の単価で年間4万円程度というふうになっております。町の手当は、災害等における出動に対し1回につき2千円、警戒の出動で1回につき2千円、それから訓練においては月額千円という費用をそれぞれ費用弁償で支給するというふうになってございます。この費用弁償につきましては、平成28年4月に条例を改正いたしまして、上記のとおり従前から増額したということでございます。

それから、議員仰せの昨年の大宝地区の火災時については、当然、災害出動として費用弁償を支給しております。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

低いのではないかという問いに対して、団員の報酬は府内で42市町村の中で上から8番目ということで理解はできました。各手当についても基準に沿って費用弁償させているとのことで、安心しました。

消防団は、災害が発生すれば時には家族をも顧みず活動します。また不眠不休で活動することもあり、今後多発するであろうと思われる災害に対処するにはなくてはならない組織でありますので、今後も消防団の処遇についてはよろしく願いいたします。

次に、2点目の本町には町長肝いりの女性消防団ファイア・レディがあります。高齢化が高まり、女性消防団員の果たす役割が増しております。特に、ひとり暮らし、障がいのある方への消防指導への訪問、災害後の避難所回りや応急手当で活動、また幼稚園、保育園、小学校等に出向き人形劇で防火の寸劇を行う活動など、女性らしい細やかな活動に力を注がれております。今、大阪府下でも注目されていると聞いております。これらの活動に対し臨時手当の支給が必要ではと思いますが、いかがですか。

また、ファイア・レディの名づけ親であります町長にもお尋ねします。今後、この女性消防団をいかなることに期待し、また育成されていくのか。そして今、女性消防団員の確保が難しくなっておりますが、この点についてもご答弁のほどよろしく願いをいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

それでは、手当のことについてお答えをいたします。

女性消防団は、平常時におきまして防火、防災、救命講習などのさまざまな啓発活動を行っております。特にペープサート、人形劇ですが、大阪府女性消防団員研修会において発表し、高い評価を受けております。手当でございますが、普通救命講習とかペープサート等の講習に対しまして1回につき2千円、消防団と同様に訓練手当といたしまして月額千円ということで、同じ金額をそれぞれ費用弁償として支給しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

議員のおっしゃったとおり、ファイア・レディの組織は今大変な活躍で、彼女たちの話を聞きますとやっぱり手が足らん、忙しいということで、増員というのは考えるわけですけども、すぐには要らないようでありますので、いろんな手を使ってでも隊員の増強に頑張りたい、かように思います。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

女性消防団はソフト面での活動が多く、これからの活動がいざというときの大きな役割を果たしていると聞いている。今後も住民の生命、財産を守っていく上でも重要と理解し、女性消防団員の確保につなげていただきますことをお願いし、次の3点目、消防団の……

（「異議あり、質問表に載ってませんのでちょっとすみません」と呼ぶ者あり）

○9番（小山彬夫）

載ってるで。載ってるやん。

○議長（力武 清）

休憩。

休 憩（午後3時50分）

~~~~~

再 開（午後3時51分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

3点目、消防団の装備の基準についてお尋ねをいたします。

新しくなった消防団の装備の基準はどうなっているのか、本町の各分団の装備はどうなっているかについてお伺いをいたします。

装備の充実と同時に、さまざまな災害に対し消防団員の教育訓練が重要となりますが、これへの考えをあわせてお伺いいたします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

平成26年に消防団の装備の基準等の一部改正がございました。安全靴や救命胴衣等の団員の安全確保のための装備の充実、トランシーバー等の情報伝達の装備、大規模災害への対応のためチェーンソーや油圧ジャッキ等の救助用資機材の充実が示されましたが、安全靴は団員に、トランシーバーは各分団に、チェーンソー、油圧ジャッキは本団の資機材車に現在配備いたしております。

また、教育、訓練でございますが、平成27年度から消防庁の訓練基準が強化され、基礎訓練から幹部訓練までそれぞれの課程で時間数が大幅に増加されております。その基準に対応するべく、消防学校での教育訓練のほか、河南町、富田林市、太子町、千早赤阪村の4市町村消防団連携協力協議会におきまして合同で訓練等に取り組んでおります。それから、大阪府の消防操法訓練大会に出場する小型ポンプ操法訓練や南河内支部総合訓練などに消防団が参加しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございました。消防団の装備の基準については、消防庁の基準におくれが生じないよう努めていただきますことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（力武 清）

小山議員の質問が終わりました。

ここで4時10分まで休憩いたします。

休 憩（午後3時53分）

~~~~~

再 開（午後4時10分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、福田議員の発言を許します。福田議員。

○12番（福田太郎）

議席番号12番、新星みらい、民進党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。

今回の質問事項は4事項で、十数項目についてお聞きします。理事者におかれましてはご答弁をよろしくお願い申し上げます。

私は、我がまちの高齢者の誰もが安心して生涯を暮らしやすいまちづくりと、残り少ない人生を安心して暮らしていくための方策での我がまちな介護保険制度及び高齢者福祉事業のさらなる施策の充実へ取り組んでいただく一環の事柄につき、ご提言とお願いをさせていただきます。

それでは、1の事項、次期介護保険制度において、（1）の項目の次期介護保険料と介護給付利用料への負担費と居宅介護での住宅改修費の増額についてお聞きします。

今回の第7期河南町高齢者保健福祉計画や介護保険制度事業計画（案）3カ年の実施計画において、対象者への次期介護保険料や介護給付利用料の負担への増額が予想されますが、当制度の見直し等により、両負担費が幾らぐらいになるのかお聞かせください。また、現在の介護認定者で自宅内の介護による住宅改修費の現行補助額20万円を100万円まで引き上げていただきたい。経済的弱者の方々が自宅で過ごしやすくするために取り組んでいただきたいが、その点いかがですか。その2点についてお聞かせ願いたい。よろしく。

○議長（力武 清）

堀野障がい福祉課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

第7期介護保険事業計画の策定におきまして介護保険料、介護サービス利用料がどの程度になってくるかのご質問でございますが、介護保険料は、高齢者数や保険給付の総額により、次期計画策定委員会で慎重審議を行い決定してまいります。現在の保険料は月額5,522

円で、ほぼ全国平均保険料と同額でございます。参考としまして、国が示しています平成32年度の保険料の見込み額は月額6,771円でございます。

サービス利用料はこれまで1割負担でしたが、平成27年度の法改正案では、所得金額160万円以上の方は2割負担となり、今後の法改正案では現役並み所得の方については3割負担となってくる見込みでございます。

また、住宅改修費の支給限度額を20万円から100万円に引き上げてはとのことですが、住宅改修費につきましては介護保険法、同法施行令等に基づき運用しており、法制度以外での給付については、その財源は第1号被保険者の介護保険料の負担となっておりまますので、負担限度額の引き上げは困難と考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

堀野課長より、次期介護保険料や介護サービス利用料への負担等と住宅改修費増額についてのお聞かせいただきました。

河南町が介護保険運営に当たり平成12年度介護保険制度のスタート当時の保険料は2,862円で、17年間で保険料は約2倍以上になる予測が出ていました。そこで、次期介護保険料で低所得者へのさらなる負担の軽減を図るために、現在の所得段階別保険料負担月額での保険料の区分12段階をさらに増やすお考えはありますか、お聞かせください。

そして、低所得世帯に対して、現在の介護サービス利用料負担での所得金額が160万円未満の1割を0.5割に、所得金額160万円以上の2割を1割への負担の減額に向けて条例改正していただきますよう、これはお願いしておきます。

それに、自宅の居宅介護住宅改修費用の補助金20万円を100万円に引き上げについては難色を示しておられますが、低所得者の方々が、現行の居宅住宅改修費の20万円では改修が思うようにできず、介護認定者が自宅で快適に日々生活を過ごしやすくするために、第7期介護保険事業計画において居宅介護住宅改修費の補助限度額を100万円に増額されることを強くお願いしておきます。

それでは、介護保険料の区分12段階をさらに増やすことについて、再度お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

国の制度におきましては9段階でございます。それを本町は12段階としまして、これは高所得の方から多く頂戴し、それを低所得の方に軽減していると、そういうものでございます。

保険料につきましては、先ほども申し上げましたが、給付総額と高齢者数、これが非常に大きくかかわってまいります。これらを詳細に分析し、次の策定委員会で決定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

再度のご答弁ありがとうございます。低所得者へのさらなる負担軽減を図る一環となりますので、是非とも段階を増やしていただきますよう強くお願いしておきます。

それでは、1の（2）の項目に移ります。

低所得者への居宅介護給付サービス事業で、横出し・上乘せへの補助事業につき、お聞きします。

我がまちのひとり・2人暮らしの高齢者及び高齢の親と同居の低所得者世帯への居宅介護給付サービスの支援として、我がまちでの特別介護給付事業の横出し・上乘せの支援補助事業に取り組んでいただきたいが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

町単独での横出し・上乘せのサービスをとのことでございますが、以前にもご答弁申し上げましたように、こういったサービスを条例化し施行した場合は、その財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなってまいります。現在、高齢化の進展に伴い保険料や財政負担が増加しており、今後さらに伸びることが考えられますので、保険料の値上げとなり被保険者の負担が大きくなることから、サービスが使われていない被保険者を含め、全体的な理解を得ることができるか非常に難しいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

私は、介護保険制度の見直しの都度に、ひとり・2人暮らし高齢者及び高齢の親と同居の

低所得者世帯への居宅介護給付サービスの支援として横出し・上乘せの支援事業の取り組みにおいて、前回同様にこの答弁において1号被保険者の影響によるということで、この事業も困難というご答弁ではありますが、再度、今回の介護保険制度の見直しの際には、ひとり・2人の高齢者及び高齢の親と同居の低所得世帯への居宅介護給付サービスの支援策として、特別介護給付サービス事業で横出し・上乘せの支援事業に取り組んでいただき、今後、河南町での介護難民を出さないためにもご提言とお願いをしておきます。

次に、（3）の項目に移ります。

それでは、（3）の項目、介護認定での施設入所外での利用者への支援策において、河南町でも、低所得者や家庭状況など経済的弱者の要介護1、2や要介護3から5の方で特養施設やその他施設への入所ができない利用者に対して、今後、在宅介護給付支援事業の上での応援、支援と対処への援助制度のさらなる確立に取り組んでいただきたいが、その点をお聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

施設入所をされず在宅で介護をされている方についての支援策ですが、相談窓口として在宅介護支援センター業務を菊水苑に委託し、24時間相談受け付けしております。また、地域包括支援センターにおきましても随時相談受け付けをし、相談内容に応じたサービス提供を行っております。

このほかの支援策としましては、家族介護継続支援事業を実施しております。要介護4、5に相当する町民税非課税世帯に属する在宅高齢者で過去1年間介護保険サービスを受けなかった方について、慰労金として10万円を支給しております。また、要介護3以上の町民税非課税世帯に属する方で常時紙おむつを使用されている方について、月額5千円を限度として購入費相当額を支給しております。ご質問の要介護1、2の方に対する支援事業等は行っておりません。

いずれも、介護保険会計の運営面を鑑み、地域支援事業交付金のメニューとして実施しており、補助の対象外となる支援制度の実施は困難と考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

そこで、答弁の中で要介護1、2の方に対する給付事業等は行っておりませんと言われましたけれども、介護難民を出さないためにもこれをやってほしいということを強く思いますので、そこらを再度考えを示していただけますか。よろしく。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

繰り返しの答弁でございますけれども、今のところ、要介護1、2の方に対する支援策とありますが、それはちょっと困難と考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

堀野課長の答弁は、失礼でございますが鼻でくくったような冷たい心を持った支援策への取り組み等のお考えを述べられて、大変残念でなりません。しかし、今回の介護制度の見直しで、低所得世帯や家庭の経済状況の弱者の方に対して、要介護1から5の方々で各施設へ入所ができない利用者への在宅介護支援事業の上での支援、対処への助成、補助制度のさらなる確立と、我がまちでの介護難民を出さないためのご提言と強くお願いしておきます。

それでは、（4）の項目に移ります。

低所得者への在宅介護給付事業での負担費へのさらなる助成支援策への取り組みについてお聞きします。

以前にも質問をいたしました。低所得世帯の中で認知症にかかっている家族がいて、短期間各種老人福祉施設へ預かってもらうにも、利用する自己負担額が高く、各種老人福祉施設に入所させられない状況の実態があり、日々生活の上での介護で困窮されている低所得世帯者への自己負担費の助成事業に取り組んでいただきたいが、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

低所得者への在宅介護サービス給付費に対する支援策でございますが、高額サービス費として、町民税非課税世帯については負担上限額が抑えられております。また、家族介護者の負担軽減のためショートステイを利用する場合等は、食費等についても町民税非課税世帯の

方については一定の要件を満たす場合は負担軽減されます。

その他の支援策をとることでございますが、それらを講じた場合は町単独事業となり、その財源は第1号被保険者の介護保険料にはね返ってまいりますことから、支援の拡充は困難と考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいまご答弁ありがとうございます。一定の要件を満たす場合は負担軽減をしているとのご答弁ありますが、現行の負担軽減策でも日々の私生活の上で介護で困窮されている低所得者世帯の家族が各種老人福祉施設へ入所させるための負担費が大変重くのしかかっているため、今回の介護保険制度の見直しの際に、どうか積立金も使い、基金を使い、それに対する補助事業に取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

次に、（5）の項目に移ります。

さらなる町包括支援センターの人員体制への充実についてお聞きします。

我がまちでも超高齢化が進展する中で担当課の包括支援センターの重要性、必要性が増す中で、在宅介護サポート支援の強化をするために、現在5地区がありますが、地域の各1地区に保健師1名ずつを増員し、人員体制の配置をしていただくことの取り組みをしていただきたいことを願うわけでございます。そのお考えを聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービスその他日常生活支援の総合相談窓口であり、その役割は重要でございます。そこで保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が担当しております。また、地域の住民の健康につきましては、健康診査、各種がん検診等の保健事業、乳幼児訪問指導、産前・産後サポート事業等の母子保健事業、訪問指導による健康管理等を5人の保健師が担当地区を受け持ち、対応しております。

高齢者人口、高齢者福祉における相談件数は増加しており、また平成29年度からは新総合事業が開始され、議員仰せのとおり、地域包括支援センターの役割はますます重要となってまいります。このような状況のもと、体制づくりについて考えてまいります。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

ご答弁で、地域包括支援センターの役割はますます重要となり、このような状況のもと、体制づくりを考えると述べていただいております。今回の介護保険制度の見直しの際には、地域包括支援センター体制づくりの一端として、早急に各1地区への保健師の1名ずつ増員する人員体制の配備をしていただけますか。再度この点についてお聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

先ほども申し上げましたが、地域包括支援センターの業務量はますます増大しております。それは私も認識しておりますが、今後、業務量を考慮して体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

再度のご答弁ありがとう。

ただいま高齢者、家族での介護や個人の悩みも含めて、健康アドバイス、その他等医療等で安心して相談ができる支援環境が生まれますので、各1地区へ保健師1名ずつ人員を配備されることを強く武田町長にお願いし、次の2の今後の高齢者保健福祉事業の事項に移らせていただきます。

それでは、今後の高齢者保健福祉事業において、（1）と（2）の項目についてお聞きします。

（1）の項目のさらなる我がまちでの認知症対策への取り組みについてお聞きします。

ご承知のように、65歳以上の推計3,325万人の高齢者がおられる中で、認知症の予備軍も含めて約830万人、4人に1人が認知症患者の推計を厚労省から発表され、国の認知症への予防措置の指針でのサポート事業の強化として河南町でも認知症サポート事業を平成26年度から取り組んでいただいております。第3期河南町地域福祉計画の策定において、さらに認知症予防の促進の強化に向けて今後どのような強化事業の取り組みを考えておられるのか、お聞

かせください。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

議員仰せのとおり、本町でも認知症サポート事業として認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解をし、支援を行う基盤づくりを実施しています。このほかにも、徘徊高齢者SOSネットワークとして、警察、大阪府、市町村、民間企業等と情報共有ネットワークを構築しております。今後、さらなる高齢者の増加に対応すべく、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター等に認知症専門医、保健師、看護師等の専門職をメンバーとした認知症初期集中支援チームを編成し、認知症の方の早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を図ってまいります。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁で、高齢者も含め、高年代層へのさらなる認知症予防の促進強化への取り組みについて、るるお聞かせいただきました。今後とも認知症予防への抑制事業と認知症患者の家族への支援体制の強化へしっかりと取り組んでいただきますよう、ご提言とお願いをしておきます。

次に、（２）の項目に移ります。

それでは、（２）の項目として、低所得者への国保での保険料についてお聞きします。

近年、商品価格の高騰と、また消費税８％の上乗せの中で、高齢者への各保険の年金の支給額が年々減らされ、経済的に日々生活に困窮されている低所得者の方々が河南町にも多くおられます。特に、国民年金や厚生年金の支給の低額の方々に支給額の少ない手取りで生活をされている低所得者の方々への国民保険料の免除をしていただけるよう現行の条例の見直しをしていただきたいが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）

それでは、お答えさせていただきます。

国民健康保険料は、所得の低い世帯の保険料を緩和するため保険料の軽減制度を設けてお

ります。これは保険料の均等割と平等割の部分を軽減するもので、本町は、国保に加入されている世帯員の所得の合計に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減の3種類の軽減がござい
ます。

保険料軽減の対象世帯の拡充のため、平成29年2月22日、国会におきまして国民健康保険
法施行令の改正が成立し、5割軽減及び2割軽減の軽減対象となる所得判定基準額の引き上
げが平成29年4月1日から行われることになりました。本町としましても、その趣旨に基づ
き河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を行い、先般3月7日にご可決いた
だいたところでございます。

今回の政令改正は、65歳以上の年金受給者に限らず被保険者全員を対象とした軽減措置を
行うものであり、平成29年度の当初予算では軽減対象世帯は被保険者全世帯の51.0%と見込
んでおりますので、議員仰せの国民健康保険料免除までは至りませんが、ご理解いただきた
いと思います。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま奥野住民部長より今回の条例改正で保険料の減額等を図っているとの答弁でござ
いしましたが、しかし、国民年金の支給額も年々減らされ、日々の生活に困窮されている世帯
主が多くおられ、所得判定基準額の所得階層での低所得者への方々への保険料の免除に向け
て特別措置をするための町独自の条例改正をしていただくことを念願し、3の事項に移りま
す。

それでは、3の事項、町の障がい者支援対策において、（1）と（2）の項目についてお
聞きします。

1項目、今後の障がい者福祉事業での諸課題についてお聞きします。

これまでも障がい者福祉事業で障がい者・児福祉の充実に向けて促進していただいて、大
変感謝しております。そして今後とも、障がい者へのノーマライゼーションの理念に基づい
て本年度、第5期河南町障がい福祉計画を策定される中において、障がい者福祉事業でさら
なるどのような問題点と諸課題が山積みされているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

平成29年度は第5期障がい福祉計画の策定年度であり、今後策定作業に入るわけですが、障がいのある方が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるためにはまだまだ多くの課題があると考えております。そのため、障がい福祉計画を作成するに当たり、障がいのある方に対してアンケート調査を実施する予定でございます。障がいのある方々の尊厳を守り、自立及び社会参加の支援を行うため、これらの調査によって問題点と課題の把握を行ってまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁では、障がい者等に対してアンケート調査や自立及び社会参加の支援を行うため、調査によって課題の把握に努めたいと仰っていただいております。両調査で把握され、諸課題や問題点の解消と、さらに、障がい者の方々が日々の生活で安心して暮らせるように、第5期障がい福祉計画で実施する支援事業等の中に組み込んでいただくよう、強くお願いしておきます。

次に、（2）の項目に移ります。

（2）の項目、知的障がい者へのさらなる支援策についてお聞きします。

我が町での平成28年度障がい者数は687人で、特に知的障がい者、軽度から重度まで五十数名の方がおられますが、知的障がい者の親御さんの年齢層も高齢になられ、我が子を自宅で面倒、世話することができなくなる状況が河南町でも出てきております。しかし、このような状況のもとでも、知的障がい者を施設に入所させるにも施設不足で入所ができない現状も生まれております。今後、その対処と対応をどのように取り組んでいただけるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

堀野課長。

○健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長（堀野喜弘）

国におきましては、障害者総合支援法において障がい者に対する支援として地域移行支援の対象拡大が明記されており、地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう地域活動支援センターを初めとする地域生活支援事業への移行が求められております。このように、地域での生活基盤の整備と人材確保、充実に当たることを認識し、地域での住まいの場を初め、

日中活動におけるサービスの充実に取り組むことが重要であることを踏まえ、次期計画である第5期福祉計画の中で検討してまいります。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

知的障がい者の方の自宅での日々の生活支援への対処、対応の取り組みについての重要性を述べていただいております、町行政には、知的障がい者の親御さんの高齢化や亡くなられたときや施設不足で入所できない場合を鑑みて、知的障がいの方が一人でも日々の生活の上で安心・安全に自宅で暮らせるように、さらに第5期河南町障がい福祉計画での支援施策事業の中に特に組み込んでいただくことの確約のお願いをしておきます。

次に、4の事項へ移ります。

4の事項、将来の町人口減少対策について、（1）と（2）の項目につきお聞きします。

まず、（1）の項目、若い世代の世帯者が定住しやすい優遇支援措置への取り組みをお聞きします。

私は以前から若い世代の世帯者が定住しやすい優遇支援事業への取り組みの一環を述べさせていただいております、我がまちの将来の人口減少への歯どめ対策として三世代同居や近居支援事業に取り組んでいただいておりますが、さらに、町内の若い世代の世帯者の定住と町外の若い世代の世帯者も河南町へ移住したくなるような、他市町村にない、子供を産み育てやすい河南町のまちと言える優遇支援事業を早急に打ち出すべきと強く考えます。そのお考えを再度お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

ご質問の若い世代が定住しやすい取り組みということでございますけれども、取り組みの内容でございます。

子供を産み育てやすい環境の創出が重要と考えまして、妊婦健診費用の助成とかこんには赤ちゃん事業などに取り組むとともに、保育園の待機児童ゼロをいち早く達成するなど、子育て環境の充実に努めております。特に平成28年度から、先ほどもございました町外在住者——子供の世帯などですけれども——のUターン、それから町内在住——これも子供の世

帯などですけれども——の転出抑制を図るため、三世同居・近居住宅補助を始めております。これは、住宅取得に最大100万円、リフォーム費用に最大50万円というような補助をしております。また、所得制限を設けずに、第2子以降の子供さんの幼稚園、保育園の保育料の無料化を行っております。

さらに、本町の子育て環境のよさ、それから農業、自然を堪能できる暮らしを提案する移住・定住ガイドブックの発行を予定しております。本町の魅力をアピールするプロモーション動画というのも今制作しております。それによりまして子育てしやすい住みよいまちを内外に発信していくというようなことに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

ただいま森田総合政策部長より、将来の町人口減少対策の一環として優遇支援事業の一端につきる述べていただきましたが、今後、さらなる町人口減少対策への方策をお考えですか。再度、森田政策部長、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

さらなる施策ということでございますけれども、平成29年度なんですけれども、これは予算等にもご提案させていただいておりますが、平成28年度に大きな事業を起こしたということもありまして、それを継続するということが一つになっています。それから、新しいものも当然考えていかなければならないということで、子育て環境を充実するということで、具体的には産後ケアの事業とかも平成29年度から始めようかということにしております。特に大きな事業展開というのは平成29年度はしておりませんけれども、当然ながら、これで終わりということはございません。次の手、次の手というのを日々考えていかなければなりません。今の平成28年度から始めた事業もまだ1年でございますので、三世も含めてどのような事業実績の動向があるかということも見きわめた上、次の展開というのもその結果を踏まえて考えていくことも一つあるんじゃないかというふうに考えています。次の展開はそういうふうな経過を踏まえて考えていくということで、お願いしたいと思っております。

○議長（力武 清）

福田議員の質問の時間ですけれども、お諮りしたいと思います。

間もなく定刻の5時になります。本日の議事日程が終了するまで時間を延長していくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

引き続き、福田議員の質問を許します。福田議員。

○12番（福田太郎）

森田部長、再度のご答弁ありがとうございます。

新たな町人口減少への歯どめをする方策もお考えのようであります。私からは、その一例ですが、現在の近居支援事業での補助金事業の住宅取得やリフォーム費用を300万円にアップや、第1子からの幼稚園、保育園の保育料無償化や、住宅購入に対して14年間土地と家の固定資産税50%を減額する優遇支援事業に取り組んでいただけるよう強くお願いし、（2）の項目に移ります。

それでは、（2）若年、中高年層もUターンし、住みたくなる魅力湧く支援事業への取り組みについて、お聞きします。

若年、中高年層の方々が定住や町外から町内にUターンをしていただくことにより、（1）の取り組みも含め、人口や納税者も増え、活気と活力のある河南町がよみがえるのではないのでしょうか。そこで、住みたくなる魅力湧く支援事業への取り組みの一例として、年間所得額の線引きと25年以上定住を条件とし、持ち家で家族構成において若年・中高年層も同居している家族構成世帯に20年間の土地、家の固定資産税の納税額50%を減額という魅力湧く優遇支援事業への取り組みをしていただきたいが、その点お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

定住や町内へのUターン支援事業といたしまして、先ほどお答えいたしました三世代同居・近居住宅の補助事業を平成28年度から始めております。これは、所得制限は設けておりません。

固定資産税の50%の減額を一例としてのご提案でございますけれども、税金の減免は形を

変えた補助金と同様のことでありますことから、所得制限がない事業を行っておりますので、それと同様の効果が生じるというふうに考えております。したがって、三世同居・近居住宅補助事業を引き続き行うとともに、認定こども園の整備を初めとする子育て教育環境の充実、これは一連で取り組むことにしておりますので、そういうふうなものに重点的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま森田総合政策部長より、若年、中高年層へのUターンをしたくなるような優遇支援事業への取り組みについて、（1）と似たご答弁であります。

そこで、町長にお聞きします。

私は以前にも若年、中高年層のUターン策の取り組みの一環として質問しておりますが、現在も町職員、正職、嘱託員の約70%近くが町外から町役場へ勤務されております。以前のように約75%近い町職員が町内に定住していただき、町役場へ勤務していただくような強力な改善策に取り組んでいただきたいが、武田町長よりその点お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今の町の施策を続けていけば、恐らく近隣との優位さは少しずつ少ずつ出てくる。確かに1年たてば、平たく言えばまねはできるわけです。行政はオープンですから、当初予算に全て反映されますから、1年たてば、あるいは1年半、2年たてば同じように制度設計ができて同じようなサービスが実現できるというのは、公共のいいところでもあり、私はよくないところでもあると思うんですが、その中で優位性を持てば、少なくとも近隣に住まないで町に住みたくするような施策をするほうが、私はいつも言いますが、法で縛るわけにはいきませんので、あと個人の問題になりますので、そこは、よそに住むより町に住むほうがメリットがあるというふうになれば誰でも町のほうに移ってきてくれるわけですから、そのところは頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

町長、僕は職員さんのことを言うてるんですよ。それをどうしていくのかというたら、もうええ、また言いますわ。なぜ僕がこれを言うかという、一つは町住民の納税者も増えて、職員が自ら出ていったまちを戻って、若い職員も河南町をよくしようやというようなお手本をしていただくことによって、ほかの議員さんも住民に対して、どないしてくれますねん、人口増やしてますねんと全部言うてはりますねん。そこらをきちっと踏まえて、その見本の一つとして町職員も昔の75%に戻すような改善策をとってほしいということを言うております。そこらを今後よく踏まえて考えていただきますよう、また、いつ起こるかわからない大震災時にも、より多くの職員が町内に居住されていることで緊急事態に迅速な体制と対応ができますので、先ほどもほかの質問を議員さんがしておりました。これも一つできます。

そういうことで、今回の質問についてはまたお聞かせ願うこともあろうかと思いますが、これで私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（力武 清）

福田議員の質問が終わりました。

次に、佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、佐々木希絵から質問させていただきます。

ちょっと時間も時間なので、できるだけ早口で頑張りたいと思います。

1 事項目、町内で氾濫しているアダルトコンテンツについてなんですけれども、日本は先進国の中でもポルノが町なかに氾濫した国として世界から認知されています。新聞、週刊誌、雑誌、電車の中吊り広告などで、裸同然の水着を着た女性が性的な魅力を振りまくべくポーズをとり、まちを歩けば性産業の看板やチラシを目にします。さらに、コンビニでは成人向けポルノ誌コーナーまであるという状態です。

一般的に、アダルトコンテンツは女性を消費対象としています。日本では、健全な性行為だけではなく、レイプ、痴漢、盗撮など本来であれば犯罪行為である設定のポルノまでが合法で、同様の犯罪行為を誘発しています。また、これにより女性の尊厳は大きく傷つけられていることは容易に想像できることと思います。これらを理解する年齢に達していない子供が早期にアダルトコンテンツにかかわることで、ゆがんだ性知識を持ち、ゆがんだ性理解が進むと報告された研究もあります。

アダルトコンテンツを理解できる年齢に達していない子供とアダルトコンテンツを目にし

たくない大人への配慮が必要であるというのが世界的な流れで、アダルトショップやインターネットのアダルトサイトなど、自らの意思で出向かなければポルノに触れられないという状態が世界のスタンダードになりつつあります。

私自身は、今、日本の現状、そして河南町内の現状は大きな問題があり、これは子供にとっても、また目にしたくない者にとっても不快なものであると考えるのですが、町の見解を問います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

それでは、お答えさせていただきます。

町内の状況なんですけれども、成人向け雑誌を販売しているコンビニは4店確認しております。いずれの店も、大阪府の青少年健全育成条例を遵守し、雑誌コーナーの一番奥に成人向け雑誌コーナーということで表示されまして陳列されているところでございます。

アダルトコンテンツにつきましては、性的・暴力的な要素を含んだ情報内容とされることから、理解できる年齢に達していない子供の健全な育成に害を与えたり妨げたりする場合があります。また、アダルトコンテンツを目にしたくない大人についても一定の配慮が必要な情報内容であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、一定の配慮が必要との見解を町が持っているかと答弁していただいたんですけれども、今現在、町としてはどのような配慮をしてくれているのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

町といたしましては、大阪府の青少年健全育成条例を遵守されているかというようなことのチェックを青少年指導員の協力を得ましてしまして、そのほかに、目につけば、例えば電柱にそういうものがあれば撤去するというようなことで対応しております。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

お答えいただいたとおり、大阪府の青少年健全育成条例等に基づく程度にいろいろな取り組みをしてくださっていることはわかりました。

しかしながら、配慮が不十分だと感じている住民さんが多数おられます。次の質問でも詳しく説明させてもらうんですけども、堺市の取り組みを知って、是非河南町でも同様の取り組みをしてほしいという声が私のもとに数件寄せられました。町内のコンビニで18歳未満の子供が成人雑誌を立ち読みするという姿も、頻繁ではありませんが見かけることもあると聞いています。

町は現在の取り組みで十分に配慮が完了できていると考えているのか、再度、町の見解をお伺いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

堺市の取り組みを挙げられたんですけども、堺市の成人向け雑誌に配慮する取り組みにつきましては、昨年の12月時点でファミリーマート、堺市に86店舗あるそうですけれども、このうち12店舗で実施しているところであります。これにつきましては、日本雑誌協会とか日本書籍出版協会で、憲法で保障されている表現の自由に触れるのではないかというような反発されていることであります。

しかしながら、先日も新聞報道でありましたけれども、千葉県においてもこのような取り組みを夏よりモデル的に実施されるというような報道がされておりますので、引き続き両市の取り組みを注視してまいりたいというふうに考えております。

河南町におきましては、町内のコンビニエンスストアに対しまして、先ほど申しあげました青少年指導員の協力のもと、有害図書類の状況調査を実施しまして、府条例の普及啓発を図り遵守していただくよう引き続き求めていきたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

質問したのは、今の町の取り組み、配慮で十分だと考えているのか、その町の見解という

のを問うたんですけれども、また全然違う答えをいただいたんです。町においてはとりあえず今の取り組みを続けるという形で答えていただいたので、今の状態で十分やと考えておられるのかなという感じですね。

堺市と千葉市の両市のことを今おっしゃっていただいたんですけれども、事業効果を見ながら町内を引き続き見て回るということなんですけれども、事業効果というのをどうやって判断するつもりなのかなと思いました。住民が喜んでいたら効果がありと認めるのか、性犯罪が減るなど、もっとそのような数字的な効果を期待しているのか、事業効果を見るという言葉の中身をもう少し詳しく説明してください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

事業効果ということで、堺市とか千葉市の取り組みが広がっていくというようなことを見ていきたいなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

取り組みが広がれば効果ありということで、何か他力本願な効果の測定の仕方やなという感じなんです。

3つ目の項目なんですけれども、アダルトコンテンツを理解する年齢に達していない人で、堺市ではコンビニだけが対象なんです。しかも一部のコンビニ。それでもこれだけ保護者の方というか、女性と子供の保護者が喜んでるわけです。

河南町内でももちろんコンビニがあって、目にしたくない人には本当に苦痛だなと思うような表紙、タイトル、そして子供に見せたくないようなものが普通に氾濫しているんです。それだけじゃなくて、性産業のチラシ等も中学生や小学生が目にするようなところに張ってあったりもします。こういう問題意識を持ってもらって町内を定期的に点検していただくことがもっと必要かなと思うんですけれども、そのあたりの考えはどうなんでしょうか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

性産業のチラシなどが町内の道路で発見された場合は、府条例第22条の規定で、知事は、

道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えるような方法で表示された広告物が有害図書類などに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主またはこれを管理する者に対して、期限を定めて、当該広告物の内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる」とされております。このことから、早急に大阪府などの関係機関と協力し、内容の変更あるいは撤去などにより対応するとともに、町においても年2回程度、違法屋外広告物の撤去について対応しております。また、大阪府が町内を巡回し撤去作業をしておりますので、引き続きこういう対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

次の項目、葛城山についてなんですけれども、葛城山、金剛山に登るのに立地上最適な場所である青崩付近には、登山シーズンや週末になると路上駐車が連なっていて、地元の方が非常に迷惑に感じておられるということです。町は現状を把握しているのか、把握しているとすればどのような状況と認識しているのか、お聞きいたします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

葛城山や金剛山への登山者の路上駐車を確認しているのかとのご質問でございますが、休日になりますと登山者の車両と思われる車が水越峠を挟んで旧国道沿いに切れ目なく駐車されております。青崩の公衆トイレから旧国道を約800m峠方向へ行くと、30台が駐車可能な千早赤阪村が管理する水越川公共駐車場がございます。また、金剛バス水越バス停付近にも約10台の駐車場があります。いずれの駐車場も、全体の車両台数からしますとごくわずかな量でしかありません。一方、平日の利用状況でございますが、駐車場の利用は数台ですが水越峠付近には多数の車が路上駐車をしております。

このような状況ですので、路上駐車場問題については、その大方の区域が千早赤阪村領域であることから、行政区域を管轄する千早赤阪村、また警察や道路管理者などにより検討されることではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

路上駐車は道路管理者、警察が見たらいいんじゃないかというような、かなり冷たい答えなんです。河南町は観光開発にお金を使っていますよね。実際に町が力を入れたわけではないかもしれないけれども、観光地として成功しているからこそその路駐の多さというか、人が殺到しているんです。観光開発にお金を使って人を集めておいて、それに伴う不具合はもう警察とかで勝手にやってくれというのは、これ以上、じゃ地元の人からしたら観光開発をやめてくれという話になるんじゃないんですか。すごく整合性がないように見えます。

路駐が余りにひどいので、地元の方が駐車場を整備してほしいと言ってこられました。せっかく観光地として人が集まっている場所なので、町が整備して町の利益とかにするのではなくて、地元の方が潤ってもらえるような駐車場運営の仕組みを町で導いてつくっていただけたらと思うんですけれども、そのあたりの見解をお願いします。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

駐車場の整備というご質問でございます。地元から駐車場を整備してほしいという話は聞いておりませんが、整備についての相談等があれば協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

要望を聞いていないと言っているんですが、私のところであって、それを伝えているので要望は伝わっていると思います。また協力していただけるようにお願いします。

3 事項目のごみシールについてなんですけれども、これも、時間も時間なんで、田中議員に頑張ってくださいということで、飛ばします。

2 つ目のイノシシ対策についてなんですけれども、大宝地内で頻繁に出没するイノシシについてご質問します。

これまでも何度も住民から訴えがあったと思いますが、近つ飛鳥風土記の丘あたりでイノシシが頻繁に出没して、夜遅くにバスで帰ってくるOLさんたちがとても怖がっています。風土記の丘から来るイノシシかと思うんですけれども、人のすぐそばまで近づいてくるとい

うことで、今はけがとかはなく、ただ見たよという報告ばかりなんですけれども、とても怖いということです。大宝というところ自体がイノシシがすむ山を切り開いた住宅地ではあるんですけれども、イノシシへの耐性がある住民はほとんどいないです。イノシシが出ないようにしてほしいという声はもうずっとあるんです。

最近、イノシシ対策グッズも進化していきまして、においや超音波で撃退することができるというような最新グッズもあるようです。こういった進化したイノシシグッズを是非取り入れてほしいんですけれども、町のお考えをお伺いします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

イノシシなどの野生動物が市街地に出没し人に被害が及ばないように、対応の方法等を広報とか注意書きの掲示などで皆さん方に注意喚起を行っています。しかしながら、イノシシが出没したとの情報を寄せられることがございます。人に危害を及ぼすような場合は警察等の協力を得て対応しております。

イノシシ等の撃退グッズでございますが、超音波によるものを含めていろいろなものが発売されていますけれども、広範囲にわたる市街地への侵入を防ぐだけの数量とその管理、装置が発する音とか光の住民生活への影響等々を考えると、いまだに有効なものはないのではないかとこのように考えております。

しかしながら、イノシシが市街地へ出没するという事は好ましいことではございませんので、有効な方法がないか研究していきたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

広範囲ということをおっしゃっているんですけれども、大宝中ぐるっと囲めとかそういうことじゃなくて、特に近つ飛鳥のあそこから出るバス停の一番最終地点、あそこで頻繁に目撃されているので、あそこから出ないようにグッズを取り入れてほしいとお願いしているんです。

いまだ有効なグッズというのがないとおっしゃっているんですけれども、今日の朝、こういうグッズ会社数社に問い合わせましたら、LEDのものかにおいで撃退するようなものやったら住宅街でも大丈夫じゃないかなという答えでした。そういうのも、これ、初めにすり

合わせしたときにはネットで見たんですけれどもわかりませんでしたというネット情報全てとの答えやったんで、実際に何社か問い合わせして、それで話を聞いてみてください、違う答えが出てきたりするんで。

再度答弁をお願いします。

○議長（力武 清）

森田総合政策部長。

○総合政策部長（森田昌吾）

今、業者さんのほうからそういうお話があったということでございますんで、我々もどういものがあるか、それは研究調査して、それが大宝で有効なのか、それを誰が設置して誰が管理するかも含めて全体的に検討しないといけないので、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

○議長（力武 清）

佐々木議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第3日目の会議は、あす3月22日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後5時21分散会

~~~~~

平成29年 3月22日(水)

平成29年第1回河南町議会定例会会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会

平成29年第1回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月7日(火)
招集の場所 河南町議会議場
開 議 3月22日(水)午前10時00分宣告
出席議員 (12名)

1番	佐々木	希 絵	2番	浅 岡	正 広
3番	中 川	博	4番	加 藤	久 宏
5番	大 門	晶 子	6番	力 武	清
7番	廣 谷	武	8番	田 中	慶 一
9番	小 山	彬 夫	10番	浅 岡	幸 晴
11番	野 村	守	12番	福 田	太 郎

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	武 田 勝 玄
副 町 長	奥 村 格 一
教 育 長	新 田 晃 之
総 合 政 策 部 長	森 田 昌 吾
総 務 部 長	木 矢 年 謙
総務部理事兼契約検査室長	松 田 輝 義
住 民 部 長	奥 野 健 一
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田 中 肇
ま ち 創 造 部 長	奥 野 清 文
総合政策部副理事兼秘書企画課長	上 野 文 裕
総合政策部危機管理室長	福 田 新 吾
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	南 弘 行
総務部施設整備担当課長	辻 宅 英 之
総務部人事財政課長	渡 辺 慶 啓
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	大 門 晃
住民部保険年金課長	田 村 夕 香

住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	堀 野 喜 弘
健康福祉部健康づくり推進課長	大 谷 由 候
健康福祉部総合体育館長	結 城 秋 芳
まち創造部副理事兼地域整備課長	岩 井 一 浩
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	杉 原 茂
まち創造部上下水道課長	安 井 啓 悦
(出 納 室)	
会計管理者(副理事)兼出納室長	赤 井 毅 彦
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	谷 道 広
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長	湊 浩
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	辻 本 幸 司
課 長 補 佐	木 矢 哲 也

会議録署名議員

8 番 田 中 慶 一
9 番 小 山 彬 夫

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第16まで、及び追加日程第 1 から第 2 まで

平成29年第1回河南町議会定例会

平成29年3月22日（水）午前10時開議

議 事 日 程（第3号）

日程第1	議案第12号	平成29年度河南町一般会計予算	232
日程第2	議案第13号	平成29年度河南町国民健康保険特別会計予算	232
日程第3	議案第14号	平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計予算	232
日程第4	議案第15号	平成29年度河南町介護保険特別会計予算	232
日程第5	議案第16号	平成29年度河南町下水道事業特別会計予算	232
日程第6	議案第17号	平成29年度河南町土地取得特別会計予算	232
日程第7	議案第18号	平成29年度河南町簡易水道事業特別会計予算	232
日程第8	議案第19号	平成29年度河南町水道事業会計予算	232
日程第9	議案第22号	平成28年度河南町一般会計補正予算（第7号）	237
日程第10	議案第23号	平成28年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	251
日程第11	議案第24号	平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	253
日程第12	議案第25号	平成28年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）	255
日程第13	議案第26号	平成28年度河南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	258
日程第14	議案第27号	平成28年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）	262
日程第15	議案第28号	副町長の選任について	267
日程第16	議員提出議案第1号	河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	270
追加日程第1	資格審査特別委員会の継続審査申し出の件		272
追加日程第2	閉会中の継続審査の申し出について		272

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（力武 清）

おはようございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

日程第1 議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算から日程第8 議案第19号 平成29年度河南町水道事業会計予算までの8件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上8件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

○議長（力武 清）

それでは、当初予算特別委員会委員長の報告を求めます。

廣谷委員長。

○当初予算特別委員会委員長（廣谷 武）（登壇）

当初予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日、平成29年度第1回定例会本会議において当初予算特別委員会を設置し、当委員会に付託を受けました案件は、議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算外7件で、全会計の当初予算でございます。3月8日、9日に委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決するべきと決しました。なお、総務費の審議の途中において、予算の組み替え動議が提出され、賛成多数により可決されたことを受け、提案者である武田町長から、実証運行評価検証業務委託料の内容で、オンデマンド交通の調査検討費で250万円の予算も含むと再説明が行われました。記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かと思えます。

次に、議案第13号 平成29年度河南町国民健康保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成29年度河南町介護保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成29年度河南町下水道事業特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成29年度河南町土地取得特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成29年度河南町簡易水道事業特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成29年度河南町水道事業会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、当初予算8議案について、審査結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては、議長を除く議員全員が委員であり、十分慎重に審査願ったと思っておりますので、省略させていただきます。記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かと思えます。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員よりの指摘並びに要望等が出ておりました事項につきましては、精査されるよう委員長より申し伝えます。

以上、当初予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（力武 清）

当初予算特別委員会の委員長報告が終わりました。ご苦労さまでございました。

ただいまの委員長報告をもちまして当初予算特別委員会は解散されました。

これより討論、採決に入ります。

~~~~~

○議長（力武 清）

最初に、議案第12号 平成29年度河南町一般会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第13号 平成29年度河南町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第14号 平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第15号 平成29年度河南町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第16号 平成29年度河南町下水道事業特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第17号 平成29年度河南町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第18号 平成29年度河南町簡易水道事業特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第19号 平成29年度河南町水道事業会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第9 議案第22号 平成28年度河南町一般会計補正予算（第7号）から日程第16 議員提出議案第1号 河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上8件を本会議において全体審議することに決しました。

日程第9 議案第22号 平成28年度河南町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木矢総務部長。

○総務部長（木矢年謙）（登壇）

それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

平成28年度補正予算書でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

#### 議案第22号

##### 平成28年度河南町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度河南町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,220万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,632万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成29年3月22日提出

めくっていただきまして、6ページから7ページ「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございますが、地方消費税交付金、地方消費税交付金、補正額2,569万4千円の減額でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金で118万5千円の減額。

地方交付税、地方交付税で7,351万8千円の追加。

国庫支出金、国庫負担金で188万円の減額。同じく国庫補助金で1,966万8千円の追加。

府支出金、府負担金で166万1千円の追加。同じく府補助金で543万円の追加。

財産収入、財産運用収入で45万円の追加。

寄附金、寄附金で1千万円の減額。

繰入金、基金繰入金で3,790万7千円の減額。

諸収入、雑入で914万1千円の追加。

町債、町債で100万円の減額。

歳入合計3,220万2千円を追加いたしまして、57億4,632万6千円とするものでございます。

次に、8ページから9ページの歳出でございます。

議会費、議会費で補正額90万円の減額。

総務費、総務管理費で1,980万9千円の減額。

民生費、社会福祉費で101万9千円の追加。同じく児童福祉費で1,228万円の追加。

衛生費、環境衛生費で330万4千円の減額。

農林水産業費、農業費で197万1千円の減額。同じく林業費で147万5千円の減額。

商工費、商工費で6,929万9千円の追加。

土木費、土木管理費で1,994万6千円の減額。同じく道路橋梁費で2,441万9千円の減額。

同じく河川費で1千万円の減額。同じく都市計画費で1,006万8千円の減額。

消防費、消防費で1,809万円の減額。

教育費、小学校費で5,196万2千円の追加。同じく中学校費で97万円の減額。同じく幼稚園費で313万7千円の追加。同じく社会教育費で545万7千円の追加。

歳出合計3,220万2千円を追加いたしまして、57億4,632万6千円とするものでございます。

めくっていただきまして、10ページの「繰越明許費補正」でございます。

1点目は、通知カード・個人番号カード交付事務事業でございます。全国的に個人番号カードの交付枚数が思うように伸びていないことから、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対する交付金の一部を繰り越しし、次年度において活用するものでございます。

次に、道の駅かなん再整備事業、近つ飛鳥小学校空調設備設置事業、放課後子ども教室推進事業につきましては、国の補助事業を活用し、本補正予算において歳出予算を計上させていただくものでございまして、その全額を翌年度に繰り越しして執行させていただくものでございます。

最後に、農地農業用施設災害復旧事業ですが、12月補正予算において計上させていただきました8月25日の大雨に伴う青崩中村における農地災害復旧事業につきましては、査定の日程や工期などの事情により、事業の完了が4月と見込まれることから、翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

次に、11ページから13ページ、「地方債補正」でございます。

11ページは地方債の追加でございます。

道の駅かなん再整備事業につきましては、直売所等の整備工事費につきましては、国の地方創生拠点整備交付金の対象となったことから、その補助裏に対する補正予算債を計上するものでございます。

また、近つ飛鳥小学校空調設備設置事業につきましても、国の補正予算に伴い補助対象となったことから、その補助裏に対する補正予算債を計上するものでございます。

12ページは地方債の変更でございます。

交通安全施設事業と道路事業、橋梁事業につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額に応じて、平成28年度に実施いたしました道路、橋梁の諸事業の事業費確定に伴い、地方債の増減を行うものでございます。

河南分署改修事業につきましては、事業費の確定により地方債を減額するものでございます。

臨時財政対策債につきましても、発行限度額として算定された額が当初の見込み額を下回ったことから、減額するものでございます。

次に、13ページにつきましては、地方債の廃止でございます。

道路事業につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額に限られる中で、事業の実施を見送ったものでございます。

また、河川改修事業につきましては、入札執行を行い契約に至りましたが、その後、契約

相手方の事情により契約解除となったため、事業実施ができなかったものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

17ページの歳入でございます。

(款) 地方消費税交付金、(項) 地方消費税交付金、(目) 地方消費税交付金ですが、2,569万4千円の減額で、交付金額の確定により補正するものでございます。

(款) 地方特例交付金、(項) 地方特例交付金、(目) 地方特例交付金につきましては、118万5千円の減額で、交付金額の確定に伴い補正するものでございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税でございますが、普通交付税につきまして7,351万8千円を追加いたしております。なお、平成28年度の普通交付税の確定額は17億5,145万2千円となっております。

次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 民生費国庫負担金でございますが、188万円の減額でございます。社会福祉費負担金が国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰出金に対する財源として12万円の増となる一方で、児童福祉費負担金の児童手当負担金が児童手当の受給者数の減により200万円の減となるものでございます。

次に、17ページから18ページにかけましての(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金でございます。

まず、(目) 総務費国庫補助金ですが、3,733万1千円の追加であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、子ども・子育て支援交付金を事業費の減額に伴い減額する一方で、道の駅かなんの直売所整備などに対する補助として、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を計上するとともに、多言語表記のバスガイドマップの作成等に対する補助として、交通サービス利用促進事業補助金を計上するものでございます。

次に、(目) 土木費国庫補助金につきましては、2,882万9千円の減額であります。土木管理費補助金1,132万4千円の減額、道路橋梁費補助金1,670万5千円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金及び交付対象となる各事業の事業費が確定したことにより補正を行うものでございます。また、都市計画費補助金80万円の減額につきましては、既存民間建築物耐震改修及び耐震改修設計の事業費確定により補正するものでございまして、補助率は国2分の1、府4分の1、町4分の1でございます。

続きまして、(目) 教育費国庫補助金でございますが、1,116万6千円の追加であります。小学校費補助金1,080万7千円の増は、近つ飛鳥小学校への空調設備設置に対する補助金を計上するもので、幼稚園費補助金の幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園就園奨励費の支給対

象の増により35万9千円の増となるものでございます。補助率はいずれも3分の1でございます。

次に、(款)府支出金、(項)府負担金、(目)民生費府負担金ですが、166万1千円の追加であります。社会福祉費負担金及び、1つ飛ばしまして、児童福祉費負担金は国庫負担金と同様に増減するものでございます。老人医療費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金23万5千円の増につきましては、後期高齢者医療特別会計に対する保険基盤安定繰出金の増に伴うものでございます。

続きまして、19ページ、(款)府支出金、(項)府補助金でございます。

(目)総務費府補助金の子ども・子育て支援交付金66万6千円の減は、放課後児童健全育成事業費の減によるものでございます。

(目)農林水産業費府補助金ですが、261万7千円の減額でございます。農業費補助金は114万2千円の減でございまして、農業委員会交付金等が追加交付により増となる一方、青年就農給付金事業交付金が受給者の減により減額となるものでございます。また、林業費補助金、森林整備地域活動支援事業補助金でございますが、補助を見込んでいた計画策定事業が実施されなかったことから、全部全額減となるものでございます。

次に、(目)土木費府補助金でございますが、40万円の減額でございます。既存民間建築物耐震改修設計の各事業費の確定により、国庫補助金と同様に減額するものでございます。

次に、(目)教育費府補助金でございますが、911万3千円の追加でございます。教育総務費補助金は88万7千円の減額で、原子力・エネルギーに関する教育支援事業補助金が補助対象備品の減少により減となるものでございます。また、社会教育費補助金は放課後子ども教室推進事業費補助金1千万円の増で、本補助金を活用してタブレット等を整備するものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

次に、(款)財産収入、(項)財産運用収入、(目)利子及び配当金でございますが、45万円の追加でございます。利率の高い定期預金での運用額が増加したものでございます。

次に、(款)寄附金、(項)寄附金、(目)ふるさと応援寄附金ですが、1千万円の減額でございます。ふるさと応援寄附金の収入見込み額に基づく補正でございます。

次に、(款)繰入金、(項)基金繰入金、(目)財政調整基金繰入金でございますが、3,790万7千円の減額でございます。これは歳入歳出の収支調整を行った結果でございます。

めくっていただきまして、20ページ、(款)諸収入、(項)雑入、(目)違約金及び延納利息でございますが、96万1千円の追加でございます。準用河川天満川の契約後の不履行に

に伴い、契約業者から徴収する違約金でございます。

(目) 雑入ですが、818万円の追加でございます。町制施行60周年記念事業に対して、町村長会から交付される町村振興助成金200万円及び過年度分の後期高齢者医療定率負担金精算金618万円を計上するものでございます。

次に、(款) 町債、(項) 町債でございます。(目) 商工債で3千万円の追加、(目) 土木債で2,600万円の減額、(目) 消防債で840万円の減額、(目) 教育債で2,160万円の追加、(目) 臨時財政対策債で1,820万円の減額であります。これは先ほど説明させていただきました「第3表地方債補正」の追加、変更、廃止分でございます。

21ページからは、歳出でございます。

(款) 議会費、(項) 議会費、(目) 議会費ですが、負担金補助及び交付金で90万円の減額でございます。これは政務活動費交付金の不交付により減額させていただくものでございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費ですが、3,118万6千円の減額でございます。報償費1,100万円の減及び委託料のふるさと納税業務委託料400万円の減は、ふるさと納税の返礼品送付等に関する事業費が減となったものでございます。また、需用費の燃料費184万円の減、委託料の実証運行業務委託料987万1千円の減、使用料及び賃借料168万円の減は、平成27年度からの繰り越し予算との重複分のうち、国庫補助を得て実施するバスガイドマップや利用案内の作成費、平成29年2月から2カ月間の実証運行経費を除いた不用額を減額するものでございます。委託料の電子計算システム維持管理委託料は、マイナンバー制度対応の事業費確定に伴う減でございます。

次に、(目) 文書広報費は120万円の減額でございます。報償費はカナちゃんのLINEスタンプ作成者に対する謝礼、需用費は町ガイドマップの印刷製本費でございますが、いずれも平成27年度からの繰り越し予算で事業執行したため、全額減額するものでございます。

(目) 企画費は787万2千円の減額でございます。公共施設等総合管理計画支援業務委託料は、支援委託を執行せずに計画を策定したため、また、実証運行評価検証業務委託料につきましても、平成27年度からの繰り越し予算で事業執行したため、それぞれ減額するものでございます。

(目) 財政調整基金費につきましては、基金運用利子の増に伴う補正でございます。

めくっていただきまして、22ページ、(目) ふるさと応援基金費は1,999万9千円の追加でございます。平成28年度に寄附をいただきました寄附金を基金に積み立てるものでござ

います。

次に、（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）国民健康保険費ですが、542万9千円の追加でございます。国保財政安定化支援事業分の平成28年度普通交付税算入額の確定及び保険料軽減等に対する保険基盤安定繰出金が増となったことにより補正するものでございます。

次に、（目）障がい福祉費は27万6千円の追加でございます。通所施設に通う多子世帯の障がい児の通所利用料相当額につきまして、平成28年4月にさかのぼり補助するものでございます。

次に、（目）老人医療助成費でございますが、31万4千円の追加でございます。国保と同様に後期高齢者医療特別会計につきましても、保険基盤安定繰出金が増となるものでございます。

（目）社会福祉施設費は500万円の減額でございます。総合保健福祉センター指定管理委託料のうち、実績に基づき精算を行う光熱水費相当分につきまして、決算見込み額に基づき減額を行うものでございます。

（項）児童福祉費、（目）児童措置費でございますが、児童手当給付費300万円の減額でございます。児童手当受給者数が減となったものでございます。

（目）保育園費は1,528万円の追加でございます。石川こども園開園に向けた初期備品の購入費の確定により200万円の減となる一方、多子世帯の保育料無料化につきまして、補助対象者数の増加により1,728万円の増となるものでございます。

次に、（款）衛生費、（項）環境衛生費、（目）清掃費でございますが、110万円の減額でございます。廃棄物の収集人口の減により、廃棄物収集運搬業務委託料が減となったものでございます。

次に、23ページ、（目）ごみ減量対策費でございますが、51万8千円の減額でございます。集団回収奨励金について回収量が減となったものでございます。

（目）公害対策費ですが、168万6千円の減額でございます。施工箇所数の減少や落札減により、公害分析調査委託料が減となるものでございます。

（款）農林水産業費、（項）農業費、（目）農業委員会費は財源更正でございます。

（目）農業振興費は150万円の減額でございます。青年就農給付金の対象者数の減によるものでございます。

（目）土地改良費は47万1千円の減額でございます。河南中部地区ほ場整備事業の基本調査委託料の確定によるものでございます。

(項) 林業費、(目) 林業振興費は147万5千円の減額でございます。補助を見込んでいた計画策定事業が実施されなかったことによるものでございます。

(款) 商工費、(項) 商工費、(目) 観光費でございますが、6,929万9千円の追加でございます。需用費70万1千円の減は、かなん桜プロジェクト推進事業につきまして、平成27年度からの繰り越し予算で執行したため、全額減額するものでございます。委託料500万円の増、工事請負費の6,500万円の増につきましては、国の地方創生拠点整備交付金の対象となった道の駅かなんの直売所等の整備に係る工事費や施工監理委託料等を計上させていただくものでございます。

めくっていただきまして、24ページ、(款) 土木費、(項) 土木管理費、(目) 土木総務費でございますが、115万6千円の減でございます。道路台帳修正委託料の確定に伴う補正でございます。

(目) 交通安全施設事業費は1,879万円の減額でございます。町道一須賀大宝線歩道設置事業費の確定に伴うものでございます。

次に、(項) 道路橋梁費、(目) 道路維持費につきましては、工事請負費が699万3千円の減、(目) 橋梁維持費につきましては、委託料が100万円の減、工事請負費が604万9千円の減、負担金補助及び交付金が1,037万7千円の減となっております。これは社会資本整備総合交付金の減少を受けて、道路改修費及び橋梁長寿命化につきまして、交付額に見合った事業量としたことから減額となったものでございます。

次に、(項) 河川費、(目) 河川改修費でございますが、1千万円の減額でございます。これは先ほど説明させていただきましたとおり、準用河川天満川の改修工事につきまして、契約の不履行に伴い事業が実施できなかったものでございます。

次に、(項) 都市計画費、(目) 都市計画総務費は160万円の減額でございます。既存民間建築物の耐震改修及び耐震改修設計の各事業費の確定に伴うものでございます。

(目) 下水道費は846万8千円の減額でございますが、これは下水道事業特別会計予算の補正に伴うものでございます。

次に、25ページ、(款) 消防費、(項) 消防費、(目) 常備消防費でございますが、582万3千円の減額でございます。富田林市への消防事務委託料の確定に伴うものでございます。

(目) 消防施設費は1,226万7千円の減額でございます。委託料及び工事請負費は河南分署改修事業費の確定により、また負担金補助及び交付金の消火栓設置及び維持管理負担金は、本年度は施工箇所がなかったことから、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費は13万4千円の減額でございます。補助対象となる備品の減少により執行事業費が減となったものでございます。

（目）教育振興費は190万4千円の減額でございます。白木、中村、近つ飛鳥の各小学校のスクールバス運行に係る事業費の減額でございます。

（目）学校建設費は5,400万円の追加でございます。国の補正による補助金を得て実施いたします近つ飛鳥小学校の空調設備設置に係る委託料及び工事請負費を計上するものでございます。

（項）中学校費、（目）学校管理費は97万円の減額でございます。小学校と同様に、補助対象となる備品の減少に伴い減額補正を行うものでございます。

（項）幼稚園費、（目）幼稚園教育振興費でございますが、313万7千円の追加でございます。保育園と同様に補助対象園児数の増加により、多子世帯保育料減免相当額補助金が205万9千円の増、幼稚園就園奨励助成金につきましても、助成金助成対象園児の増により107万8千円の増となるものでございます。

めくっていただきまして、26ページ、（項）社会教育費、（目）社会教育総務費ですが、254万3千円の減額でございます。需用費の印刷製本費、役務費の郵便料につきましても、平成27年度からの繰り越し予算で執行したため、てくてくかなん発行事業に係る予算の全額を減額するものでございます。また、負担金補助及び交付金につきましても、助成額の確定に伴い減額するものでございます。

放課後児童健全育成費は200万円の減額でございます。指導員の配置減によるものでございます。

公民館費は1千万円の増でございます。放課後子ども教室で活用するタブレットを国の補助金を得て整備するものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中川議員。

○3番（中川 博）

まず、田中健康福祉部長、お体大丈夫ですか。健康には十分注意してください。

それでは、19ページのふるさと応援基金の寄附金の件でちょっと質問いたします。

平成29年度河南町の一般会計予算のときにも質問させていただいたんですけれども、そのとき、平成29年度予算にも3千万円の寄附金ということで上げておられたんですけれども、隣接する千早赤阪村は2億円の寄附金を集めているということで、そのような質問をさせていただいたと思います。

今回ですけれども、この平成28年度の補正のほうで、当初は3千万円上がっていたやつが1千万円減額ということで2千万円ということに、今回補正ということですのでけれども、その件に合わせまして、総合政策、また総合戦略の関係で質問させてもらいたいと思います。後ほど上がってきます人事案件にも少し関係することですので、よろしく願いいたします。

まず、今現在、政府・与党ですけれども、自公政権ということですのでけれども、その中で自民党に対抗する勢力というか、党が民主党、今で言うたら民進党ですけれども、その民進党ですけれども、よく国会とかで質問とか聞いておりましたら、揚げ足取りとか対決型、また追及型の質問等が多いんですけれども、過去の参議院予算委員会で提案型、また前向きなそういう質問をされて、麻生副総理から絶賛されたそういう議員が過去にいらっしゃいます。その議員というのは、福田先生は同じ民進党ですからよく知っておられたと思うんですけれども、植松恵美子さんという方なんです。その植松恵美子さんという方をご存じか、また今どのような仕事をしてられるのか、町長にちょっと伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

勉強不足で存じません。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

また調べていただいたら、民進党のすごい優秀な若手の女性の議員だった方でございます。

今現在、香川県の三木町で副町長を今されておられます。そういうことで、かなりそういう政策的な部分で、昨日も大門議員のほうから副町長のそういう仕事のことを質問されておられましたけれども、このような選択肢がなかったのかどうか、これもあわせて町長にお聞

きいたします。

○議長（力武 清）

中川議員、この今の関連するんですか。

○3番（中川 博）

総合戦略というか、総合政策、河南町全体の総合政策についての質問です。

○議長（力武 清）

ふるさと納税の……

○3番（中川 博）

納税のそこ含めて。

○議長（力武 清）

お答えできますか。

武田町長。

○町長（武田勝玄）

何かちょっと違和感がありまして、お答えできません。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

お答えいただければ、そういうことなんですけれども、いろんな選択肢のある中で、河南町の総合政策ということで、今回ふるさと納税ですけれども、今、初めに言いましたね、隣の千早赤阪村は2億円集めていると。河南町は今回3千万円から2千万円、10分の1に減っているわけですね。そういう意味で、総合戦略という意味で、非常にいろんな意味での人事ということも大事だということの提案でございました。

町長のほうからお答えがいただけないということですので、それ以上の質問はできませんけれども、今後、また総合戦略ということで、近隣の情勢、またいろんな総合的な判断をしていただいて、町にとってプラスになるような政策判断をひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

大門議員。

○5番（大門晶子）

22ページの保育園費、多子世帯保育料減免相当額の補助金、これ、対象者の乳幼児のまず人数を教えてくださいませんか。

難しいですか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

当初見込みなんですけれども、105人でございます。今、決算見込みさせていただいたら147人ということでございます。42人の増ということですよ。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

42人で1,728万円が必要ということになってまいります。今、多子世帯の負担軽減の取り組みとして取り組んでいただいているわけではありますが、現行の幼稚園・保育園の利用者負担である保育料、これは国が定める水準を限度として、実施主体である河南町が利用料を設定しているというふうに思っているんですけれども、町で定める保育料と国基準の差額については、町の一般財源から補填されているというふうに私は思っていますので、中央保育園の保育費用に関する経費、今1人幾らぐらいかかっているのか、これを教えてくださいたいんですが。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

年齢によりまして、0歳児から5歳児を預かっているんですけれども、かなり差がございます。平成28年度の当初予算の中央保育園に係る経費を園児数で単純に割りますと、1人当たりは117万5千円ということで、これが平均かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

一応、1人当たり117万円の経費がかかっているということでありまして。多子世帯の軽減

を開始するに当たりまして、一度これを導入していくと、これから途中でやめるといふうなことはできないということになってくるかと思うんですけども、そうやってまいりますと、財政的な影響というのを十分に踏まえながら、一方で待機の児童の解消を初めとして、幼児期の学校教育や保育・子育て支援の量の拡充、そして質の向上を求める施策を持続的に行うための財源確保というのが重要になってくるというふうに考えています。

今お示しいただきましたが、保育料というのは本来は保護者が応能負担で負担していくということになるんですけども、今後、これを継続していくということになってまいりますと、応能負担の利用者負担の影響が出てこないか、1人の方は保育料を払っているわけでありますので、この影響が出てこないのかということをお伺いしておきたいと思います。

保育料が上がってくるようなことはないのかということです。なかったらなかったでいいんですが。

○議長（力武 清）

教育長。

○教育長（新田晃之）

多子世帯の今減免をとという制度をさせていただいているんですが、ご質問の内容は、この制度を続けていくと、今後保育料の高騰の影響はないかということでしょうか。

これは全体の保育料をまず算定して第2子以降を無料としていますんで、当然2子以降は別の会計から出ていますんで、保育料そのものがこの制度のために高騰するということはまずないと思います。

○5番（大門晶子）

はい、結構です。

○議長（力武 清）

ほかに。

福田議員。

○12番（福田太郎）

それでは、23ページの観光費の中で、今度、道の駅かなん再整備事業において7千万円組んでいただいておりますよね。これは大変結構やけど、これ実際、総額幾らぐらい必要か教えていただけますか、わかったら。総額、工事に係る。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

全体の工事費ということでよろしいですか。

○12番（福田太郎）

はい。

○まち創造部長（奥野清文）

前回の委員会でも説明させていただいたと思うんですけども、重点「道の駅」の企画提案書のほうでは、総額4億円というふうなことで触れております。現在のところ4億円ということでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

それでは、その中で、まだ最終わかれへん、町の一般財源としてどれほど必要になるんか。いろいろ交付税、国からも町長、一生懸命営業していただいて、補助金もいただいて大変結構ですねけれども、うちの一般財源どんぐらい出るんか、わかったら教えていただけますか。

○議長（力武 清）

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）

今年度、今回補正させていただいているものにつきましては、地方創生のほうで直売所の建築費用6,500万円のうち3千万円がついております。今後につきましては、新年度におきまして、新コンテンツ棟のほうの基本設計等を行いまして、国交省、農林水産省のほうの補助金を申請いたしますので、まだ町の持ち出しはちょっと現在のところはわかっておりません。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

今、説明、ちょっとでも町の一般財源を持ち出さないように、町長、また国・府に対して補助金をいただけるよう活動をしていただけたら幸いかと思いますので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

答弁求めますか。

○12番（福田太郎）

ええ。

○議長（力武 清）

武田町長、答弁。

○町長（武田勝玄）

ほかにも補助金の獲得には本件以外に山ほどありますので、もちろん本件は本件で頑張ります。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第10 議案第23号 平成28年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）（登壇）

それでは、議案第23号の説明をさせていただきます。

補正予算書の29ページでございます。

議案第23号

平成28年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月22日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、30ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金で542万9千円を追加。

（項）基金繰入金で542万9千円を減額いたしまして、歳入合計は変わらず22億8,642万2千円とするものでございます。

次に、31ページの歳出でございます。

（款）保険給付費、（項）療養諸費でございますが、補正額0円で、歳出合計は22億8,642万2千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

36ページの歳出から説明させていただきます。

（款）保険給付費、（項）療養諸費、（目）一般被保険者療養給付費は財源更正のみの補正でございます。

戻っていただきまして、35ページの歳入でございます。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金、（目）一般会計繰入金、（節）財政安定化支援事業繰入金で270万1千円を追加。これは地方交付税算定額の確定によるものでございます。

（節）保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）で248万7千円の追加。（節）保険基盤安定繰

入金（保険者支援分）で24万1千円の追加でございまして、いずれも軽減対象者の増によるものでございます。

（款）繰入金、（項）基金繰入金、（目）財政調整基金繰入金、（節）財政調整基金繰入金で542万9千円の減額でございまして、これは一般会計繰入金が増となった額を減額調整いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第11 議案第24号 平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野健一）（登壇）

それでは、議案第24号の説明をさせていただきます。

補正予算書の39ページでございます。

#### 議案第24号

平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ966万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,921万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月22日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、40ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入。

（款）後期高齢者医療保険料、（項）後期高齢者医療保険料で851万9千円を追加。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金で31万4千円を追加。

（款）繰越金、（項）繰越金で83万4千円を追加いたしまして、歳入合計で966万7千円を追加いたしまして、合計2億3,921万円とするものでございます。

次に、41ページ、歳出でございます。

（款）後期高齢者医療広域連合納付金、（項）後期高齢者医療広域連合納付金で966万7千円を追加いたしまして、歳出合計で966万7千円を追加、合計2億3,921万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

46ページをお願いいたします。

（款）後期高齢者医療広域連合納付金、（項）後期高齢者医療広域連合納付金、（目）後期高齢者医療広域連合納付金、（節）負担金補助及び交付金で966万7千円の追加でございます。これは納付金の確定による補正でございます。

戻っていただきまして、45ページの歳入でございます。

(款) 後期高齢者医療保険料、(項) 後期高齢者医療保険料、(目) 特別徴収保険料、(節) 現年度分で174万1千円の追加。同じく(目) 普通徴収保険料で677万8千円の追加、これらは被保険者の増による補正でございます。

(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金、(目) 保険基盤安定繰入金、(節) 保険基盤安定繰入金で31万4千円の追加でございます、保険料軽減対象者の増によるものでございます。

(款) 繰越金、(項) 繰越金、(目) 繰越金、(節) 繰越金で83万4千円の増で、平成27年度からの繰越金でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(力武 清)

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(力武 清)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(力武 清)

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長(力武 清)

日程第12 議案第25号 平成28年度河南町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田中 肇）（登壇）

それでは、議案第25号について説明を申し上げます。

49ページをお開きください。

議案第25号

平成28年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月22日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入。

国庫支出金、国庫負担金、それから支払基金交付金、支払基金交付金、府支出金、府負担金及び繰入金、一般会計繰入金ともに補正額はございません。歳入合計は変わらず15億723万2千円でございます。

歳出。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、いずれも補正額はございません。

今回の補正予算は、歳出予算内での組み替えでございまして、歳入についても増減はございません。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

まず、歳入からご説明をいたします。

55ページをお開きください。

（款）国庫支出金、（項）国庫負担金、（目）介護給付費負担金、（款）支払基金交付金、（項）支払基金交付金、（目）介護給付費交付金、（款）府支出金、（項）府負担金、（目）介護給付費負担金及び（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）介護給付費繰入金につきましては、補正予算額は計上いたしておりません。歳出におきまして、保険給付費

全体の予算額を変えずに給付実績から過不足が見込まれるサービス給付費等について、保険給付費内で追加、減額の調整をさせていただくものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。

56ページをお開きください。

(款) 保険給付費、(項) 介護サービス等諸費のうち、(目) 居宅介護サービス給付費で6千万円を減額し、(目) 地域密着型介護サービス給付費で6千万円を追加させていただきます。地域密着型介護サービス給付費を追加する理由といたしましては、法改正により、平成28年4月1日より18名以下の小規模デイサービスの事業所が地域密着型サービスの枠組みに移行されました。町内の地域密着型サービスの事業所が従前3事業所から6事業所に増えたことが要因でございます。

次に、(款) 保険給付費、(項) 介護予防サービス等諸費のうち、(目) 介護予防サービス給付費で50万円減額し、(目) 介護予防サービス計画給付費で50万円を追加させていただきます。介護予防サービス計画給付費を追加させていただく理由といたしましては、要支援の介護認定者が月当たり10名程度増加していることが要因でございます。

以上で、簡単ですが説明を終わります。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(力武 清)

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第13 議案第26号 平成28年度河南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第26号の説明をさせていただきます。

補正予算書59ページをお願いいたします。

#### 議案第26号

##### 平成28年度河南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度河南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,636万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,965万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

##### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年3月22日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、60ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金で940万円の減額、繰入金、繰入金で846万8千円の減額、町債、町債で5,850万円の減額、歳入合計、補正前の額6億7,601万9千円から7,636万8千円を減額し、5億9,965万1千円といたします。

次に、61ページ、歳出でございます。

下水道建設費で7,489万8千円の減額、下水道管理費で147万円の減額、公債費は増額はございません。歳出合計、補正前の額6億7,601万9千円から7,636万8千円を減額し、5億9,965万1千円といたします。

めくっていただきまして、62ページでございます。「第2表地方債補正」でございます。

変更内容は限度額の変更のみで、まず、流域下水道事業で補正前の限度額50万円を40万円といたします。

次に、公共下水道事業は、補正前の限度額1億8,130万円を1億2,860万円といたします。

資本費平準化事業は、補正前の限度額7,030万円を6,520万円といたします。

公営企業会計導入事業につきましては、補正前の限度額700万円を640万円といたします。

いずれも事業費の確定によるものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入から説明をいたします。

(款) 国庫支出金の(項) 国庫補助金、(目) 下水道国庫補助金、(節) 下水道事業費補助金の公共下水道整備事業補助金で940万円の減ですが、これは交付金の内示額が要望額に対し減となったことによるものでございます。

次に、(款) 繰入金、(項) 繰入金、(目) 繰入金で846万8千円の減、これにつきましては、下水道事業費の減による一般会計からの繰入金の減でございます。

次に、(款) 町債、(項) 町債の(目) 下水道事業債で5,850万円の減、まず流域下水道事業債の大和川下流流域下水道事業債で10万円の減、これは流域下水道事業の負担額が減ったことによるものでございます。次に、公共下水道事業債で5,270万円の減、これは公共下水道の建設費の減によるものでございます。資本費平準化債で510万円の減、これは資本費平準化債の発行可能額の算定方法が変更されたことによるものでございます。公営企業会計適用債で60万円の減、これは事業費の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、66ページ、歳出でございます。

(款) 下水道費、(項) 下水道建設費、(目) 公共下水道建設費で7,239万円の減、これは委託料で219万2千円の減と工事請負費で2,786万2千円の減、補償補填及び賠償金で4,233万6千円の減でございます。交付金の減額による事業費の減及び落札減によるものでございます。

次に、(目) 公共下水道改良費で208万5千円の減、これは大宝地区で実施しております

下水道長寿命化事業の実施設計委託の落札減によるものでございます。

(目) 流域下水道建設費で42万3千円の減、これは大和川下流流域下水道事業負担金の負担額確定による減でございまして、国の交付額の減により事業量が減となったことによるものでございます。

次に、(款) 下水道費、(項) 下水道管理費、(目) 流域下水道管理費で87万円の減、これは大和川下流流域下水道維持管理負担金の確定による減で、主に電力費や燃料費の減によるものでございます。

(目) 公共下水道管理費で60万円の減でございます。これは平成28年度から平成30年度にかけて実施しております下水道事業の地方公営企業法適用移行業務の事業費確定による減でございます。適用の時期につきましては、平成31年4月を目標としております。

最後になりますが、(款) 公債費でございますが、(目) 元金と(目) 利子、これは財源更正でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田中議員。

○8番(田中慶一)

66ページです。工事請負費2,786万円、これは必要なものをやらなかったというのか、必要でなかったやつを予算計上を初めからしていたというのか、どちらか教えてほしいと。

それから、支障物件移転補償費というやつです。これは移転する必要がなかったということなのか、まだやっていないということなのか教えてください。

○議長(力武 清)

奥野まち創造部長。

○まち創造部長(奥野清文)

公共下水道建設費の2,786万2千円と補償補填及び賠償金4,233万6千円の減でございますが、交付金の減額によりまして、それに見合った事業量を算定しております。それと、落札減によるものでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

質問は、支障物件をまだ取り除いていないのか、取り除く必要がなくなったのか聞いているんですけども、答えがなかったというのと、橋梁構造工事が必要なのになぜやらなかった、その交付税がなくなったから縮小したと言われたんですけども、それで事業が進むのかどうか、考えを教えてください。

○議長（力武 清）

安井課長。

○まち創造部上下水道課長（安井啓悦）

今のご質問ですけれども、交付金の要望額に対しまして内示額が低うございました。これに対しまして、事業のほうは単独で実施するわけにはいきませんので、国庫補助を活用して事業を進めていく上で、当初見込んでいた計画ができなかったということでございます。したがって、補償補填につきましては、水道移設補償の費用になってございますけれども、こちらのほうにつきましても、水道を移設して下水道工事ができないということが生じますので、下水道工事に合わせて水道の補償補填のほうも計画のほうを見直したわけでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

平成29年度にこれをやるということですね。

○議長（力武 清）

安井課長。

○まち創造部上下水道課長（安井啓悦）

この事業につきましては、引き続き平成29年度に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第14 議案第27号 平成28年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野まち創造部長。

○まち創造部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第27号のご説明をさせていただきます。

別冊の水道事業会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。

1ページでございます。

議案第27号

平成28年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中施設改良事業、受託事業を次のように改める

(4) 主要な建設改良事業

施設改良事業 2億3,969万円から4,258万円を減額し、1億9,711万円とします。

受託事業9,100万7千円から4,268万円を減額し、4,832万7千円とします。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、水道事業収益 4億367万6千円から1,916万7千円を減額し、3億8,450万9千円とします。

第1項、営業収益 3億1,263万3千円から716万7千円を減額し、3億546万6千円とします。

第2項、営業外収益9,104万3千円から1,200万円を減額し、7,904万3千円とします。

支出。

第1款、水道事業費用 4億4,605万5千円から1,009万3千円を減額し、4億3,596万2千円とします。

第1項、営業費用 4億3,653万3千円から1,159万3千円を減額し、4億2,494万円とします。

第2項、営業外費用922万2千円から150万円を追加し、1,072万2千円とします。

めくっていただきまして、

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2億4,663万1千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,452万1千円、過年度分損益勘定留保資金 2億2,211万円を補填するものとする。）を

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2億395万1千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,009万円、過年度分損益勘定留保資金 1億9,486万1千円を補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、資本的収入1億796万9千円から4,358万円を減額し、6,438万9千円とします。

第1項、国庫補助金263万円から90万円を減額し、173万円とします。

第4項、工事負担金9,100万7千円から4,268万円を減額し、4,832万7千円とします。

支出。

第1款、資本的支出3億5,460万円から8,626万円を減額し、2億6,834万円とします。

第1項、建設改良費3億3,468万2千円から8,626万円を減額し、2億4,842万2千円とします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「4,930万6千円」を「4,305万1千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「518万9千円」を「418万9千円」に改める。

平成29年3月22日提出

河南町長 武田 勝 玄

続きまして、5ページをお願いいたします。

平成28年度河南町水道事業会計予算説明書の収益的収入から説明させていただきます。

水道事業収益、営業収益、その他営業収益、他会計負担金で276万7千円の減でございます。これは消火栓修繕負担金の減で、今年度は消火栓修繕の依頼がなかったことにより全額が減となったものでございます。次に、工事負担金で440万円の減、これは受託工事の事務費の減で、下水道事業に伴う水道管移設工事費の確定により事務費も減となったものでございます。

営業外収益、消費税及び地方消費税還付金、消費税及び地方消費税還付金で1,200万円の全部減でございます。これは企業団に委託しております大宝高区配水池の整備工事が工期延長により繰り越しとなり、これにより消費税を計算したところ、還付から納付となったものでございます。

めくっていただきまして、6ページ、収益的支出でございます。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費は、職員が1名減となったため、人件費が全額

減となったものでございます。

7ページの配水及び給水費、給料、法定福利費は人件費の額の確定による追加でございます。委託料ですが、200万円の減、これは水道メーターの取りかえで90万円の減、水道施設用地での草刈りで20万円の減、配水池清掃で90万円の減でございます。いずれも落札減によるものでございます。

めくっていただきまして、8ページの修繕費、一番上でございます。253万8千円の減で、消火栓の修繕依頼がなく、未実施となったことによる減でございます。

次に、総係費でございます。給料、法定福利費は人件費の額の確定による追加でございます。賃借料ですが、公用車借上料80万円の減で、落札減によるものでございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税、消費税及び地方消費税で150万円の追加でございます。これは収入で説明しました消費税計算の結果、必要額を計上したものでございます。

9ページ、資本的収入でございます。

資本的収入、国庫補助金、国庫補助金、国庫補助金で90万円の減、これは大宝高区配水池整備工事に伴う交付金で、交付金の内示額が要望額に対し減となったことによるものでございます。

次に、工事負担金ですが、下水道事業に伴う配水管移設等負担金で4,268万円の減、受託事業費が落札減により減額となったことによるものでございます。

めくっていただきまして、10ページでございます。資本的支出でございます。

資本的支出、建設改良費、建設改良費、委託料でございますが、測量設計費で直営での実施により108万円の減、大阪広域水道企業団委託料の協定額の確定により570万円の減でございます。工事請負費で配水施設の費用として3,580万円の減、企業団受水自動制御改造工事や町道河南橋山城線の配水管布設がえ工事等の落札減によるものでございます。

次に、受託事業費で委託料の測量設計で108万円の減、工事請負費の配水管移設で4,160万円の減、下水道事業に合わせた計画の見直しと落札減によるものでございます。

11ページ、量水器購入費、量水器購入費で、量水器で100万円の減、これも落札減によるものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を受けます。

中川議員。

○3番（中川 博）

3ページ、5ページと6ページ関係あるんですけども、営業外収益で9,104万3千円上がっているのと、営業外費用で922万2千円ですけども、どういう内容のものかというのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（力武 清）

安井課長。

○まち創造部上下水道課長（安井啓悦）

営業外収益の今回の補正でございますが、今回、消費税計算のほうで計算した結果、収入となっていた1,200万円が減額となったことにより、今回収入から納付のほうに計算の結果変わりました。それによって減額となりますので、消費税のほうを減額させていただくものです。

以上でございます。

○3番（中川 博）

1,200万円聞いているんじゃないかと、9,104万3千円、これはどういうお金かなという、営業外収益。営業収益というのは水道料金ですわね、まあ言うたら。営業外収益というのはどういうものかなと。

○議長（力武 清）

暫時休憩します。

休 憩（午前11時39分）

~~~~~

再 開（午前11時40分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を進行いたします。

安井課長。

○まち創造部上下水道課長（安井啓悦）

営業外収益についての内容でございますが、営業外収益の内容というのは主に利息の分でございます。そして、営業外費用につきましては、これまでの企業債の償還利息、償還の分でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、どちらも利息ということですね。

○まち創造部上下水道課長（安井啓悦）

そうです。

○3番（中川 博）

わかりました。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

討論ないようでございますので、終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第15 議案第28号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に、森田総合政策部長の除斥を求めます。

〔森田昌吾総合政策部長 除斥〕

○議長（力武 清）

それでは、提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

議案第28号は人事案件でございますから、私のほうから直接ご提案を申し上げます。

議案第28号

副町長の選任について

下記の者を河南町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月22日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記

住所 大阪府富田林市川面町2丁目3番12号（803）

氏名 森 田 昌 吾

生年月日 昭和31年9月1日

説明をさせていただきます。

副町長は、私は町長に就任をさせていただいて以来、ずっと府から派遣をお願いしてまいりました。初代の副町長は中村さん、そして江島さん、堀井さん、渋田さん、生澤さん、そして現在奥村副町長に務めてもらっておりますが、その奥村副町長はこの3月末で任期切れとなります。新しい副町長を選任する必要が生じます。私は、これまで府から来ていただいていましたが、この際、職員から上げたいと申しますか、そのように決断をいたしまして、今総合政策部長であります森田昌吾さんを副町長にしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

略歴を申します。

富田林高校を卒業後、同志社大学工学部に入られて、その工学部を昭和55年3月に卒業。同年4月には一般企業であります五味屋株式会社に入社されて、翌年、昭和56年4月に退社をされ、その年の4月、すなわち昭和56年4月に本町役場に採用となっております。その後、ずっと職員畑を務め、平成19年には総務部企画財政課長、平成21年には総務部副理事兼企画財政課長、平成22年には兼総務課長、同じく平成22年8月には総務部副理事兼人事財政課長

兼総務課長、平成23年4月に総務部長、同25年4月に今の総合政策部長であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件でございますので、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

ここで、森田総合政策部長の除斥を解きます。

〔森田昌吾総合政策部長 復席〕

○議長（力武 清）

申し上げます。

ただいま副町長の選任に同意されましたので、森田昌吾氏に告知いたします。ご登壇の上、挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長（森田昌吾）（登壇）

それでは、お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議員の皆様の格別のご高配により、ご同意を賜り厚く御礼申し上げます。改めて副町長の職責の重さを痛感しておる次第でございます。今後、なお一層自己研さんに努め、職務に精励したいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、今、地方公共団体は人口減少、少子高齢化という大きな波の真ただ中にあり、私が河南町に奉職いたしました36年前と比較にならないような難しい時代に直面しております。この大きな波は乗り越えていかなければなりません。

武田町長の補佐役として、来年度が町長の3期目の総仕上げの重要な年であることを肝に

銘じまして、微力ではございますが、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。どうかこれまで以上、議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

森田昌吾氏の挨拶が終わりました。今後ともよろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第16 議員提出議案第1号 河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

議員提出議案第1号

河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月22日提出

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 佐々木 | 希 絵     |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 浅 岡 | 正 広     |
|     |         | 〃   | 中 川 博   |
|     |         | 〃   | 廣 谷 武   |
|     |         | 〃   | 田 中 慶 一 |
|     |         | 〃   | 小 山 彬 夫 |
|     |         | 〃   | 浅 岡 幸 晴 |

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

河南町議会定例会の回数に関する条例（昭和31年河南町条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「年4回」を「年1回」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

詳しくは、めくっていただいた新旧対照表を見ていただければと思います。

以上です。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

資格審査特別委員会の継続審査申し出の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、追加日程により行うことに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

追加日程第1 資格審査特別委員会の継続審査申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付させていただいております資格審査特別委員会の継続審査申出書のとおり、閉会中の審査及び平成29年度調査経費を100万円以内にするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、追加日程により行うことに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

追加日程第2 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、また広報特別委員会委員長から、閉会中に議会だよりの編集及び発行の申し出がありました。また、交通問題対策特別委員会委員長、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長、河南町政治倫理に関する特別委員会委員長から、それぞれ閉会中に所管事項の審査を行いたいとの申し出がございました。

閉会中に審査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に行うことに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上で、本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

次に、この3月末日をもちまして退任されます奥村副町長でございますが、本3月定例会が最後の議会となりますので、ご登壇をいただき、退任の挨拶をいただきたいと思います。

○副町長（奥村格一）（登壇）

貴重なお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

力武議長を初めまして町議会議員の皆様方には、2年間本当にお世話になりました。皆様方の温かく、そして優しいご指導、ご鞭撻によりまして、今こうして副町長の職責を何とか無事に終えることができようとしております。

思い返しますと今から2年前、副町長選任の同意をいただきまして、まさにこの場所で皆様に初めて、武田町長のもと河南町政の発展のため誠心誠意尽くしてまいりたいとご挨拶をさせていただきました。それからこの間、地域、地区等の多くの住民の皆さんとたくさんのお話をさせていただき、日々あらゆる町政分野を担当させていただきました。

私は、これまで大阪府という大きな組織で広域行政を担当させていただいておりました。しかし、この河南町で地方自治、住民自治の根幹とも言えます基礎自治体行政、町行政に初めて携わらせていただき、改めて人と人とのつながりの大切さ、大事さを痛感いたしました。私にとりましては、あっという間の2年間でございます。そのように思えますのも、河南町の豊かな自然、そこに住まれます皆様方の人柄のおかげと考えております。

そして、町制施行60周年という歴史的な節目の年に立ち会いをさせていただきました。この経験は何物にもかえることのできない大事な大事な私のお宝であります。私の人生の中で貴重なすばらしい時間を刻むことができ、心よりお礼を申し上げます。

今後、自治体運営はますます難しいものになると考えられます。河南町も難しい局面を迎えることがあると存じます。それを乗り切るためには、住民の力が必要でございます。幸い、河南町には厳しい課題に対応できるポテンシャルがあります。町長と議会議員の皆様を先導役として、今後ともほかの自治体に誇れる河南町を築いていかれるものと確信をしております。

す。

私は、4月には大阪府に戻りますが、これからも府の職員である以上、何らかの形で河南町との関係は続きます。この2年間のご縁を大切にしていまいりたいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

結びになりましたが、河南町のますますのご発展と皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。私の退任のご挨拶とさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。

○議長（力武 清）

挨拶が終わりました。

奥村副町長には、2年間にわたり、本町の発展のためいろいろとご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。心よりお礼申し上げます。今後とも健康には留意され、大阪府での活躍、心よりご祈念いたしております。

ここで、町長より、本定例会の閉会に際し、挨拶の申し出がございましたので、これをお受けいたします。

町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

平成29年第1回河南町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意、ご承認賜りましてありがとうございました。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいります。

早いもので、平成29年度は私の3期目の任期の最終年度となります。今後も住みたいまち、そして住み続けたいまちの実現に向けまして諸事業を推進してまいりたいと存じますので、議員の皆様方にはご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成28年度の各会計補正予算につきましては、本日の本会議においてご可決を賜りましたが、一般会計では地方譲与税や各種交付金の確定などによりまして、3月末日までに専決予算を調製させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍をされますことをお祈り申し上げます。閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（力武 清）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解願います。

去る3月7日より16日間にわたり慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成29年第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後0時00分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

河南町議会議員

河南町議会議員